FSA Institute
Discussion Paper Series

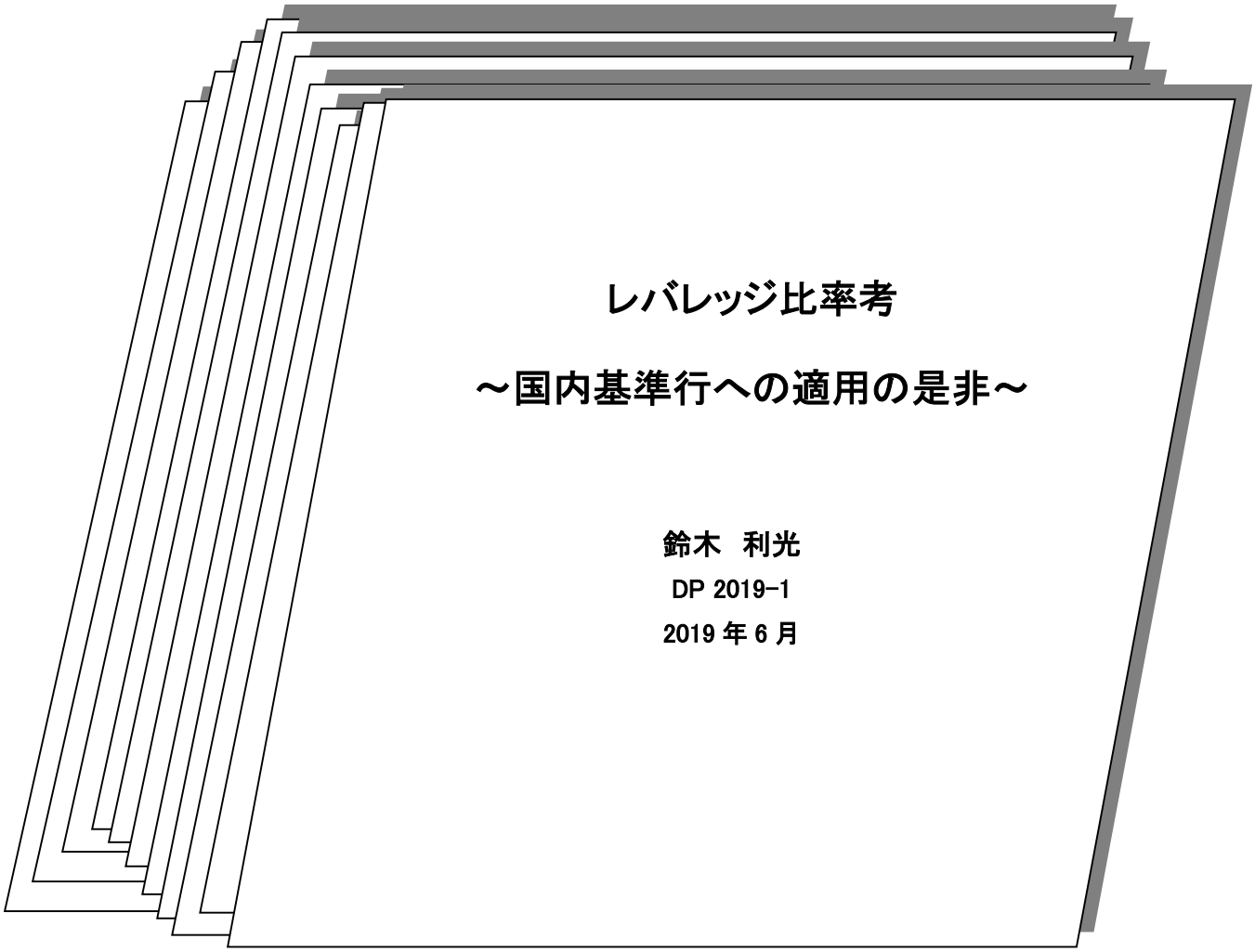

レバレッジ比率考

～国内基準行への適用の是非～

鈴木　利光

DP 2019-1

2019 年 6 月

金融庁金融研究センター
Financial Research Center (FSA Institute)
Financial Services Agency
Government of Japan

金融庁金融研究センターが刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html

本ディスカッションペーパーの内容や意見は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。

＜金融庁金融研究センター　ディスカッションペーパー DP2019-1（2019 年 6 月）＞

レバレッジ比率考

～国内基準行への適用の是非～

鈴木　利光*

概　　要

バーゼルⅢで「レバレッジ比率」の導入が合意され、相応の時間が経過している。

しかし、本邦でレバレッジ比率が「一柱化」（最低水準の導入をいう）されたのは、2019 年 3 月末のことであり、いわば「古くて新しいテーマ」となっている。

本邦では、国際統一基準行の自己資本比率をバーゼルⅢにアップデートした時点（2013 年 3 月末）から一年後に、国内基準行の自己資本比率にバーゼルⅢの要素を取り入れた大幅改訂をしたという経緯がある。

そのため、国内基準行にあっては、レバレッジ比率についても、2019 年 3 月末より計算告示から新一柱告示にアップデートされたことを受けて、国内基準行向けの、本邦オリジナルのレバレッジ比率が早晩導入されるのではないかと危惧する先もあろう。

そこで、本稿では、レバレッジ比率を国内基準行にまで導入すべきか否かを、本邦における国内基準行計 529 個を対象に行った「簡易レバレッジ比率」の試算により得られた結果を基に検討する。

併せて、国際合意におけるレバレッジ比率の導入の背景や、本邦における実施の経緯を振り返る。

キーワード：バーゼル、レバレッジ比率、自己資本比率

* 金融研究センター研究官。本稿の執筆にあたっては、吉野直行先生（金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長、慶応義塾大学名誉教授）をはじめとする、金融庁での報告会参加者の方々から貴重なコメントを頂いた。なお、本稿に掲載されている内容（2019 年 6 月 14 日執筆時点）や意見は筆者個人に属し、金融庁及び金融研究センターの公式見解を示すものではない。

１．　はじめに

バーゼルⅢで「レバレッジ比率」の導入が合意され、相応の時間が経過している。

しかし、本邦でレバレッジ比率が「一柱化」（最低水準の導入をいう）されたのは、2019 年 3 月末のことであり、いわば「古くて新しいテーマ」となっている。

そこで、本稿では、レバレッジ比率の導入・実施の背景を踏まえ、これを本邦における「国内基準行」に適用することの是非を検討する。

２．　国際合意導入の背景と経緯

レバレッジ比率とは、簡素な、リスク・ウェイトによる調整を行わない非リスクベースの指標であり、リスクベースの指標である自己資本比率を補完するものである。その趣旨は、金融システムにおけるレバレッジの拡大を抑制することにある。

自己資本比率と比較した場合のレバレッジ比率の特徴は、繰り返しになるが、「リスク・ウェイトによる調整を行わない非リスクベースの指標」である点にある。結果として、レバレッジ比率は、リスクベースの指標である自己資本比率と比較した場合、好況（ブーム）時、すなわち総与信の増加がみられるケースにおいて、より制約的な機能を有する（カウンター・シクリカルな性質を有する）ことになると考えられている[1)]。

レバレッジ比率の枠組みを端的にあらわしたのが、図表 1 である。

図表１　レバレッジ比率の枠組み

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本の額}}{\text{オン・バランス資産の額} + \text{デリバティブ取引等に関する額} + \text{レポ取引等に関する額} + \text{オフ・バランス取引に関する額}} \geqq 3\%$$

（出所）金融庁資料等を参考に筆者作成

ここで、簡単に、国際合意におけるレバレッジ比率の導入の背景と経緯を振り返りたい。

1)　参考文献 1 参照

２．１　バーゼルⅢ合意（2010 年 12 月）

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、2008 年の金融危機で得た教訓を踏まえ、2010 年 12 月、「バーゼルⅢ」を公表している[2)]。

ここで、バーゼル規制史上初めて、レバレッジ比率の導入が合意されている[3)]。その背景には、金融危機時、政府による救済を要するまで財政状態が悪化した金融機関の一部は、自己資本比率自体は最低水準を大幅に上回っていたことから、自己資本比率という枠組みのみでは金融機関の破綻を未然に防ぐ効果が不十分なのではないかとの反省がある[4)]。

なお、この時点で示されたテキストは、骨組みにとどまっており、かつ、開示要件までは定められていない。

しかし、「2013 年 1 月から 2017 年 1 月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示（第 3 の柱）は、2015 年 1 月から。」[5)]という、水準及びスケジュールに関する展望は、この時点で固まっている。

２．２　「18 年基準」（2014 年 1 月）

バーゼル委は、バーゼルⅢの枠組みの公表からおよそ３年後の 2014 年 1 月、レバレッジ比率の算出方法に関する最終合意を公表している[6)]。

この最終合意の位置付けは、「2015 年 1 月 1 日から開始するレバレッジ比率の開示に対応するため、レバレッジ比率の計算方法の枠組みをバーゼルⅢ規則文書（2010 年 12 月）の内容から改訂・具体化し、開示要件を示したもの。」[7)]である。

そして、水準及びスケジュールについては、改めて、「3%を最低水準としてテストが行われ（試行期間：2013 年 1 月 1 日～2017 年 1 月 1 日）、2018 年 1 月 1 日から第 1 の柱への移行を視野に入れつつ、2017 年前半までにレバレッジ比率の定義及び水準について最終的な調整を行う予定」[8)]である旨表明している。

本稿では、2018 年 1 月からレバレッジ比率を「一柱化」することを念頭に置いた計算方法のテキストである点に着目し、この最終合意を、「18 年基準」と呼称する。

２．３　「22 年基準」（2017 年 12 月）

バーゼル委は、2017 年 12 月、いわゆる「バーゼルⅢ最終化パッケージ」の一項目として、レバレッジ比率の枠組みの見直しに係る最終合意を公表している[9)]。

この最終合意には、二つの側面がある。

---

2) 参考文献２参照
3) 参考文献３参照（2011 年６月の修正版）
4) 一例として、参考文献１を参照されたい。
5) 参考文献一より引用
6) 参考文献４参照
7) 参考文献二より引用
8) 参考文献二より引用
9) 参考文献５参照

一つ目の側面は、「最低水準 3%以上で 2018 年 1 月から一柱化」という、これまでは「念頭に置かれてきた」ターゲットを、改めて確定したことである。

二つ目の側面は、18 年基準にいくつかの改訂を施し、それを（他のバーゼルⅢ最終化パッケージの項目と同様、）2022 年 1 月から適用することである。

主な改訂としては、「G-SIB（Global Systemically-Important Bank）バッファー[10]の 50%をレバレッジ比率の所要水準に上乗せ」、「デリバティブ取引等に関する額の算出方法について、従来の『修正 CEM』から、『修正 SA-CCR』に変更」[11]の二点が挙げられる。

本稿では、上記の二つ目の側面に着目し、この最終合意を、「22 年基準」と呼称する。

なお、22 年基準における「G-SIB バッファーの 50%の上乗せ」であるが、これは、最低水準を引き上げるというわけではなく、あくまでも「バッファー」の拡充要求である。例えば、G-SIB バッファー1%の金融機関に対しては、その 50%である「0.5%」を、バッファーとして、レバレッジ比率の所要水準に上乗せすることが求められる。この上乗せされた「0.5%」を下回った場合は、その度合いに応じ、配当、賞与、自社株買い等の社外流出制限が課される（図表 2 参照）。これは、自己資本比率における「資本バッファー」の考え方を踏襲したものである。

図表 2　「G-SIB バッファーの 50%」を下回った場合の社外流出制限

社外流出の制限割合（利益対比）	【参考】CET1 比率	レバレッジ比率（Tier 1）
100%	4.5%以上 5.375%以下	3%以上 3.125%以下
80%	5.375%超 6.25%以下	3.125%超 3.25%以下
60%	6.25%超 7.125%以下	3.25%超 3.375%以下
40%	7.125%超 8%以下	3.375%超 3.5%以下
0%	8%超	3.5%超

（注）「G-SIB バッファー1%」のケースを想定

（出所）バーゼル委資料を参考に筆者作成

３．　本邦実施の経緯

続いて、これまた簡単に、本邦におけるレバレッジ比率の実施の経緯を振り返りたい。

３．１　「計算告示」（2015 年 3 月）

金融庁は、2015 年 3 月、18 年基準に基づく計算結果の開示を目的とした告示を公表している[12]。

10) 参考文献三・四参照
11) 参考文献五参照
12) 参考文献六参照

この告示には、最低水準の定めがなく、レバレッジ比率の計算方法と開示要件のみが定められている。

本稿では、そうした部分に着目し、この告示を、「計算告示」と呼称する。

計算告示は、2015 年 3 月 31 日から適用されている（「【別紙 1】図表 A：国際統一基準行のレバレッジ比率」参照）。

なお、18 年基準が連結開示のみを求めるにとどまっている点を踏襲し、計算告示においても、連結レバレッジ比率の開示のみで足りることとしている[13]。

３．２　「新一柱告示」（2019 年 3 月）

金融庁は、2019 年 3 月、18 年基準の一柱化を目的とした告示を公表している[14]。

この告示には、二つの側面がある。

３．２．１　「18 年基準の一柱化」

一つ目の側面は、既に述べたとおり、「18 年基準の一柱化」である。

これにより、ただレバレッジ比率の計算結果を開示してさえいれば問題がなかった計算告示とは異なり、新たに「一柱化」、すなわち最低水準が導入され、「3%以上」のレバレッジ比率を遵守することが求められることとなった。

仮にこの最低水準を下回った場合は、レバレッジ比率が自己資本比率の補完的指標であることにかんがみ、その下回った度合いに応じて、自己資本比率のケースと同内容の早期是正措置の対象となる（図表 3 参照）。

早期是正措置の対象になることとの整合性にかんがみ、従来の計算告示では連結レバレッジ比率の開示のみで足りることとしていたが、この告示では単体レバレッジ比率の開示も併せて求めている。

本稿では、この一つ目の側面に着目し、この告示を、「新一柱告示」と呼称する。

新一柱告示は、2019 年 3 月 31 日から適用されている。

図表 3　最低水準（3%以上）を下回った場合の対応

早期是正措置の区分	【参考】 総自己資本比率	【参考】 Tier 1 比率	レバレッジ比率
第一区分（注 1）	4%以上 8%未満	3%以上 6%未満	1.5%以上 3%未満
第二区分（注 2）	2%以上 4%未満	1.5%以上 3%未満	0.75%以上 1.5%未満
第二区分の二（注 3）	0%以上 2%未満	0%以上 1.5%未満	0%以上 0.75%未満

13) 連結対象がない金融機関については、単体レバレッジ比率を開示することとなる。

14) 参考文献七参照

早期是正措置の区分	【参考】 総自己資本比率	【参考】 Tier 1 比率	レバレッジ比率
第三区分（注 4）	0%未満	0%未満	0%未満

（注 1）経営改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含む）の提出の求め及びその実行の命令

（注 2）資本増強計画の提出および実行、総資産抑制、不利な条件での取引抑制、業務の縮小、営業所の廃止、付随業務の縮小等の命令

（注 3）自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令

（注 4）業務の全部又は一部の停止の命令

（出所）金融庁資料を参考に筆者作成

３．２．２　「修正 SA-CCR の前倒し適用」

新一柱告示における二つ目の側面は、「修正 SA-CCR の前倒し適用」である。

18 年基準では、レバレッジ比率における「デリバティブ取引等に関する額」の計算方法は、自己資本比率におけるカレント・エクスポージャー方式（CEM: the Current Exposure Method）をベースにし、そのリスク・センシティビティに一定程度の制約を加えた、「修正 CEM」の適用が定められている。そのため、本邦においても、計算告示においては、修正 CEM の適用を定めている。

これに対して、22 年基準では、修正 CEM に代えて、「修正 SA-CCR」の適用が定められている。

まず、“SA-CCR”とは、“the Standardised Approach for measuring Counterparty Credit Risk exposures”の略称であり、自己資本比率におけるデリバティブ取引のエクスポージャー額の計算方法のうち、従来の CEM 及び標準方式に取って代わる、新たな標準的手法をいう。特徴としては、CEM に、先進的な計算方法である「期待エクスポージャー方式」の要素を注入しており、CEM よりリスク・センシティブな計算方法となっている点が挙げられる。

バーゼル委は、2014 年 3 月に、SA-CCR の最終合意を公表している[15)]。最終合意では、2017 年 1 月から適用することとしている。

これを受けて、金融庁は、2018 年３月、従来の CEM 及び標準方式を SA-CCR に置換えることを目的とした告示を公表している[16)]。本稿では、この告示を、「SA-CCR 告示」と呼称する。SA-CCR 告示は、2018 年 3 月 31 日から適用されている。

修正 SA-CCR は、レバレッジ比率における「デリバティブ取引等に関する額」の計算方法として、この SA-CCR をベースにし、そのリスク・センシティビティに一定程度の制約を加えたものをいう。

この修正 SA-CCR の適用は、22 年基準の一内容であることから、国際合意上は、2022 年（本

15) 参考文献 6 参照
16) 参考文献八参照

邦でいうと 3 月末）までの猶予が認められている。

にもかかわらず、新一柱告示では、修正 SA-CCR の前倒し適用を定めている。これは、SA-CCR 告示により、自己資本比率計算においてすでに SA-CCR の適用が定められていることに呼応したものである。

もっとも、これはあくまでも本則の取扱いであり、「当分の間」は修正 CEM の適用を認める経過措置が定められている。これもまた、SA-CCR 告示が、「当分の間」は CEM の適用を認める経過措置を定めていることに呼応したものである。ここでいう「当分の間」が、22 年基準の適用時期を念頭に置いたものであることは、想像に難くない。

参考として、修正 CEM と修正 SA-CCR の概要を簡単に紹介したものが、図表 4 である。

図表 4　修正 CEM と修正 SA-CCR の概要

18 年基準	**修正 CEM** ➢ **エクスポージャー　＝** **RC_{CEM} ＋ PFE_{CEM} ＋ 想定元本（クレジット）** ➢ **証拠金によるエクスポージャー削減効果は、以下の例外を除いて認めない。** ✓ **一定の要件を満たした現金変動証拠金（CVM）の受渡しは決済とみなし、RC を減額。**
22 年基準	**修正 SA-CCR** ➢ **エクスポージャー　＝** **1.4 ×　（RC_{SA-CCR} ＋ PFE_{SA-CCR}）　＋ 想定元本（クレジット）** ➢ **証拠金によるエクスポージャー削減効果は、以下の例外を除いて認めない。** ✓ **一定の要件を満たした現金変動証拠金（CVM）の受渡しは決済とみなし、RC を減額。** ✓ **変動証拠金の受渡しによるマージン期間の短縮効果については、PFE の縮減を通してエクスポージャー計測に反映。**

（注）RC: Replacement Cost（再構築コスト）／ PFE: Potential Future Exposure（将来の潜在的なエクスポージャー）

（出所）金融庁資料を参考に筆者作成

４．　レバレッジ比率と国内基準行

ここまでの議論は、本邦においては、あくまでも「国際統一基準行」（海外に営業拠点を有する金融機関）を対象としたものである。

バーゼル規制自体は、第一義的には、国際統一基準行を対象としたものであり、それに該当

しない「国内基準行」への適用は各管轄の裁量に委ねられている。

本邦では、自己資本比率については、国際統一基準行に適用されているバーゼルⅢとは異なる、本邦オリジナルの自己資本比率規制を適用している。そのオリジナリティの例として、最低水準が国際統一基準行の半分の「4%以上」である点、分子の自己資本が国際統一基準行と異なり劣後債の算入が認められない「コア資本」である点が挙げられる[17]。

本邦では、国際統一基準行の自己資本比率をバーゼルⅢにアップデートした時点（2013 年 3 月末）から一年後に、国内基準行の自己資本比率にバーゼルⅢの要素を取り入れた大幅改訂をしたという経緯がある。

そのため、国内基準行にあっては、レバレッジ比率についても、2019 年 3 月末より計算告示から新一柱告示にアップデートされたことを受けて、国内基準行向けの、本邦オリジナルのレバレッジ比率が早晩導入されるのではないかと危惧する先もあろう。

そこで、レバレッジ比率を、国内基準行にまで適用すべきか否かを検討する。

４．１　簡易レバレッジ比率の試算方法

まず、国内基準行の現状を把握すべく、国内基準行 529 個（銀行 108 個、信託銀行 9 個、信用金庫 259 個（中央機関を含む。）、信用組合 139 個（中央機関を含む。）、労働金庫 14 個（中央機関を含む。））の簡易レバレッジ比率を試算した[18]。

簡易レバレッジ比率の試算は、新一柱告示を参考に、国内基準行の公表資料のうち、本稿執筆時点（2019 年 6 月 14 日）で最新のバーゼル規制関連資料が含まれているもの（銀行・信託銀行については 2018 年 9 月末時点の中間ディスクロージャー誌、信用金庫・信用組合・労働金庫については 2018 年 3 月末時点のディスクロージャー誌）から得られる、「近似値」と考えられる数値を用いることによって行った。具体的な試算方法は、図表 5 を参照されたい。

図表 5　国内基準行：簡易レバレッジ比率の試算方法

試算項目	留意点
自己資本の額　（X）	バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
総資産の額　（a）	連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（▲）支払承諾見返（債務保証見返）（b）	連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（▲）コア資本に係る調整項目の額（c）	バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
小計 (1)（＝a＋b＋c）	－オン・バランス資産の額－

17) 参考文献九・十参照

18) 本来、国内基準行は計 540 個であるが、11 個（信託銀行 2 個、信用金庫 1 個、信用組合 8 個）のデータが収集不可であったため、簡易レバレッジ比率の試算結果を得られたのは計 529 個であった。

試算項目	留意点
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（d）	➢ バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。 ➢ レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
クレジット・デリバティブの想定元本の額（e）	➢ バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。 ➢ クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
小計 (2)（＝d＋e）	ーデリバティブ取引等に関する額ー
オフ・バランス取引の与信相当額（f）	➢ バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。 ➢ 内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（g）	➢ 連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。 ➢ コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
小計 (3)（＝f＋g）	ーオフ・バランス取引に関する額ー
総エクスポージャー額（Y）（＝ (1) ＋ (2) ＋ (3)）	レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
簡易レバレッジ比率（＝X/Y）	ー
（▲）経過措置による自己資本調整額（h）	➢ バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。 ➢ 「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に

試算項目	留意点
	含まれる額」(注)、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
経過措置終了後の自己資本の額（XX）（ = X + h）	バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（i）	➢ バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。 ➢ 「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
経過措置終了後の総エクスポージャー額（YY）（ = Y + i）	レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（ = XX/YY）	－

（注）銀行・信託銀行のみ

（出所）金融庁資料を参考に筆者作成

４．２　試算結果

４．２．１　銀行

図表 5 の試算方法によって得られた各銀行の簡易レバレッジ比率の試算結果は、「【別紙 8】図表 I：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）」のとおりである。

これを散布図にしたのが、「【別紙 3】図表 C：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（銀行）」である。

ここから分かるとおり、銀行の簡易レバレッジ比率の平均は「4.81%」（最高は「17.01%」、最低は「1.49%」）であり、国際統一基準行の最低水準である「3%以上」を上回っている。もっとも、これを下回っている銀行が 6 個ある。

４．２．２　信託銀行

図表 5 の試算方法によって得られた各信託銀行の簡易レバレッジ比率の試算結果は、「【別紙

9】図表 J：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信託銀行）」のとおりである。

これを散布図にしたのが、「【別紙 4】図表 D：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（信託銀行）」である。

ここから分かるとおり、信託銀行の簡易レバレッジ比率の平均は「20.11%」（最高は「91.48%」、最低は「0.34%」）であり、国際統一基準行の最低水準である「3%以上」を上回っている。もっとも、これを下回っている信託銀行が 4 個ある。

なお、簡易レバレッジ比率の分母には、自身の自己資本・資金の運用・調達に係る「銀行勘定」の資産しか含まれないところ、信託銀行の場合、信託目的に沿い受益者のために管理・運用・処分する信託財産に係る「信託勘定」以外に、銀行勘定の資産をどれだけ保有しているかというビジネス・モデルの違いにより、簡易レバレッジ比率の試算結果に大きなばらつきが見られたものと考えられる。

４．２．３　信用金庫

図表 5 の試算方法によって得られた各信用金庫の簡易レバレッジ比率の試算結果は、「【別紙 10】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）」のとおりである。

これを散布図にしたのが、「【別紙 5】図表 E：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（信用金庫）」である。

ここから分かるとおり、信用金庫の簡易レバレッジ比率の平均は「5.68%」（最高は「19.94%」、最低は「1.67%」）であり、国際統一基準行の最低水準である「3%以上」を上回っている。もっとも、これを下回っている信用金庫が 7 個ある。

４．２．４　信用組合

図表 5 の試算方法によって得られた各信用組合の簡易レバレッジ比率の試算結果は、「【別紙 11】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）」のとおりである。

これを散布図にしたのが、「【別紙 6】図表 F：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（信用組合）」である。

ここから分かるとおり、信用組合の簡易レバレッジ比率の平均は「6.25%」（最高は「19.05%」、最低は「1.92%」）であり、国際統一基準行の最低水準である「3%以上」を上回っている。もっとも、これを下回っている信用組合が 5 個ある。

４．２．５　労働金庫

図表 5 の試算方法によって得られた各労働金庫の簡易レバレッジ比率の試算結果は、「【別紙 12】図表 M：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（労働金庫）」のとおりである。

これを散布図にしたのが、「【別紙 7】図表 G：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（労働金庫）」である。

ここから分かるとおり、労働金庫の簡易レバレッジ比率の平均は「4.98%」（最高は「7.56%」、

最低は「2.76%」）であり、国際統一基準行の最低水準である「3%以上」を上回っている。もっとも、これを下回っている労働金庫が 1 個ある。

４．３　検討

４．３．１　レバレッジ比率を国内基準行にまで適用すべきか

こうした試算結果（５．２参照）を踏まえて、レバレッジ比率を国内基準行にまで適用すべきか否かを検討する。

国際統一基準行の最低水準である「3%以上」を前提とした場合、国内基準行 529 個中、簡易レバレッジ比率が最低水準を下回るのは、23 個（銀行 6 個、信託銀行 4 個、信用金庫 7 個、信用組合 5 個、労働金庫 1 個）にとどまる見込みである。

これを踏まえて、まずは、国内基準行全体について、レバレッジ比率の状況を業法[19]に基づく報告徴求の対象とすることで「意識付け」をし、それにより改善が見られるか否かをモニタリングすべきである（特に上記 23 個）。

そのうえで、改善が見られない場合は、個別の金融機関ごとに、その「原因」についてヒアリング（対話）すべきである。

現時点で考えられる「原因」としては、分子の「自己資本」の絶対量が不足しているという点を除けば、「自己資本比率計算上は分母のリスク・アセットに計上されない資産、すなわち現金と国債の保有割合が過大であること」が挙げられる。

このうち、「現金保有」については、「預貸率」（貸出金÷（預金＋譲渡性預金）×100）が低い場合は、預金の受入を制限することでその過大保有を抑制することが考えられる。

しかし、それは「地域金融機関の在り方」と密接に関連する問題であり、第一義的には国際統一基準行を想定した健全性規制の導入で強制的に解消すべきものではない。

また、いまひとつの「国債保有」については、その過大保有で懸念すべきは金利リスクである。

しかし、国債保有の金利リスクについては、別の健全性規制である「銀行勘定の金利リスク（IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）」[20]により捕捉可能である。

従って、結論としては、「規制（一柱）としての適用はせず、モニタリングの対象にとどめる」べきと考える。

ちなみに、簡易レバレッジ比率が国際統一基準行の最低水準である「3%以上」を下回る国内基準行 23 個につき、それぞれ、預貸率と国債保有割合（業界平均との比較）、分母のエクスポ

---

19) 銀行法第 24 条、信用金庫法第 89 条第 1 項、中小企業等協同組合法第 105 条の 3、労働金庫法第 94 条第 1 項参照

20) バーゼル委による、従来の「アウトライヤー規制」（銀行勘定の金利リスク量が自己資本の 20%を超える金融機関の自己資本の適切性について、監督当局が特に注意を払うとする、「第 2 の柱」（監督指針）に基づくモニタリング制度）のアップデート（ショック・シナリオの複雑化、ショック幅の厳格化、開示の強化等）をいう。バーゼル委が公表した最終合意（2016 年 4 月）については参考文献 7 を、本邦の国内基準行における実施（2018 年 3 月末以降）については参考文献十一を、本邦の国内基準行における実施（2019 年 3 月末以降）については参考文献十二を参照されたい。

ージャー（オン・バランス資産の額）から現金と国債を除いた場合の簡易レバレッジ比率を調べた結果が、図表 6 である。

図表 6　「現金保有」・「国債保有」と簡易レバレッジ比率

金融機関	預貸率↑ (注1)（業態平均）		国債保有割合↓ (注2)（業態平均）		簡易レバレッジ比率（ノーマル）	簡易レバレッジ比率（現金・国債なし）(注3)	【参考】自己資本比率
銀行 6	70.97%	(66.02%) (注4)	10.34%	(26.96%)	2.64%	*3.01%*	10.40%
銀行 8	66.16%		11.80%		1.49%	1.89%	8.73%
銀行 11	37.88%		1.02%		2.61%	*5.05%*	32.46%
銀行 14	53.45%		35.58%		2.18%	*3.58%*	12.94%
銀行 43	68.82%		18.13%		2.51%	2.63%	11.09%
銀行 55	92.07%		51.24%		2.72%	*3.54%*	9.18%
信託銀行 2	1561.38%	(217.21%)	99.50%	(36.55%)	0.79%	0.79%	51.25%
信託銀行 9	— (注5)		62.01%		2.50%	2.71%	95.56%
信託銀行 10	2.13%		9.91%		0.34%	*16.66%*	30.88%
信託銀行 11	193.96%		0.41%		0.48%	1.04%	34.32%
信用金庫 57	36.97%	(50.3%) (注6)	11.47%	(16.42%)	1.67%	1.72%	5.72%
信用金庫 58	47.18%		1.09%		2.19%	2.22%	7.05%
信用金庫 62	40.54%		5.61%		2.81%	2.89%	7.80%
信用金庫 74	49.79%		6.76%		2.99%	*4.25%*	7.34%
信用金庫 75	58.84%		2.70%		2.73%	*3.94%*	5.25%
信用金庫 130	63.84%		0.00%		2.33%	2.37%	7.07%

金融機関	預貸率↑ (注1)（業態平均）		国債保有割合↓ (注2)（業態平均）		簡易レバレッジ比率（ノーマル）	簡易レバレッジ比率（現金・国債なし）(注3)	【参考】自己資本比率
信用金庫 241	55.00%		20.85%		2.96%	*3.21%*	8.02%
信用組合 1	54.12%	(54.4%) (注7)	35.44%	(18.38%)	1.92%	2.21%	14.51%
信用組合 34	37.59%		9.11%		2.71%	2.81%	8.07%
信用組合 60	42.83%		3.73%		2.61%	2.64%	7.68%
信用組合 66	54.32%		65.14%		2.83%	*3.02%*	6.64%
信用組合 68	40.18%		14.21%		2.97%	*3.09%*	7.28%
労働金庫 1	24.29%	(64.61%) (注8)	28.20%	(42.89%)	2.76%	*3.14%*	25.76%

（注 1）「貸出金÷（預金＋譲渡性預金）×100」。業態平均を下回っている数値に下線部。

（注 2）保有有価証券（商品有価証券を除く）に占める国債の割合。期末残高を優先し、ない場合は平均残高。業態平均を上回っている数値に下線部。

（注 3）分母のエクスポージャーから現金（抽出不能な場合は、「現金・預け金」の数値で代用）と国債を除いた結果、「3%」を上回っている数値を斜体に。

（注 4）東京商工リサーチ「2018 年 9月中間期 単独決算ベース『銀行114行 預貸率』調査」（2019 年 3 月）より引用

（注 5）分母（預金＋譲渡性預金）がゼロのため算出不可。

（注 6）信金中金 地域・中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計（2017 年度）」より引用

（注 7）全国信用組合中央協会「信用組合業界概況」より引用

（注 8）全国労働金庫協会「全国 13 労働金庫の 2017 年度決算概況について」（2018 年 8 月）より引用

（出所）各金融機関の公表資料（銀行・信託銀行については 2018 年 9 月末時点の中間ディスクロージャー誌、信用金庫・信用組合・労働金庫については 2018 年 3 月末時点のディスクロージャー誌）を参考に筆者作成

このように、簡易レバレッジ比率が「3%」を下回っている 23 個の国内基準行のうち 11 個が、分母のエクスポージャー（オン・バランス資産の額）から現金と国債を除くと、簡易レバレッジ比率の数値が「3%」を上回るという結果が得られている。

４．３．２　モニタリングの方法、基準を調整すべきか

次に、モニタリングにあたって、レバレッジ比率の算出方法について、国際統一基準行向けの基準（新一柱告示）を調整すべきか否かを検討する。

繰り返しになるが、レバレッジ比率は自己資本比率の補完的指標である。その自己資本比率の分母（リスク・アセット）の計算方法については、国内基準行向けの、本邦オリジナルの規制にあっても、国際統一基準行向けのバーゼルⅢの要素が概ね反映されたものとなっている。

こうした自己資本比率との平仄に加えて、国際統一基準行との比較可能性の確保、そして国内基準行への「意識付け」の必要性といった観点からは、原則として、分母のエクスポージャーの算出方法は国際統一基準行向けの基準（新一柱告示）と同内容とすべきである。

もっとも、分母のエクスポージャーのうち、「オン・バランス資産の額」が 100%に限りなく近い割合を占める場合等、複雑なエクスポージャーの算出方法を強いる意義が乏しいような、「一定の場合」には、財務諸表の作成や自己資本比率計算の過程から得られた「既存の数値」のみから算出可能な、「簡易的な計算方法」[21)]の採用を認めるべきである。

また、モニタリングの「目安」としての「最低水準」であるが、国際統一基準行の最低水準である「3%以上」よりも低い水準に調整すべきである。というのも、国際統一基準行の最低水準である「3%以上」は、「Tier 1 資本」を分子とすることを前提としているところ、国内基準行の分子にあたる「コア資本」は「Tier 1 資本」よりもその範囲が狭いため、「3%以上」を目安とするのはアンフェアと考えられるためである。

ちなみに、簡易レバレッジ比率の試算結果から得られた、国内基準行のエクスポージャーの内訳は、図表 7 のとおりである。

ここから分かるとおり、実に九割以上が、「オン・バランス資産の額」によって占められていいる。最も割合の低い銀行であっても「94.24%」、最も割合の高い労働金庫に至っては「99.60%」が「オン・バランス資産の額」である。あくまでも簡易レバレッジ比率の試算結果から得られた内訳ではあるが、業法に基づく報告徴求をする際には、上記「簡易的な計算方法」を認めるべき公算が高いことを示唆させる結果と言えよう。

なお、こうした傾向は、国際統一基準行にあっても同様である（「【別紙 2】図表 B：レバレッジ比率のエクスポージャーの内訳（国際統一基準行）」参照）。

21) 一例として、図表 5 に記載の方法を参照されたい。

図表 7　国内基準行：簡易レバレッジ比率のエクスポージャーの内訳

	オン・バランス資産の額		デリバティブ取引等に関する額		オフ・バランス取引に関する額	
	総額平均（百万円）	割合平均	総額平均（百万円）	割合平均	総額平均（百万円）	割合平均
銀行	5,573,380	94.24%	28,299	0.48%	312,575	5.29%
信託銀行	3,645,010	98.79%	3,558	0.10%	41,064	1.11%
信用金庫	736,612	97.90%	1,737	0.23%	14,096	1.87%
信用組合	234,023	99.13%	87	0.04%	1,968	0.83%
労働金庫	2,312,122	99.60%	224	0.01%	9,041	0.39%

（出所）各金融機関の公表資料（銀行・信託銀行については 2018 年 9 月末時点の中間ディスクロージャー誌、信用金庫・信用組合・労働金庫については 2018 年 3 月末時点のディスクロージャー誌）を参考に筆者作成

５．　おわりに

ここまで、レバレッジ比率を本邦の国内基準行に適用することの是非を検討してきた。

本稿で検討した、国内基準行の簡易レバレッジ比率は、一期時点のみを対象とした、完全な「スナップ・ショット」である。

残された課題としては、「国内基準行の簡易レバレッジ比率をヒストリカルに算出し、その数値と、各金融機関の財政状況（例えば、預金保険機構による資金援助や資本増強を受けたケース）との相関関係を調査すること」が挙げられる。

これにより、金融機関の財政危機を事前にアラートする機能を有するか否かという、「危機時における」レバレッジ比率の有効性について、より実態に即した検討が可能となる。

また、同様の調査を自己資本比率についても併せて行うことにより、「危機時における」レバレッジ比率の必要性についての客観的な検討が可能となる。

こうした調査については、別稿に譲ることとしたい。

もっとも、仮に「危機時」においてレバレッジ比率が自己資本比率とパラレルに推移したとしても、レバレッジ比率そのものの存在意義は否定されないものと考える。というのも、前述[22)]したとおり、レバレッジ比率は、リスクベースの指標である自己資本比率と比較した場合、好況（ブーム）時、すなわち総与信の増加がみられるケースにおいて、より制約的な機能を有する（カウンター・シクリカルな性質を有する）と考えられているためである。

そのため、上記のような「残された課題」に係る調査を別途行ったとしても、レバレッジ比率について、「国内基準行については、規制（一柱）としての適用はすべきではないものの、モ

22)　p. 2 参照

ニタリングの対象とはすべきである」という本稿の結論に影響を及ぼすことはないと考える。

（本文以上）

参考文献

1. BIS Working Papers No 471　(2014)　“The leverage ratio over the cycle” (https://www.bis.org/publ/work471.htm)
2. The Basel Committee on Banking Supervision　(2010) “Basel III rules text and results of the quantitative impact study issued by the Basel Committee” (https://www.bis.org/press/p101216.htm)
3. The Basel Committee on Banking Supervision　(2011) “Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems - revised version June 2011” (https://www.bis.org/publ/bcbs189.htm)
4. The Basel Committee on Banking Supervision　(2011) “Amendments to Basel III's leverage ratio issued by the Basel Committee” (https://www.bis.org/press/p140112a.htm)
5. The Basel Committee on Banking Supervision　(2017) “Governors and Heads of Supervision finalise Basel III reforms” (https://www.bis.org/press/p171207.htm)
6. The Basel Committee on Banking Supervision　(2014) “New approach for measuring counterparty credit risk exposures finalised by the Basel Committee” (https://www.bis.org/press/p140331.htm)
7. The Basel Committee on Banking Supervision　(2016) “Standards for interest rate risk in the banking book issued by the Basel Committee” (https://www.bis.org/press/p160421.htm)

一. 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」（2011 年 1 月）（https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20101217-1/02.pdf）

二. 金融庁/日本銀行「レバレッジ比率の枠組みと開示要件に関するバーゼルⅢテキストの公表について」（2014 年 2 月）（https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20140115-1/02.pdf）

三. 金融庁「資本バッファー比率に係る府省令・告示案等に対するパブリックコメントの結果について」（2015 年 11 月）（https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20151126-1.html）

四. 金融庁「G-SIBs 及び D-SIBs の指定について」（2015 年 12 月）
（https://www.fsa.go.jp/news/27/20151204-4.html）
五. 金融庁/日本銀行「『レバレッジ比率の枠組みの見直し』の概要」（2018 年 2 月）
（https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20171208-1/07.pdf）
六. 金融庁「レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について」（2015 年 3 月）（https://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html）
七. 金融庁「自己資本比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示等の一部改正等とパブリックコメントの結果公表について」（2019 年 3 月）
（https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190315-1.html）
八. 金融庁「『自己資本比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示の一部改正（案）』等のパブリックコメントの結果等について」（2018 年 3 月）
（https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180323.html）
九. 大和総研　鈴木利光「『国内基準行向けバーゼルⅢ』とは？（バーゼルⅢの初歩　第 18 回）」（2015 年 4 月）
（https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/basel3/20150413_009639.html）
十. 大和総研　鈴木利光「バーゼルⅢ、国内基準行版公表＜訂正版＞」（2013 年 5 月）
（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20130524_007209.html）
十一.　金融庁「自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示等の一部改正（案）及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（案）等に対するパブリックコメントの結果等について」（2017 年 12 月）
（https://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20171211.html）
十二.　金融庁「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第 3 の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正とパブリックコメントの結果公表について」（2019 年 2 月）
（https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190218-1.html）

【別紙 1】図表 A：国際統一基準行のレバレッジ比率

金融機関	連結レバレッジ比率																
	2019/3	2018/12	2018/9	2018/6	2018/3	2017/12	2017/9	2017/6	2017/3	2016/12	2016/9	2016/6	2016/3	2015/12	2015/9	2015/6	2015/3
三菱UFJフィナンシャル・グループ	4.94%	4.97%	5.05%	5.10%	5.01%	5.00%	4.92%	4.81%	4.81%	4.69%	4.74%	4.79%	4.79%	4.64%	4.67%	4.72%	4.72%
三菱UFJ銀行	4.63%	4.66%	4.69%	4.70%	4.81%	4.85%	4.74%	4.67%	4.73%	4.57%	4.62%	4.74%	4.79%	4.60%	4.57%	4.62%	4.64%
三菱UFJ信託銀行	5.09%	4.73%	5.77%	5.85%	4.71%	4.80%	4.69%	4.62%	4.52%	4.71%	4.56%	4.53%	4.28%	4.28%	4.78%	4.80%	4.72%
三井住友フィナンシャルグループ	4.88%	4.93%	4.94%	5.05%	5.01%	4.96%	4.77%	4.75%	4.74%	4.63%	4.71%	4.71%	4.60%	4.72%	4.60%	4.52%	4.45%
三井住友銀行	4.52%	4.66%	4.71%	4.89%	4.84%	4.55%	4.39%	4.42%	4.41%	4.37%	4.50%	4.56%	4.43%	4.54%	4.43%	4.43%	4.37%
みずほフィナンシャルグループ	4.42%	4.37%	4.34%	4.19%	4.28%	4.28%	4.14%	4.04%	3.95%	3.90%	4.05%	3.75%	3.98%	3.90%	3.89%	3.74%	3.83%
みずほ銀行	4.44%	4.37%	4.55%	4.39%	4.53%	4.64%	4.55%	4.28%	4.16%	4.18%	4.26%	4.03%	4.19%	4.26%	4.27%	4.06%	4.03%
みずほ信託銀行	6.55%	7.00%	7.37%	7.11%	7.03%	7.23%	6.84%	6.80%	6.74%	6.49%	6.45%	5.63%	5.86%	6.00%	6.19%	6.45%	6.25%
三井住友トラスト・ホールディングス	4.67%	4.65%	3.79%	4.08%	3.98%	4.14%	3.93%	4.06%	3.87%	3.88%	4.08%	3.93%	4.00%	4.49%	4.52%	4.51%	4.52%
三井住友信託銀行	4.14%	4.29%	4.28%	4.64%	4.59%	4.69%	4.43%	4.53%	4.45%	4.54%	4.63%	4.51%	4.22%	4.38%	4.45%	4.39%	4.40%
農林中央金庫	7.80%	5.73%	5.79%	5.88%	6.03%	5.83%	5.83%	5.83%	5.98%	5.39%	6.12%	6.07%	6.14%	5.66%	5.83%	5.77%	6.08%
野村ホールディングス	–	4.45%	4.45%	4.59%	4.74%	4.49%	4.57%	4.55%	4.63%	4.47%	4.39%	4.29%	4.28%	4.14%	3.96%	3.91%	3.82%
大和証券グループ本社	5.73%	5.37%	5.71%	5.70%	5.61%	5.44%	5.81%	6.00%	5.92%	6.12%	5.98%	5.74%	5.99%	5.26%	5.09%	5.10%	5.31%
千葉銀行	5.91%	5.92%	6.05%	6.12%	6.03%	6.03%	5.93%	5.89%	5.70%	5.65%	5.68%	5.58%	5.74%	5.31%	5.45%	5.47%	5.54%
コンコルディア・フィナンシャルグループ	5.62%	5.70%	5.83%	5.72%	5.68%	5.68%	5.59%	5.53%	5.36%	5.19%	5.22%	5.39%	5.39%				
横浜銀行	5.43%	5.50%	5.62%	5.57%	5.52%	5.52%	5.42%	5.36%	5.17%	4.99%	5.04%	5.23%	5.71%	5.53%	5.65%	5.69%	5.53%
静岡銀行	7.59%	7.45%	7.96%	7.84%	7.67%	7.69%	7.59%	7.62%	7.56%	6.84%	7.18%	7.05%	7.21%	7.15%	6.93%	7.10%	6.89%
滋賀銀行	6.29%	6.17%	6.76%	6.69%	6.65%	6.21%	6.27%	7.07%	5.98%	5.56%	5.72%	5.61%	5.68%	5.36%	5.23%	5.21%	5.08%
八十二銀行	6.37%	6.35%	6.81%	7.01%	7.24%	7.28%	7.08%	7.19%	7.17%	6.88%	6.76%	6.76%	6.86%	6.47%	6.51%	6.39%	6.54%
群馬銀行	6.06%	5.92%	6.25%	6.21%	6.19%	6.07%	6.00%	5.89%	5.87%	5.69%	5.69%	5.65%	5.67%	5.52%	5.51%	5.57%	5.47%
伊予銀行	8.09%	7.55%	8.43%	7.90%	8.02%	7.81%	7.77%	7.63%	7.47%	7.05%	7.46%	7.30%	7.39%	6.74%	6.82%	6.94%	6.74%
山口フィナンシャルグループ	–	5.82%	5.82%	5.49%	5.71%	5.86%	5.64%	5.62%	5.50%	5.38%	5.27%	5.26%	5.01%	5.04%	4.94%	4.90%	4.75%
山口銀行（※）	–	6.70%	6.69%	6.45%	6.51%	6.77%	6.55%	6.37%	6.36%	5.96%	5.95%	5.83%	5.63%	5.66%	5.62%	5.42%	5.37%
中国銀行	6.20%	5.96%	6.18%	6.13%	6.03%	6.03%	5.89%	5.78%	5.70%	5.45%	5.65%	5.90%	5.91%	5.69%	5.84%	5.79%	5.70%
名古屋銀行	5.76%	5.60%	6.00%	5.91%	5.88%	5.61%	5.65%	5.54%	5.62%	5.48%	5.50%	5.40%	5.53%	5.28%	5.29%	5.32%	5.31%
北國銀行	4.97%	4.86%	5.33%	5.36%	5.20%	5.25%	5.28%	5.43%	5.17%	5.10%	5.26%	5.24%	5.25%				
商工組合中央金庫	7.73%	7.77%	7.89%	7.27%	7.77%	7.51%	7.27%	6.93%	6.97%	6.62%	6.78%	6.71%	6.88%	6.94%	6.92%	6.86%	6.80%

（※）2015/6 から単体レバレッジ比率

（出所）各金融機関公表資料（2019 年 3 月末時点）を参考に筆者作成

【別紙 2】図表 B：レバレッジ比率のエクスポージャーの内訳（国際統一基準行）

金融機関	オン・バランス資産の額		デリバティブ取引等に関する額		レポ取引等に関する額		オフ・バランス取引に関する額	
	金額（百万円）	割合	金額（百万円）	割合	金額（百万円）	割合	金額（百万円）	割合
三菱UFJフィナンシャル・グループ	271,234,482	82.43%	11,855,857	3.60%	15,444,963	4.69%	30,513,378	9.27%
三菱UFJ銀行	230,623,347	84.48%	7,872,728	2.88%	5,844,463	2.14%	28,642,583	10.49%
三菱UFJ信託銀行	36,311,197	95.91%	421,738	1.11%	527,486	1.39%	599,407	1.58%
三井住友フィナンシャルグループ	178,349,206	81.24%	7,580,496	3.45%	11,257,895	5.13%	22,351,153	10.18%
三井住友銀行	171,962,477	83.72%	6,145,714	2.99%	7,085,171	3.45%	20,218,388	9.84%
みずほフィナンシャルグループ	169,527,074	81.29%	9,946,886	4.77%	11,071,778	5.31%	18,011,661	8.64%
みずほ銀行	157,948,491	82.30%	9,080,520	4.73%	6,642,524	3.46%	18,246,497	9.51%
みずほ信託銀行	7,000,549	91.58%	79,553	1.04%	334,469	4.38%	229,761	3.01%
三井住友トラスト・ホールディングス	54,386,656	90.63%	1,713,376	2.86%	1,171,431	1.95%	2,737,747	4.56%
三井住友信託銀行	54,308,676	90.62%	1,712,957	2.86%	1,171,431	1.95%	2,737,747	4.57%
農林中央金庫	103,748,791	96.24%	657,288	0.61%	744,264	0.69%	2,656,067	2.46%
野村ホールディングス	24,878,935	42.05%	12,263,768	20.73%	20,189,907	34.12%	1,835,514	3.10%
大和証券グループ本社	11,894,900	62.38%	1,057,700	5.55%	6,035,600	31.65%	79,300	0.42%
千葉銀行	14,820,221	96.51%	26,994	0.18%	17,549	0.11%	491,535	3.20%
コンコルディア・フィナンシャルグループ	18,762,777	96.79%	100,568	0.52%	5,796	0.03%	515,206	2.66%
横浜銀行	16,691,781	96.49%	100,349	0.58%	5,796	0.03%	500,515	2.89%
静岡銀行	11,715,437	97.37%	92,428	0.77%	4,938	0.04%	219,555	1.82%
滋賀銀行	6,073,264	97.44%	14,720	0.24%	3,054	0.05%	141,612	2.27%
八十二銀行	10,371,212	94.94%	40,048	0.37%	225,129	2.06%	287,562	2.63%
群馬銀行	8,093,433	98.55%	24,807	0.30%	2,238	0.03%	91,738	1.12%
伊予銀行	7,081,010	97.82%	22,606	0.31%	3,807	0.05%	131,746	1.82%
山口フィナンシャルグループ	10,147,337	97.62%	33,003	0.32%	4,408	0.04%	210,234	2.02%
山口銀行	5,782,975	97.64%	28,157	0.48%	2,937	0.05%	108,607	1.83%
中国銀行	8,202,005	96.62%	54,061	0.64%	7,210	0.08%	225,584	2.66%
名古屋銀行	3,875,648	99.36%	1,171	0.03%	354	0.01%	23,435	0.60%
北國銀行	5,000,475	98.62%	1,460	0.03%	3,228	0.06%	65,359	1.29%
商工組合中央金庫	11,650,175	96.15%	133,122	1.10%	0	0.00%	333,572	2.75%
	平均	89.88%	平均	2.33%	平均	3.81%	平均	3.97%

（出所）各金融機関公表資料（2019 年 3 月末時点。ただし、野村ホールディングス、山口フィナンシャルグループ、山口銀行は 2018 年 12 月末時点）を参考に筆者作成

【別紙 3】図表 C：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（銀行）

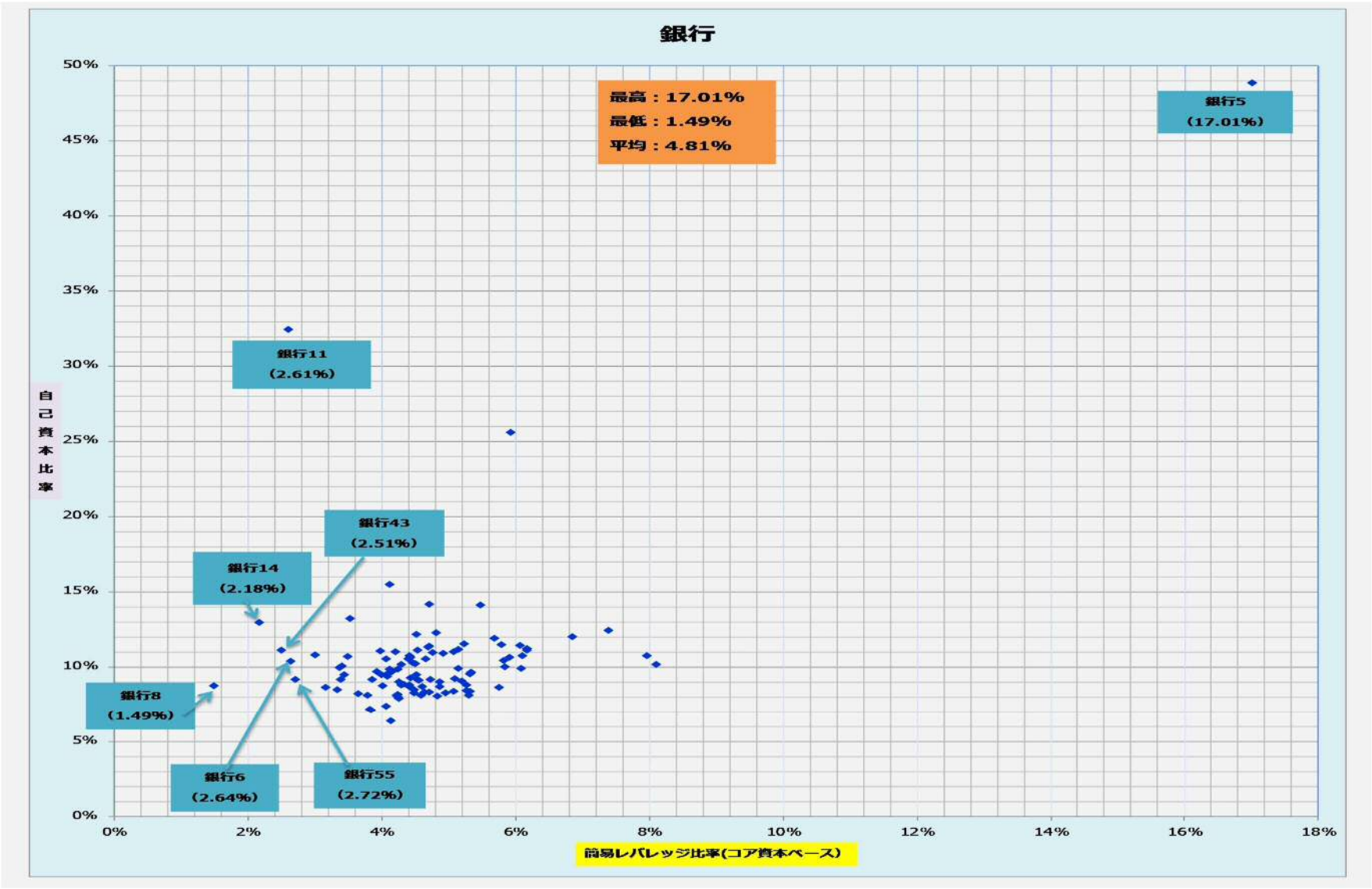

（出所）各金融機関公表資料（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成

【別紙 4】図表 D：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（信託銀行）

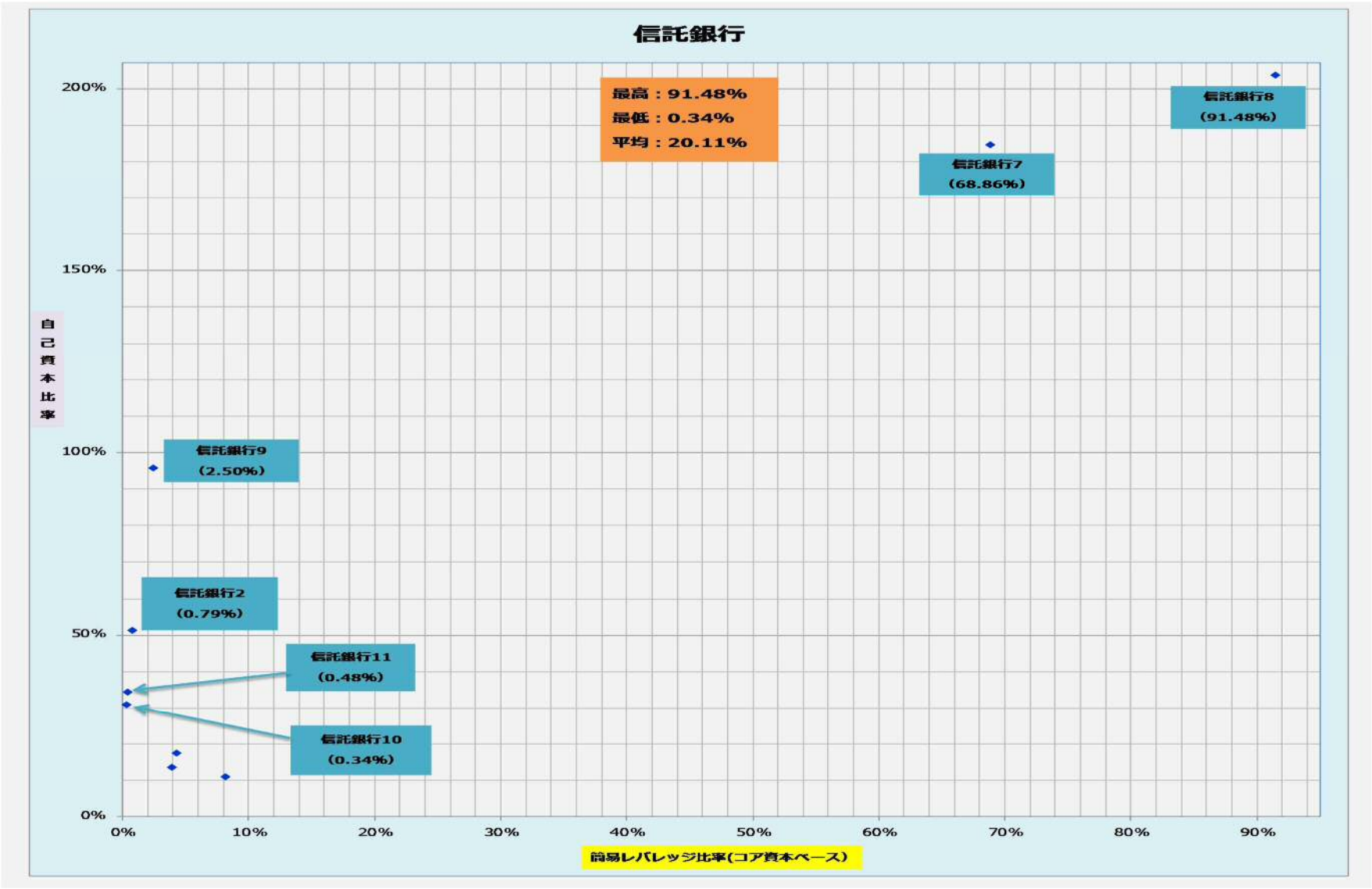

（出所）各金融機関公表資料（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成

【別紙 5】図表 E：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（信用金庫）

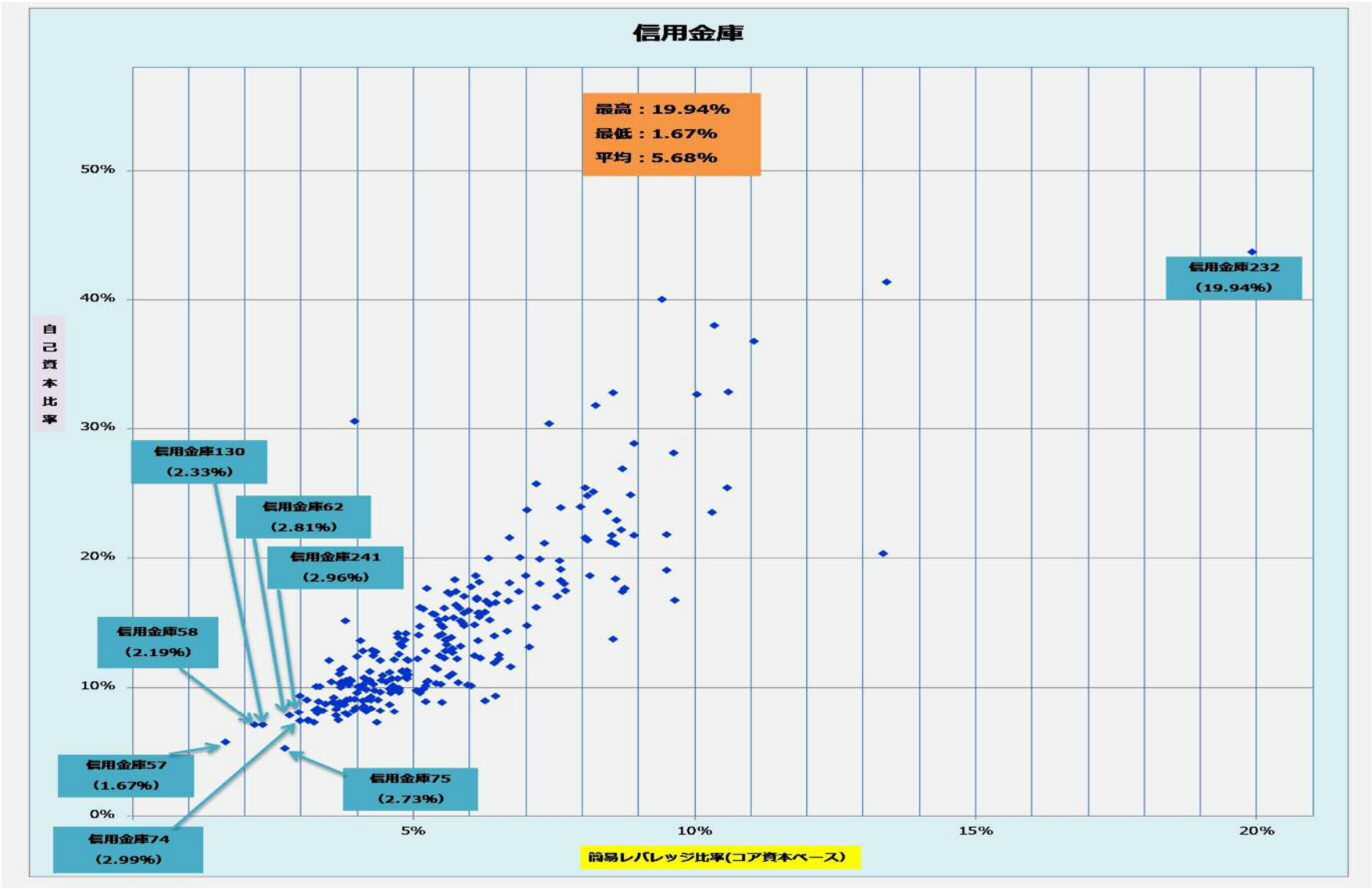

（出所）各金融機関公表資料（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成

【別紙 6】図表 F：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（信用組合）

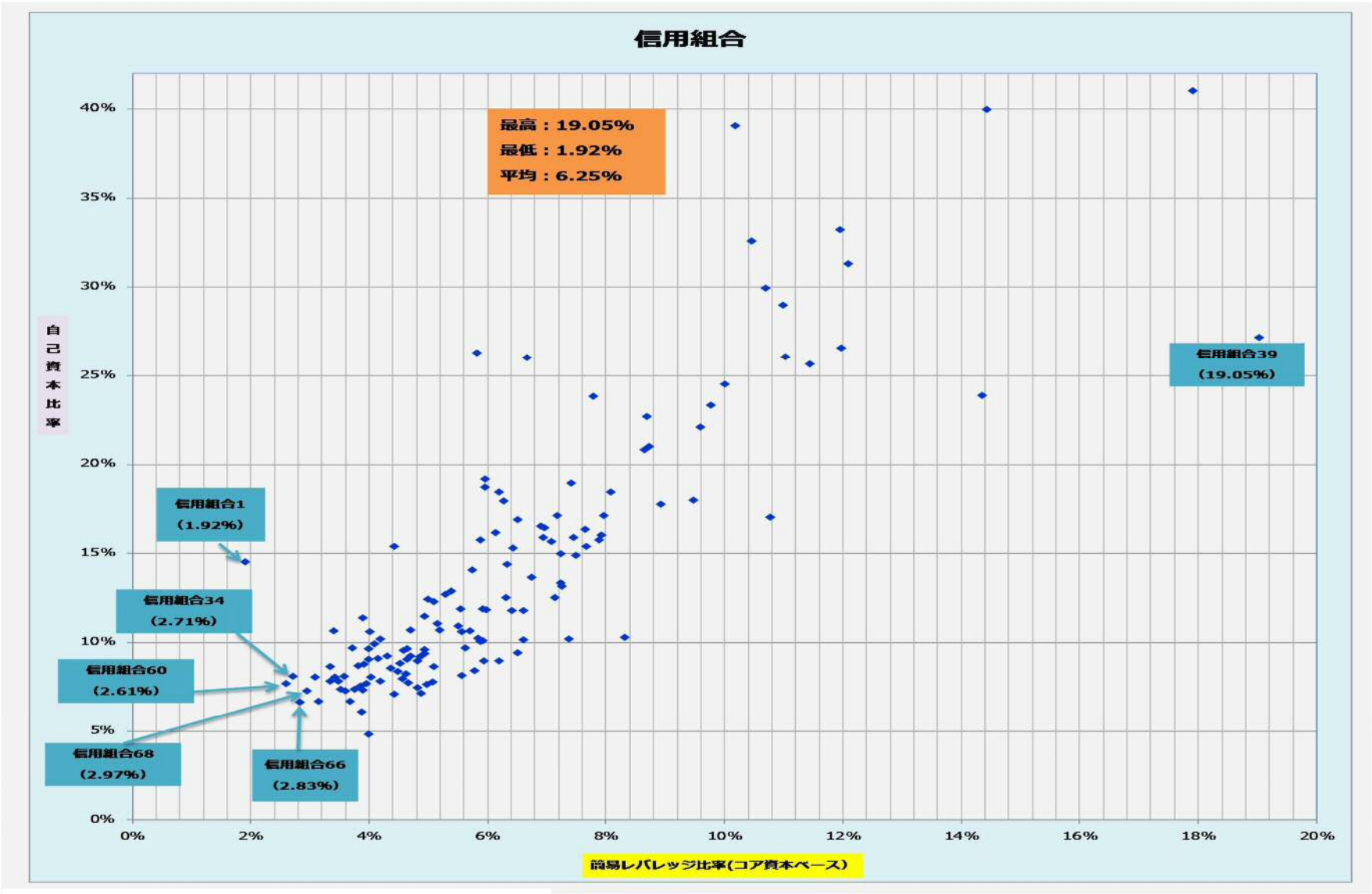

（出所）各金融機関公表資料（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成

【別紙 7】図表 G：国内基準行；簡易レバレッジ比率散布図（労働金庫）

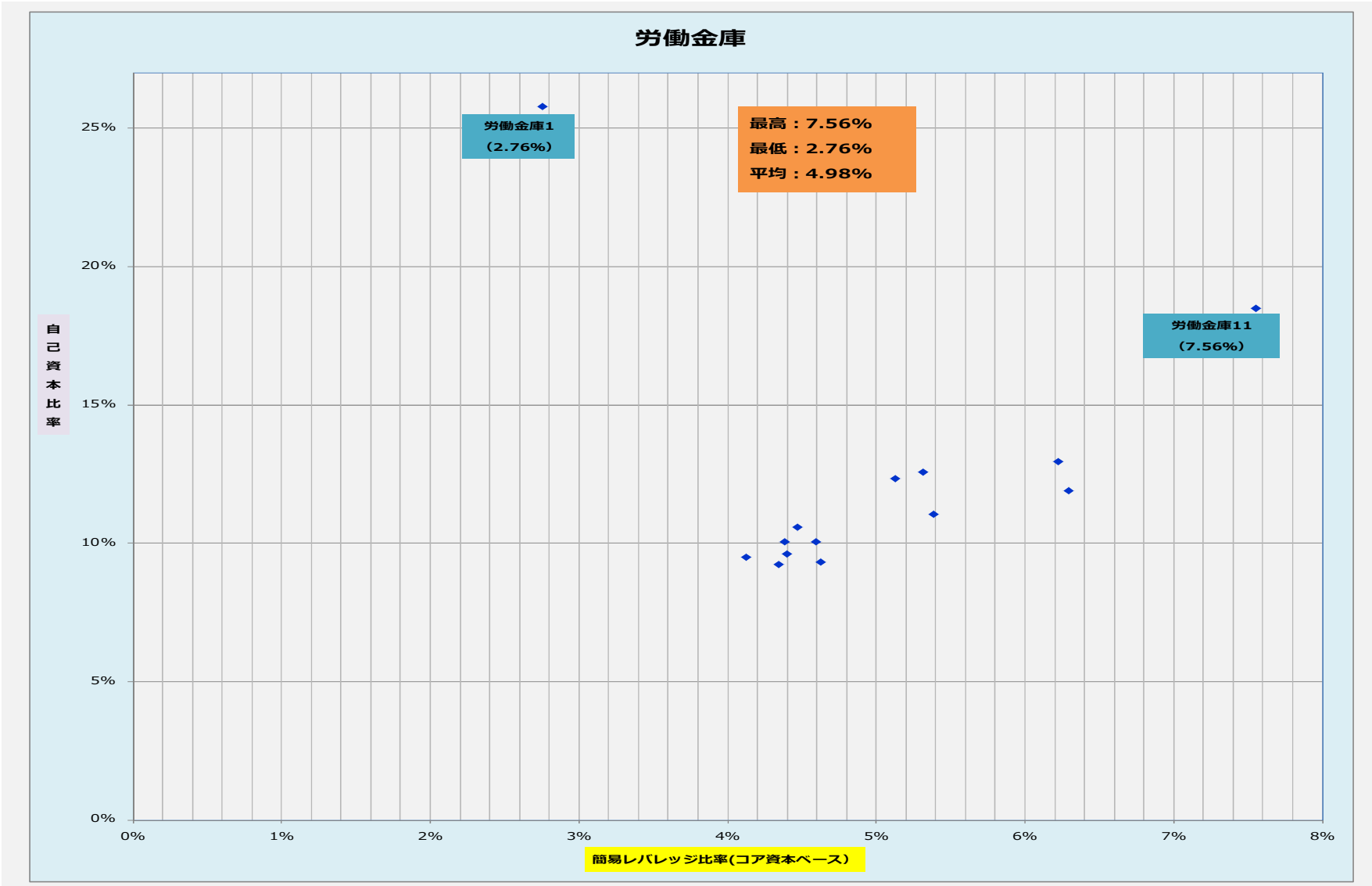

（出所）各金融機関公表資料（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成

【別紙 8-1】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（1/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 1	銀行 2	銀行 3	銀行 4	銀行 5
自己資本の額（注 1）(X)	1,134,210	801,420	459,320	49,540	183,096
総資産の額（注 2）(a)	33,666,009	9,535,522	4,996,070	838,844	1,089,978
(▲)支払承諾見返（注 2）(b)	▲ 269,359	▲ 422,187	▲ 22,006	0	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注 1）(c)	▲ 30,325	▲ 92,109	▲ 12,543	▲ 4,605	▲ 15,451
小計 (1)（= a + b + c）	33,366,325	9,021,226	4,961,521	834,239	1,074,527
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注 1）（注 3）(d)	240,697	354,536	486,000	172	11
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注 1）（注 4）(e)	0	58250	143200	0	0
小計 (2)（= d + e）	240,697	412,786	629,200	172	11
オフ・バランス取引の与信相当額（注 1）（注 5）(f)	3,361,515	1,155,226	22,006	0	1,700
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注 6）（注 7）(g)	728,996	238,043	46,152	0	0
小計 (3)（= f + g）	4,090,511	1,393,269	68,158	0	1,700
総エクスポージャー額（注 8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	37,697,533	10,827,281	5,658,879	834,411	1,076,238
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	3.01%	7.40%	8.12%	5.94%	17.01%
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注 1）（注 9）(h)	▲ 141,599	▲ 27,966	▲ 522	▲ 1,151	▲ 3,559
経過措置終了後の自己資本の額（注 1）(XX)（= X + h）	992,611	773,454	458,798	48,389	179,537
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注 1）（注 10）(i)	▲ 7,384	▲ 11,213	▲ 522	▲ 1,151	▲ 3,553
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注 8）(YY)（= Y + i）	37,690,149	10,816,068	5,658,357	833,260	1,072,685
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	2.63%	7.15%	8.11%	5.81%	16.74%
（参考）自己資本比率	10.80%	12.44%	10.14%	25.55%	48.82%

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-2】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(2/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 6	銀行 7	銀行 8	銀行 9	銀行 10
自己資本の額（注 1）(X)	87,302	118,886	90,822	50,472	240,534
総資産の額（注 2）(a)	2,795,224	2,575,332	5,457,123	1,139,780	3,897,330
(▲)支払承諾見返（注 2）(b)	0	▲ 540	0	0	▲ 10,259
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注 1）(c)	▲ 4,170	▲ 3,966	▲ 12,401	▲ 10,308	▲ 36,392
小計 (1)（= a + b + c)	2,791,054	2,570,826	5,444,722	1,129,472	3,850,679
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注 1）（注 3）(d)	9,152	11,452	6,860	954	6,492
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注 1）（注 4）(e)	0	0	18000	0	0
小計 (2)（= d + e)	9,152	11,452	24,860	954	6,492
オフ・バランス取引の与信相当額（注 1）（注 5）(f)	509,244	540	596,974	2,069	20,385
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注 6）（注 7）(g)	2,016	40,053	23,890	14,693	15,404
小計 (3)（= f + g)	511,260	40,593	620,864	16,762	35,789
総エクスポージャー額（注 8）(Y)（= (1) + (2) + (3))	3,311,466	2,622,871	6,090,446	1,147,188	3,892,960
簡易レバレッジ比率（= X/Y)	**2.64%**	**4.53%**	**1.49%**	**4.40%**	**6.18%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注 1）（注 9）(h)	▲ 10,574	▲ 3,336	▲ 1,738	▲ 2,031	▲ 1,223
経過措置終了後の自己資本の額（注 1）(XX)（= X + h)	76,728	115,550	89,084	48,441	239,311
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注 1）（注 10）(i)	▲ 832	▲ 936	▲ 1,738	▲ 2,031	▲ 1,210
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注 8）(YY)（= Y + i)	3,310,634	2,621,935	6,088,708	1,145,157	3,891,750
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**2.32%**	**4.41%**	**1.46%**	**4.23%**	**6.15%**
（参考）自己資本比率	**10.4%**	**11.12%**	**8.73%**	**10.52%**	**11.21%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-3】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(3/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 11	銀行 12	銀行 13	銀行 14	銀行 15
自己資本の額（注１）(X)	126,747	281,396	59,038	350,659	225,396
総資産の額（注２）(a)	4,788,078	5,650,820	737,058	14,923,488	5,375,628
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	0	▲ 5,927	▲ 3,715	▲ 19,917	▲ 30,551
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 2,896	▲ 13,144	▲ 374	▲ 13,354	▲ 2,407
小計 (1)（= a + b + c）	4,785,182	5,631,749	732,969	14,890,217	5,342,670
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	43,947	6,893	28	17,941	6,299
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	10000	23578	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	53,947	30,471	28	17,941	6,299
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	11,225	26,580	7,378	1,028,478	40,200
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	1,110	89,029	652	138,556	103,428
小計 (3)（= f + g）	12,335	115,609	8,030	1,167,034	143,628
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	4,851,464	5,777,829	741,027	16,075,192	5,492,597
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**2.61%**	**4.87%**	**7.97%**	**2.18%**	**4.10%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 724	▲ 9,097	0	▲ 26,635	▲ 74,317
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	126,023	272,299	59,038	324,024	151,079
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 724	▲ 3,285	0	▲ 2,135	▲ 601
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	4,850,740	5,774,544	741,027	16,073,057	5,491,996
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**2.60%**	**4.72%**	**7.97%**	**2.02%**	**2.75%**
（参考）自己資本比率	**32.46%**	**9.02%**	**10.76%**	**12.94%**	**9.57%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-4】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（4/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 16	銀行 17	銀行 18	銀行 19	銀行 20
自己資本の額（注1）(X)	103,446	93,972	141,071	55,696	59,327
総資産の額（注2）(a)	2,981,578	2,181,068	3,070,561	1,380,245	1,406,442
(▲)支払承諾見返（注2）(b)	▲ 17,181	▲ 10,572	▲ 8,309	▲ 15,345	▲ 8,181
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 2,691	▲ 3,947	▲ 144,793	▲ 1,107	▲ 362
小計 (1)（= a + b + c）	2,961,706	2,166,549	2,917,459	1,363,793	1,397,899
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	604	2,350	574	358	310
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	8	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	604	2,358	574	358	310
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	36,470	17,311	21,560	21,065	11,498
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	41,169	31,111	58,020	10,503	16,502
小計 (3)（= f + g）	77,639	48,422	79,580	31,568	28,000
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	3,039,949	2,217,329	2,997,613	1,395,719	1,426,209
簡易レバレッジ比率= X/Y	**3.40%**	**4.24%**	**4.71%**	**3.99%**	**4.16%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 1,746	▲ 1,581	▲ 2,545	▲ 13,614	▲ 5,519
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	101,700	92,391	138,526	42,082	53,808
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 671	▲ 960	▲ 930	▲ 276	▲ 90
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	3,039,278	2,216,369	2,996,683	1,395,443	1,426,119
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.35%**	**4.17%**	**4.62%**	**3.02%**	**3.77%**
（参考）自己資本比率	**10.07%**	**8.19%**	**11.32%**	**11.05%**	**9.68%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-5】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(5/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 21	銀行 22	銀行 23	銀行 24	銀行 25
自己資本の額（注１）(X)	141,961	168,355	36,539	407,681	193,568
総資産の額（注２）(a)	2,639,640	3,358,887	885,308	8,555,507	5,923,366
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 19,249	▲ 7,944	▲ 4,391	▲ 27,741	▲ 6,187
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 2,426	▲ 3,225	▲ 579	▲ 289	▲ 1,348
小計 (1)（= a + b + c）	2,617,965	3,347,718	880,338	8,527,477	5,915,831
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	1,774	9,510	0	5,048	2,245
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	4925	0	2	0
小計 (2)（= d + e）	1,774	14,435	0	5,050	2,245
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	32,475	61,925	7,400	69,500	107,560
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	55,320	67,988	20,846	156,474	84,568
小計 (3)（= f + g）	87,795	129,913	28,246	225,974	192,128
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,707,534	3,492,066	908,584	8,758,501	6,110,204
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.24%**	**4.82%**	**4.02%**	**4.65%**	**3.17%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 1,339	▲ 805	▲ 817	▲ 70	▲ 6,812
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	140,622	167,550	35,722	407,611	186,756
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	▲ 606	▲ 805	▲ 144	▲ 70	▲ 883
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	2,706,928	3,491,261	908,440	8,758,431	6,109,321
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.19%**	**4.80%**	**3.93%**	**4.65%**	**3.06%**
（参考）自己資本比率	**11.52%**	**12.25%**	**8.74%**	**10.52%**	**8.66%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-6】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（6/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 26	銀行 27	銀行 28	銀行 29	銀行 30
自己資本の額（注１）（X）	309,642	474,812	108,502	234,538	148,375
総資産の額（注２）（a）	6,835,168	10,226,627	2,429,979	4,551,821	2,781,484
(▲)支払承諾見返（注２）（b）	▲ 10,919	▲ 47,485	▲ 1,642	▲ 4,697	▲ 10,415
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）（c）	▲ 13,104	▲ 15,306	▲ 3,330	▲ 5,603	▲ 2,107
小計（1）（= a + b + c）	6,811,145	10,163,836	2,425,007	4,541,521	2,768,962
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）（d）	15,117	19,400	623	1,826	2,340
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）（e）	0	0	0	0	0
小計（2）（= d + e）	15,117	19,400	623	1,826	2,340
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）（f）	45,639	231,344	64,825	23,050	13,354
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）（g）	131,508	84,730	32,188	35,553	34,118
小計（3）（= f + g）	177,147	316,074	97,013	58,603	47,472
総エクスポージャー額（注８）（Y）（=（1）+（2）+（3））	7,003,409	10,499,310	2,522,643	4,601,950	2,818,774
簡易レバレッジ比率= X/Y	4.42%	4.52%	4.30%	5.10%	5.26%
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）（h）	▲ 3,275	▲ 7,750	▲ 1,039	▲ 19,958	▲ 22,203
経過措置終了後の自己資本の額（注１）（XX）（= X + h）	306,367	467,062	107,463	214,580	126,172
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）（i）	▲ 3,275	▲ 1,444	▲ 831	▲ 1,400	▲ 525
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）（YY）（= Y + i）	7,000,134	10,855,233	10,497,866	4,600,550	2,818,249
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	4.38%	4.30%	4.45%	4.66%	4.48%
（参考）自己資本比率	8.79%	12.18%	8.82%	9.21%	8.42%

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-7】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(7/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 31	銀行 32	銀行 33	銀行 34	銀行 35
自己資本の額 (注1) (X)	278,714	101,642	186,919	305,347	24,914
総資産の額 (注2) (a)	5,981,819	2,915,533	3,371,434	7,763,403	515,975
(▲)支払承諾見返 (注2) (b)	▲ 13,045	▲ 7,169	▲ 5,652	▲ 31,280	▲ 1,706
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 6,571	▲ 2,730	▲ 3,467	▲ 3,923	▲ 1,433
小計 (1) (= a + b + c)	5,962,203	2,905,634	3,362,315	7,728,200	512,836
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	26,582	9,559	257	4,007	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	5	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	26,587	9,559	257	4,007	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	72,275	19,450	13,250	56,725	1,525
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%) (注6) (注7) (g)	117,951	57,522	37,682	127,494	12,791
小計 (3) (= f + g)	190,226	76,972	50,932	184,219	14,316
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	6,179,016	2,992,165	3,413,504	7,916,426	527,152
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**4.51%**	**3.40%**	**5.48%**	**3.86%**	**4.73%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 13,948	▲ 2,200	▲ 2,266	▲ 24,727	▲ 1,257
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	264,766	99,442	184,653	280,620	23,657
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 1,642	▲ 681	▲ 865	▲ 979	▲ 357
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	6,177,374	2,991,484	3,412,639	7,915,447	526,795
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**4.29%**	**3.32%**	**5.41%**	**3.55%**	**4.49%**
(参考) 自己資本比率	**10.21%**	**9.18%**	**14.13%**	**9.19%**	**9.19%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-8】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(8/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 36	銀行 37	銀行 38	銀行 39	銀行 40
自己資本の額（注１）(X)	113,824	223,139	85,850	256,475	295,218
総資産の額（注２）(a)	2,724,769	3,747,710	1,594,011	5,750,777	6,296,097
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 9,465	▲ 3,034	▲ 3,466	▲ 24,706	▲ 18,371
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 189	▲ 27,821	▲ 682	▲ 8,954	▲ 7,982
小計 (1)（= a + b + c)	2,715,115	3,716,855	1,589,863	5,717,117	6,269,744
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	6,300	258	3,782	20,610	13,918
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	639	996	0
小計 (2)（= d + e)	6,300	258	4,421	21,606	13,918
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	17,400	294	6,025	55,300	58,200
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	43,099	156,054	11,142	131,004	135,143
小計 (3)（= f + g)	60,499	156,348	17,167	186,304	193,343
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3))	2,781,914	3,873,461	1,611,451	5,925,027	6,477,005
簡易レバレッジ比率（= X/Y)	**4.09%**	**5.76%**	**5.33%**	**4.33%**	**4.56%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 2,300	▲ 8,310	▲ 903	▲ 18,770	▲ 16,257
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h)	111,524	214,829	84,947	237,705	278,961
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 47	▲ 7,095	▲ 170	▲ 2,238	▲ 1,245
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i)	2,781,867	3,866,366	1,611,281	5,922,789	6,475,760
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**4.01%**	**5.56%**	**5.27%**	**4.01%**	**4.31%**
（参考）自己資本比率	**9.36%**	**8.64%**	**9.55%**	**8.87%**	**9.13%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-9】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(9/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 41	銀行 42	銀行 43	銀行 44 (注 11)	銀行 45
自己資本の額 (注 1) (X)	100,884	240,335	402,000	472,034	237,285
総資産の額 (注 2) (a)	2,009,522	6,227,953	9,501,009	11,895,042	5,470,775
(▲)支払承諾見返 (注 2) (b)	▲ 7,744	▲ 24,952	▲ 23,736	▲ 25,800	▲ 8,678
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 3,811	▲ 20,982	▲ 15,569	▲ 20,033	▲ 12,606
小計 (1) (= a + b + c)	1,997,967	6,182,019	9,461,704	11,849,209	5,449,491
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	24,217	19,402	8,300	38,833	10,356
クレジット･デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0	36	0	0	9009
小計 (2) (= d + e)	24,217	19,438	8,300	38,833	19,365
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	42,400	552,688	6,392,433	336,967	282,812
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%) (注 6) (注 7) (g)	24,755	121,057	141,766	125,108	72,709
小計 (3) (= f + g)	67,155	673,745	6,534,199	462,075	355,521
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	2,089,339	6,875,202	16,004,203	12,350,117	5,824,377
簡易レバレッジ比率＝ X/Y	**4.83%**	**3.50%**	**2.51%**	**3.82%**	**4.07%**
（▲）経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	▲ 1,088	▲ 4,872	▲ 1,573	▲ 11,053	▲ 13,170
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)	99,796	235,463	400,427	460,981	224,115
(▲)経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	▲ 951	▲ 3,062	▲ 405	▲ 2,949	▲ 3,090
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)	2,088,388	6,872,140	16,003,798	12,347,168	5,821,287
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**4.78%**	**3.43%**	**2.50%**	**3.73%**	**3.85%**
（参考）自己資本比率	**8.08%**	**10.70%**	**11.09%**	**7.15%**	**10.55%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（注１１）2019 年度発足のため、実績情報なし。持株親会社の数値で代用。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-10】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（10/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 46	銀行 47	銀行 48	銀行 49	銀行 50
自己資本の額（注１）(X)	252,863	203,426	37,931	46,275	313,048
総資産の額（注２）(a)	5,934,519	4,692,706	1,114,540	1,002,480	5,399,835
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 8,470	▲ 9,938	▲ 520	▲ 8,789	▲ 16,527
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 2,805	▲ 6,342	▲ 250	▲ 4,459	▲ 1,759
小計 (1)（= a + b + c)	5,923,244	4,676,426	1,113,770	989,232	5,381,549
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	35,555	5,987	335	1,086	7,722
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	12542	315	0	0	0
小計 (2)（= d + e)	48,097	6,302	335	1,086	7,722
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	64,125	2,538	675	10,762	1,177,014
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	92,949	41,608	22,696	23,659	79,515
小計 (3)（= f + g)	157,074	44,146	23,371	34,421	1,256,529
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	6,128,415	4,726,874	1,137,476	1,024,739	6,645,800
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.13%**	**4.30%**	**3.33%**	**4.52%**	**4.71%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 701	▲ 19,064	▲ 730	▲ 4,604	▲ 2,584
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	252,162	184,362	37,201	41,671	310,464
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 701	▲ 2,616	▲ 62	▲ 1,114	▲ 438
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i)	6,127,714	4,724,258	1,137,414	1,023,625	6,645,362
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.12%**	**3.90%**	**3.27%**	**4.07%**	**4.67%**
（参考）自己資本比率	**9.86%**	**10.16%**	**8.46%**	**9.48%**	**14.17%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-11】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（11/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 51	銀行 52	銀行 53	銀行 54	銀行 55
自己資本の額（注1）(X)	388,516	199,878	236,798	134,940	520,481
総資産の額（注2）(a)	8,902,344	3,365,547	4,992,777	3,099,556	17,094,926
(▲)支払承諾見返（注2）(b)	▲ 43,139	▲ 7,756	▲ 21,845	▲ 6,090	▲ 712,541
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 44,235	▲ 6,288	▲ 10,896	▲ 1,907	▲ 91,239
小計 (1)（= a + b + c)	8,814,970	3,351,503	4,960,036	3,091,559	16,291,146
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	73,097	3,545	61,752	8,853	42,571
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	4642	0	56,000
小計 (2)（= d + e)	73,097	3,545	66,394	8,853	98,571
オフ･バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	187,450	54,281	80,725	18,700	2,455,951
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	163,241	36,416	101,102	53,996	299,350
小計 (3)（= f + g)	350,691	90,697	181,827	72,696	2,755,301
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3))	9,238,758	3,445,745	5,208,257	3,173,108	19,145,018
簡易レバレッジ比率＝ X/Y	**4.21%**	**5.80%**	**4.55%**	**4.25%**	**2.72%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 35,348	▲ 4,295	▲ 6,601	▲ 9,211	▲ 55,613
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h)	353,168	195,583	230,197	125,729	464,868
(▲)経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 9,106	▲ 1,570	▲ 2,721	▲ 475	▲ 5,457
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i)	9,229,652	3,444,175	5,205,536	3,172,633	19,139,561
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**3.83%**	**5.68%**	**4.42%**	**3.96%**	**2.43%**
（参考）自己資本比率	**11.03%**	**11.47%**	**9.19%**	**9.87%**	**9.18%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-12】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（12/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 56	銀行 57	銀行 58	銀行 59	銀行 60
自己資本の額（注１）(X)	34,284	104,505	144,166	108,923	281,006
総資産の額（注２）(a)	805,470	2,403,287	2,997,831	3,000,782	5,787,499
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 9,290	▲ 13,210	▲ 7,389	▲ 5,295	▲ 9,226
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 334	▲ 847	▲ 660	▲ 4,415	▲ 3,528
小計 (1)（= a + b + c）	795,846	2,389,230	2,989,782	2,991,072	5,774,745
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	83	1,960	477	3,025	16,309
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	200	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	283	1,960	477	3,025	16,309
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	2,325	11,625	12,474	119,100	26,282
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	6,569	54,000	51,779	49,001	72,722
小計 (3)（= f + g）	8,894	65,625	64,253	168,101	99,004
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	805,023	2,456,815	3,054,512	3,162,198	5,890,058
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.26%**	**4.25%**	**4.72%**	**3.44%**	**4.77%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 2,233	▲ 3,123	▲ 9,022	▲ 6,172	▲ 5,239
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	32,051	101,382	135,144	102,751	275,767
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	▲ 83	▲ 211	▲ 166	▲ 1,103	▲ 880
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	804,940	2,456,604	3,054,346	3,161,095	5,889,178
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.98%**	**4.13%**	**4.42%**	**3.25%**	**4.68%**
（参考）自己資本比率	**7.90%**	**7.99%**	**11.38%**	**9.49%**	**10.97%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-13】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（13/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 61	銀行 62	銀行 63	銀行 64	銀行 65
自己資本の額（注１）(X)	166,893	136,193	290,412	130,081	134,646
総資産の額（注２）(a)	3,301,523	3,020,701	4,613,607	2,399,880	2,265,813
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 11,297	▲ 140	▲ 23,854	▲ 8,174	▲ 9,774
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 7,779	▲ 1,875	▲ 5,001	▲ 3,602	▲ 1,075
小計 (1)（= a + b + c)	3,282,447	3,018,686	4,584,752	2,388,104	2,254,964
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	13,979	1,120	1,294	475	100
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e)	13,979	1,120	1,294	475	100
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	30,941	7,425	47,442	14,100	9,900
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	58,265	50,808	73,622	31,297	11,497
小計 (3)（= f + g)	89,206	58,233	121,064	45,397	21,397
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3))	3,385,632	3,078,039	4,707,110	2,433,976	2,276,461
簡易レバレッジ比率（= X/Y)	**4.93%**	**4.42%**	**6.17%**	**5.34%**	**5.91%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 5,667	▲ 7,024	▲ 11,005	▲ 9,044	▲ 2,470
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h)	161,226	129,169	279,407	121,037	132,176
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 1,944	▲ 468	▲ 1,249	▲ 899	▲ 290
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i)	3,383,688	3,077,571	4,705,861	2,433,077	2,276,171
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**4.76%**	**4.20%**	**5.94%**	**4.97%**	**5.81%**
（参考）自己資本比率	**10.90%**	**8.72%**	**11.12%**	**9.65%**	**10.65%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-14】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（14/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 66	銀行 67	銀行 68	銀行 69	銀行 70
自己資本の額（注１）(X)	402,072	81,756	359,898	64,702	65,686
総資産の額（注２）(a)	10,279,228	1,308,243	9,496,869	1,429,523	1,451,816
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 20,420	▲ 13,723	▲ 57,651	▲ 5,197	▲ 4,937
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 45,150	▲ 1,894	▲ 14,123	▲ 3,028	▲ 671
小計 (1)（= a + b + c)	10,213,658	1,292,626	9,425,095	1,421,298	1,446,208
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	10,831	2,710	24,260	430	116
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e)	10,831	2,710	583,151	430	116
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	1,531,596	42,248	583,151	6,088	10,165
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	168,135	8,475	180,811	14,945	10,099
小計 (3)（= f + g)	1,699,731	50,723	763,962	21,033	20,264
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3))	11,924,220	1,346,059	10,213,317	1,442,761	1,466,588
簡易レバレッジ比率（= X/Y)	**3.37%**	**6.07%**	**3.52%**	**4.48%**	**4.48%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 35,327	▲ 3,286	▲ 47,399	▲ 3,007	▲ 5,166
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h)	366,745	78,470	312,499	61,695	60,520
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	▲ 3,235	▲ 256	▲ 1,178	▲ 1,364	▲ 167
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i)	11,920,985	1,345,803	10,212,139	1,441,397	1,466,421
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**3.08%**	**5.83%**	**3.06%**	**4.28%**	**4.13%**
（参考）自己資本比率	**9.97%**	**11.45%**	**13.20%**	**8.47%**	**10.25%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-15】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（15/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 71	銀行 72	銀行 73	銀行 74	銀行 75
自己資本の額（注１）(X)	47,704	31,102	36,106	121,706	168,559
総資産の額（注２）(a)	1,103,359	771,170	810,360	2,345,542	2,913,089
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 557	▲ 371	▲ 938	▲ 3,944	▲ 3,229
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 286	▲ 209	▲ 1,387	▲ 1,130	▲ 444
小計 (1)（= a + b + c）	1,102,516	770,590	808,035	2,340,468	2,909,416
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	89	1	833	955	5,785
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	89	1	833	955	5,785
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	567	3,400	5,800	7,982	13,980
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	16,599	3,994	0	14,619	37,230
小計 (3)（= f + g）	17,166	7,394	5,800	22,601	51,210
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	1,119,771	777,985	814,668	2,364,024	2,966,411
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.26%**	**4.00%**	**4.43%**	**5.15%**	**5.68%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 961	▲ 2,014	▲ 1,850	▲ 2,061	▲ 3,424
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	46,743	29,088	34,256	119,645	165,135
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 230	▲ 52	▲ 346	▲ 311	▲ 111
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	1,119,541	777,933	814,322	2,363,713	2,966,300
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.18%**	**3.74%**	**4.21%**	**5.06%**	**5.57%**
（参考）自己資本比率	**8.99%**	**9.48%**	**9.28%**	**9.88%**	**11.91%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-16】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（16/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 76	銀行 77	銀行 78	銀行 79	銀行 80
自己資本の額（注１）(X)	252,598	117,255	142,792	22,291	70,353
総資産の額（注２）(a)	4,907,285	2,199,804	2,553,329	475,851	1,533,465
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 4,350	▲ 1,933	▲ 9,019	▲ 245	▲ 2,567
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 2,540	▲ 2,032	▲ 4,895	▲ 203	▲ 718
小計 (1)（= a + b + c)	4,900,395	2,195,839	2,539,415	475,403	1,530,180
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	890	201	65,646	43	3,990
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e)	890	201	65,646	43	3,990
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	3,830	5,932	55,814	951	9,270
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	68,680	10,318	10,906	2,757	222
小計 (3)（= f + g)	72,510	16,250	66,720	3,708	9,492
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3))	4,973,795	2,212,290	2,671,781	479,154	1,543,662
簡易レバレッジ比率（= X/Y)	**5.08%**	**5.30%**	**5.34%**	**4.65%**	**4.56%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 3,671	▲ 2,733	▲ 1,231	▲ 441	▲ 1,334
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h)	248,927	114,522	141,561	21,850	69,019
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	▲ 635	▲ 508	▲ 1,231	▲ 37	▲ 178
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i)	4,973,160	2,211,782	2,670,550	479,117	1,543,484
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**5.01%**	**5.18%**	**5.30%**	**4.56%**	**4.47%**
（参考）自己資本比率	**11.00%**	**8.11%**	**9.62%**	**8.33%**	**9.09%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-17】図表Ⅰ:国内基準行;簡易レバレッジ比率一覧(銀行)　(17/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 81	銀行 82	銀行 83	銀行 84	銀行 85
自己資本の額 (注1) (X)	49,553	94,055	20,155	42,660	168,877
総資産の額 (注2) (a)	1,098,587	1,356,794	471,257	691,913	3,217,385
(▲)支払承諾見返 (注2) (b)	▲ 1,406	▲ 2,716	▲ 286	▲ 210	▲ 7,872
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 845	▲ 721	▲ 532	▲ 520	▲ 4,646
小計 (1) (= a + b + c)	1,096,336	1,353,357	470,439	691,183	3,204,867
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	3,079	158	164	0	1,861
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	85	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	3,164	158	164	0	1,861
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	14,615	4,652	1,195	1,921	14,191
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	4,652	12,418	5,190	4,835	58,699
小計 (3) (= f + g)	19,267	17,070	6,385	6,756	72,890
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	1,118,767	1,370,585	476,988	697,939	3,279,618
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**4.43%**	**6.86%**	**4.23%**	**6.11%**	**5.15%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 1,979	▲ 3,088	▲ 463	▲ 1,347	▲ 7,095
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	47,574	90,967	19,692	41,313	161,782
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 210	▲ 180	▲ 132	▲ 130	▲ 1,160
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	1,118,557	1,370,405	476,856	697,809	3,278,458
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**4.25%**	**6.64%**	**4.13%**	**5.92%**	**4.93%**
(参考) 自己資本比率	**10.66%**	**12.00%**	**8.12%**	**10.73%**	**11.14%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表(貸借対照表) の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-18】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（18/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 86	銀行 87	銀行 88	銀行 89	銀行 90
自己資本の額（注1）(X)	93,123	94,065	21,634	140,699	16,014
総資産の額（注2）(a)	1,984,384	2,039,042	522,137	3,584,413	420,109
(▲)支払承諾見返（注2）(b)	▲ 4,717	▲ 1,384	▲ 727	▲ 10,698	▲ 6,346
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 1,555	▲ 1,694	▲ 1,760	▲ 4,225	▲ 470
小計 (1)（= a + b + c）	1,978,112	2,035,964	519,650	3,569,490	413,293
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	3,157	461	141	12,490	246
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	1,500
小計 (2)（= d + e）	3,157	461	141	12,490	1,746
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	9,742	6,800	2,683	30,025	2,202
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	24,936	54,006	468	51,116	4,317
小計 (3)（= f + g）	34,678	60,806	3,151	81,141	6,519
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,015,947	2,097,231	522,942	3,663,121	421,558
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.62%**	**4.49%**	**4.14%**	**3.84%**	**3.80%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 7,535	▲ 4,794	▲ 2,363	▲ 4,323	▲ 344
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	85,588	89,271	19,271	136,376	15,670
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 388	▲ 423	▲ 440	▲ 1,055	▲ 117
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	2,015,559	2,096,808	522,502	3,662,066	421,441
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.25%**	**4.26%**	**3.69%**	**3.72%**	**3.72%**
（参考）自己資本比率	**8.71%**	**8.27%**	**6.39%**	**7.10%**	**8.10%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-19】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　（19/22）

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 91	銀行 92	銀行 93	銀行 94	銀行 95
自己資本の額（注１）(X)	47,918	148,570	71,876	89,437	105,037
総資産の額（注２）(a)	1,298,947	3,211,116	1,548,322	1,638,702	1,701,202
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 4,952	▲ 8,847	▲ 967	▲ 3,618	▲ 3,960
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 366	▲ 12,118	▲ 1,311	▲ 1,152	▲ 673
小計 (1)（= a + b + c)	1,293,629	3,190,151	1,546,044	1,633,932	1,696,569
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	3,826	6,498	1,812	9,004	936
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	48,835	7,000
小計 (2)（= d + e)	3,826	6,498	1,812	57,839	7,936
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	5,895	134,954	3,713	8,047	7,170
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	11,132	25,325	11,490	20,918	13,364
小計 (3)（= f + g)	17,027	160,279	15,203	28,965	20,534
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3))	1,314,482	3,356,928	1,563,059	1,720,736	1,725,039
簡易レバレッジ比率（= X/Y)	**3.65%**	**4.43%**	**4.60%**	**5.20%**	**6.09%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 410	▲ 5,681	▲ 2,974	▲ 2,738	▲ 3,965
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h)	47,508	142,889	68,902	86,699	101,072
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 91	▲ 2,219	▲ 318	▲ 287	▲ 167
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i)	1,314,391	3,354,709	1,562,741	1,720,449	1,724,872
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**3.61%**	**4.26%**	**4.41%**	**5.04%**	**5.86%**
（参考）自己資本比率	**8.22%**	**10.76%**	**8.10%**	**9.05%**	**9.89%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-20】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(20/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 96	銀行 97	銀行 98	銀行 99	銀行 100
自己資本の額（注１）(X)	118,190	65,132	21,497	13,313	14,000
総資産の額（注２）(a)	2,453,989	1,089,409	526,613	268,594	282,705
(▲)支払承諾見返（注２）(b)	▲ 7,339	▲ 1,476	▲ 179	▲ 684	▲ 28
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 740	▲ 260	▲ 2,429	▲ 563	▲ 283
小計 (1)（= a + b + c）	2,445,910	1,087,673	524,005	267,347	282,394
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	8,919	1,605	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	3,550	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	12,469	1,605	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	14,496	4,937	1,182	598	283
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	29,107	18,308	2,318	953	4,402
小計 (3)（= f + g）	43,603	23,245	3,500	1,551	4,685
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,501,982	1,112,523	527,505	268,898	287,079
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.72%**	**5.85%**	**4.08%**	**4.95%**	**4.88%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 10,489	▲ 18,257	▲ 2,261	▲ 377	▲ 502
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	107,701	46,875	19,236	12,936	13,498
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	▲ 185	▲ 64	▲ 606	▲ 140	▲ 70
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	2,501,797	1,112,459	526,899	268,758	287,009
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.30%**	**4.21%**	**3.65%**	**4.81%**	**4.70%**
（参考）自己資本比率	**8.33%**	**10.03%**	**7.40%**	**8.30%**	**8.71%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-21】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(21/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 101	銀行 102	銀行 103	銀行 104	銀行 105
自己資本の額（注1）(X)	87,741	31,300	40,552	41,173	37,643
総資産の額（注2）(a)	2,206,064	586,321	695,790	809,100	707,280
(▲)支払承諾見返（注2）(b)	▲ 4,080	▲ 685	▲ 513	▲ 3,646	▲ 1,460
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 3,515	▲ 964	▲ 1,789	▲ 1,438	▲ 1,647
小計 (1)（= a + b + c）	2,198,469	584,672	693,488	804,016	704,173
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	693	220	1	0	0
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	6,151	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	693	6,371	1	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,576	1,018	398	2,074	727
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	34,122	2,306	2,584	3,931	2,971
小計 (3)（= f + g）	35,698	3,324	2,982	6,005	3,698
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,234,860	594,367	696,471	810,021	707,871
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.93%**	**5.27%**	**5.82%**	**5.08%**	**5.32%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 1,548	▲ 711	▲ 1,865	▲ 1,474	▲ 427
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	86,193	30,589	38,687	39,699	37,216
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 877	▲ 222	▲ 446	▲ 358	▲ 411
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	2,233,983	594,145	696,025	809,663	707,460
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.86%**	**5.15%**	**5.56%**	**4.90%**	**5.26%**
（参考）自己資本比率	**9.67%**	**8.80%**	**10.42%**	**8.38%**	**8.40%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 8-22】図表Ⅰ：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（銀行）　(22/22)

（単位：百万円、%）

金融機関	銀行 106	銀行 107	銀行 108
自己資本の額 (注1) (X)	8,846,771	4,471	12,117
総資産の額 (注2) (a)	208,381,300	42,376	170,649
(▲)支払承諾見返 (注2) (b)	0	0	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 28,437	▲ 5,758	▲ 9,333
小計 (1) (= a + b + c)	208,352,863	36,618	161,316
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	755,595	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	755,595	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	5,468,550	0	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額(*10%) (注6) (注7) (g)	0	0	0
小計 (3) (= f + g)	5,468,550	0	0
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	214,577,008	36,618	161,316
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**4.12%**	**12.21%**	**7.51%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 9,976	0	▲ 2,333
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	8,836,795	4,471	9,784
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 7,109	0	▲ 2,333
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	214,569,899	36,618	158,983
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**4.12%**	**12.21%**	**6.15%**
(参考) 自己資本比率	**15.46%**	**78.45%**	**21.48%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表(貸借対照表) の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は､「原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算し

た数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 9-1】図表 J:国内基準行;簡易レバレッジ比率一覧(信託銀行)　(1/2)

（単位：百万円、%）

金融機関	信託銀行 1 (注 11)	信託銀行 2	信託銀行 3 (注 11)	信託銀行 4	信託銀行 5
自己資本の額 (注 1) (X)		23,180		128,830	58,335
総資産の額 (注 2) (a)		2,932,588		3,258,328	1,320,437
(▲)支払承諾見返 (注 2) (b)		0		▲ 4,004	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)		▲ 11		▲ 58,733	▲ 3,249
小計 (1) (= a + b + c)		2,932,577		3,195,591	1,317,188
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)		0		9,091	20,341
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)		0		0	0
小計 (2) (= d + e)		0		9,091	20,341
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)		0		34,844	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)		0		12,403	1,854
小計 (3) (= f + g)		0		47,247	1,854
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))		2,932,577		3,251,929	1,339,383
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)		**0.79%**		**3.96%**	**4.36%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)		▲ 2		▲ 11,590	▲ 802
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)		23,178		117,240	57,533
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)		▲ 2		▲ 11,590	▲ 802
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)		2,932,575		3,240,339	1,338,581
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)		**0.79%**		**3.62%**	**4.30%**
(参考) 自己資本比率		**51.25%**		**13.43%**	**17.38%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表(貸借対照表) の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 9-2】図表 J:国内基準行;簡易レバレッジ比率一覧(信託銀行)　(2/2)

（単位：百万円、%）

金融機関	信託銀行 6	信託銀行 7	信託銀行 8	信託銀行 9	信託銀行 10	信託銀行 11
自己資本の額 (注1) (X)	177,868	34,785	7,516	26,675	44,814	44,380
総資産の額 (注2) (a)	2,114,758	51,532	8,274	1,057,042	13,106,341	9,081,132
(▲)支払承諾見返 (注2) (b)	▲ 26,871	0	0	0	0	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 2,254	▲ 1,018	▲ 58	▲ 129	▲ 14,240	▲ 14,773
小計 (1) (= a + b + c)	2,085,633	50,514	8,216	1,056,913	13,092,101	9,066,359
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	38	0	0	2,556	0	0
クレジット･デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	38	0	0	2,556	0	0
オフ･バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	71,061	0	0	3,936	0	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	9,167	0	0	2,060	1,100	233,150
小計 (3) (= f + g)	80,228	0	0	5,996	1,100	233,150
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	2,165,899	50,514	8,216	1,065,465	13,093,201	9,299,509
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**8.21%**	**68.86%**	**91.48%**	**2.50%**	**0.34%**	**0.48%**
(▲)経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 563	▲ 254	▲ 14	▲ 32	▲ 3,558	▲ 3,693
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	177,305	34,531	7,502	26,643	41,256	40,687
(▲)経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 563	▲ 254	▲ 14	▲ 32	▲ 3,558	▲ 3,693
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	2,165,336	50,260	8,202	1,065,433	13,089,643	9,295,816
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**8.19%**	**68.70%**	**91.47%**	**2.50%**	**0.32%**	**0.44%**
(参考) 自己資本比率	**10.96%**	**184.55%**	**203.55%**	**95.56%**	**30.88%**	**34.32%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表(貸借対照表) の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。

（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表の中間ディスクロージャー誌（2018 年 9 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-1】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(1/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 1	信用金庫 2	信用金庫 3	信用金庫 4	信用金庫 5
自己資本の額 (注1) (X)	1,645,270	75,846	32,630	19,570	49,457
総資産の額 (注2) (a)	38,790,449	1,170,478	377,538	319,952	465,147
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 256,687	▲ 413	▲ 114	▲ 139	▲ 936
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 126,410	▲ 2,616	▲ 16	▲ 117	▲ 16
小計 (1) (= a + b + c)	38,407,352	1,167,449	377,408	319,696	464,195
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	344,090	209	0	0	68
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	85	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	344,090	294	0	0	68
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	256,687	413	114	139	936
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%) (注6) (注7) (g)	2,402,855	4,368	823	314	2,263
小計 (3) (= f + g)	2,659,542	4,781	937	453	3,199
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	41,410,984	1,172,524	378,345	320,149	467,462
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.97%**	**6.47%**	**8.62%**	**6.11%**	**10.58%**
（▲）経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 408,686	0	▲ 4	▲ 29	▲ 4
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	1,236,584	75,846	32,626	19,541	49,453
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 7,369	0	▲ 4	▲ 29	▲ 4
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	41,403,615	1,172,524	378,341	320,120	467,458
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**2.99%**	**6.47%**	**8.62%**	**6.10%**	**10.58%**
（参考）自己資本比率	**30.57%**	**16.53%**	**22..90%**	**18.62%**	**25.43%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-2】K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(2/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 6	信用金庫 7	信用金庫 8	信用金庫 9	信用金庫 10
自己資本の額（注1）(X)	17,130	6,258	5,372	10,462	8,119
総資産の額（注2）(a)	276,294	164,088	131,447	136,799	172,575
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 355	▲ 292	▲ 113	▲ 241	▲ 67
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 119	▲ 15	▲ 96	▲ 228	▲ 71
小計 (1)（= a + b + c）	275,820	163,781	131,238	136,330	172,437
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	170	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	170	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	355	292	113	241	67
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,047	749	389	499	109
小計 (3)（= f + g）	1,402	1,041	502	740	176
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	277,392	164,822	131,740	137,070	172,613
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.18%**	**3.80%**	**4.08%**	**7.63%**	**4.70%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 72	0	▲ 71	0	▲ 16
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	17,058	6,258	5,301	10,462	8,103
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 29	0	▲ 71	0	▲ 16
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	277,363	164,822	131,669	137,070	172,597
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**6.15%**	**3.80%**	**4.03%**	**7.63%**	**4.69%**
（参考）自己資本比率	**15.72%**	**15.12%**	**9.96%**	**23.86%**	**9.83%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-3】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(3/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 11	信用金庫 12	信用金庫 13	信用金庫 14	信用金庫 15
自己資本の額（注１）(X)	16,019	66,261	50,176	13,066	17,580
総資産の額（注２）(a)	293,240	901,179	484,036	219,690	284,903
(▲) 債務保証見返（注２）(b)	▲ 354	▲ 493	▲ 977	▲ 506	▲ 758
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 144	▲ 445	▲ 903	▲ 431	▲ 199
小計 (1)（= a + b + c）	292,742	900,241	482,156	218,753	283,946
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	8	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	8	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	354	493	977	429	758
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	480	2,053	1,056	3,024	827
小計 (3)（= f + g）	834	2,546	2,033	3,453	1,585
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	293,584	902,787	484,189	222,206	285,531
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.46%**	**7.34%**	**10.36%**	**5.88%**	**6.16%**
(▲)経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	0	▲ 211	▲ 225	0	▲ 49
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	16,019	66,050	49,951	13,066	17,531
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	0	▲ 211	▲ 225	0	▲ 49
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	293,584	902,576	483,964	222,206	285,482
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.46%**	**7.32%**	**10.32%**	**5.88%**	**6.14%**
（参考）自己資本比率	**15.18%**	**21.14%**	**54.05%**	**14.95%**	**15.76%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-4】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(4/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 16	信用金庫 17	信用金庫 18	信用金庫 19	信用金庫 20
自己資本の額（注1）(X)	54,847	9,466	26,213	42,970	25,823
総資産の額（注2）(a)	775,153	229,877	362,254	531,733	310,080
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 2,491	▲ 558	▲ 1,162	▲ 930	▲ 569
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 99	▲ 140	▲ 77	▲ 31	▲ 22
小計 (1)（= a + b + c）	772,563	229,179	361,015	530,772	309,489
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	1,612	67	0	181	95
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	937	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	2,549	67	0	181	95
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	2,491	558	1,162	930	234
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	5,202	2,392	2,090	6,474	3,222
小計 (3)（= f + g）	7,693	2,950	3,252	7,404	3,456
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	782,805	232,196	364,267	538,357	313,040
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**7.01%**	**4.08%**	**7.20%**	**7.98%**	**8.25%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 24	0	▲ 19	▲ 7	▲ 5
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	54,823	9,466	26,194	42,963	25,818
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 24	0	▲ 19	▲ 7	▲ 5
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	782,781	232,196	364,248	538,350	313,035
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**7.00%**	**4.08%**	**7.19%**	**7.98%**	**8.25%**
（参考）自己資本比率	**18.63%**	**13.61%**	**25.70%**	**23.95%**	**31.74%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-5】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(5/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 21	信用金庫 22	信用金庫 23	信用金庫 24	信用金庫 25
自己資本の額（注1）(X)	23,672	9,872	27,815	7,092	9,324
総資産の額（注2）(a)	342,008	176,078	644,955	134,763	146,184
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1,529	▲ 71	▲ 1,121	▲ 104	▲ 942
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 173	▲ 22	▲ 183	▲ 39	▲ 11
小計 (1)（= a + b + c）	340,305	175,985	643,651	134,620	145,230
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	136	5	0	30	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	136	5	0	30	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,529	71	670	104	942
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	389	688	2,147	782	509
小計 (3)（= f + g）	1,918	759	2,817	886	1,452
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	342,359	176,749	646,468	135,536	146,682
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.91%**	**5.59%**	**4.30%**	**5.23%**	**6.36%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 5	▲ 410	▲ 9	▲ 2
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	23,672	9,866	27,405	7,083	9,322
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 5	▲ 116	▲ 9	▲ 2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	342,359	176,744	646,352	135,527	146,680
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**6.91%**	**5.58%**	**4.24%**	**5.23%**	**6.36%**
（参考）自己資本比率	**20.05%**	**15.29%**	**12.42%**	**12.82%**	**16.44%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-6】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　（6/52）

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 26	信用金庫 27	信用金庫 28	信用金庫 29	信用金庫 30
自己資本の額（注1）(X)	5,771	9,034	19,772	5,005	11,756
総資産の額（注2）(a)	130,216	138,958	220,711	73,188	250,275
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 185	▲ 341	▲ 288	▲ 112	▲ 1,010
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 13	▲ 131	▲ 96	▲ 108	▲ 75
小計 (1)（= a + b + c）	130,018	138,486	220,327	72,968	249,190
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	80	0	100	336	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	80	0	100	336	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	185	363	288	711	1,010
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	395	304	517	355	1,235
小計 (3)（= f + g）	580	667	805	1,066	2,245
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	130,678	139,153	221,232	74,370	251,435
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.42%**	**6.49%**	**8.94%**	**6.73%**	**4.68%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 32	▲ 57	▲ 27	▲ 17
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	5,771	9,002	19,715	4,978	11,739
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 32	▲ 23	▲ 27	▲ 17
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	130,678	139,121	221,209	74,343	251,418
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.42%**	**6.47%**	**8.91%**	**6.70%**	**4.67%**
（参考）自己資本比率	**9.65%**	**17.21%**	**28.82%**	**11.59%**	**12.12%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-7】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(7/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 31	信用金庫 32	信用金庫 33	信用金庫 34	信用金庫 35
自己資本の額（注1）(X)	12,755	11,345	5,995	7,424	9,487
総資産の額（注2）(a)	94,932	223,083	97,047	96,072	134,678
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 185	▲ 84	▲ 62	▲ 508	▲ 226
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 15	▲ 205	▲ 87	0	▲ 108
小計 (1)（= a + b + c）	94,732	222,794	96,898	95,564	134,344
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	1	0	0	0	204
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	1	0	0	0	204
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	185	84	62	508	226
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	130	742	622	459	274
小計 (3)（= f + g）	315	826	684	967	500
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	95,048	223,620	97,582	96,531	135,048
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**13.42%**	**5.07%**	**6.14%**	**7.69%**	**7.02%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 3	▲ 50	▲ 30	0	▲ 25
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	12,752	11,295	5,965	7,424	9,462
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 3	▲ 50	▲ 20	0	▲ 25
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	95,045	223,570	97,562	96,531	135,023
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**13.42%**	**5.05%**	**6.11%**	**7.69%**	**7.01%**
（参考）自己資本比率	**41.34%**	**12.21%**	**16.92%**	**18.00%**	**14.76%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-8】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(8/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 36	信用金庫 37	信用金庫 38	信用金庫 39	信用金庫 40
自己資本の額（注1）(X)	21,791	5,246	25,675	8,913	20,145
総資産の額（注2）(a)	549,637	138,968	241,338	209,938	181,657
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1,250	▲ 225	▲ 336	▲ 754	▲ 28
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 134	▲ 14	▲ 111	▲ 61	▲ 27
小計 (1)（= a + b + c）	548,253	138,729	240,891	209,123	181,602
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	12	0	0	180	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	12	0	0	180	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,250	171	336	754	28
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	2,800	359	892	885	379
小計 (3)（= f + g）	4,050	530	1,228	1,639	407
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	552,315	139,259	242,119	210,942	182,009
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.95%**	**3.77%**	**10.60%**	**4.23%**	**11.07%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 452	▲ 651	▲ 27	▲ 15	▲ 6
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	21,339	4,595	25,648	8,898	20,139
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 33	▲ 3	▲ 27	▲ 15	▲ 6
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	552,282	139,256	242,092	210,927	182,003
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.86%**	**3.30%**	**10.59%**	**4.22%**	**11.07%**
（参考）自己資本比率	**8.13%**	**8.80%**	**32.83%**	**10.53%**	**36.80%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-9】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(9/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 41	信用金庫 42	信用金庫 43	信用金庫 44	信用金庫 45
自己資本の額（注1）(X)	13,129	11,491	16,471	9,817	10,113
総資産の額（注2）(a)	212,859	221,229	245,128	220,260	264,545
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 354	▲ 888	▲ 2,846	▲ 475	▲ 280
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 175	▲ 48	▲ 193	▲ 19	▲ 10
小計 (1)（= a + b + c）	212,330	220,293	242,089	219,766	264,255
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	45	32	70	153	1
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	45	32	70	153	1
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	354	888	2,846	475	280
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	41	623	519	1,033	346
小計 (3)（= f + g）	395	1,511	3,365	1,508	626
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	212,770	221,836	245,524	221,427	264,882
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.17%**	**5.18%**	**6.71%**	**4.43%**	**3.82%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	0	0	▲ 4	▲ 2
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	13,129	11,491	16,471	9,813	10,111
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	0	0	▲ 4	▲ 2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	212,770	221,836	245,524	221,423	264,880
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**6.17%**	**5.18%**	**6.71%**	**4.43%**	**3.82%**
（参考）自己資本比率	**18.14%**	**16.04%**	**21.57%**	**10.57%**	**10.56%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-10】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(10/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 46	信用金庫 47	信用金庫 48	信用金庫 49	信用金庫 50
自己資本の額 (注1) (X)	33,485	5,687	20,071	18,838	29,251
総資産の額 (注2) (a)	332,045	138,373	407,010	496,891	538,237
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 1,190	▲ 194	▲ 1,469	▲ 244	▲ 494
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 15	▲ 12	▲ 123	▲ 130	▲ 141
小計 (1) (= a + b + c)	330,840	138,167	405,418	496,517	537,602
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	609	37	146	47	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	609	37	146	244	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	1,190	87	1,469	2,886	494
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	479	244	2,140	3,130	2,539
小計 (3) (= f + g)	1,669	331	3,609	499,694	3,033
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	333,118	138,535	409,173	3.77%	540,635
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**10.05%**	**4.11%**	**4.91%**	**▲ 227**	**5.41%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 3	▲ 14	0	▲ 227	▲ 168
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	33,482	5,673	20,071	18,611	29,083
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 3	▲ 3	0	▲ 31	▲ 33
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	333,115	138,532	409,173	499,663	540,602
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**10.05%**	**4.10%**	**4.91%**	**3.72%**	**5.38%**
(参考) 自己資本比率	**32.63%**	**12.81%**	**12.12%**	**10.31%**	**10.29%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-11】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(11/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 51	信用金庫 52	信用金庫 53	信用金庫 54	信用金庫 55
自己資本の額（注1）(X)	13,100	8,552	7,564	7,593	32,240
総資産の額（注2）(a)	306,612	179,852	133,007	154,533	1,028,527
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 144	▲ 39	▲ 114	▲ 105	▲ 723
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 44	▲ 91	▲ 40	▲ 12	▲ 1,334
小計 (1)（= a + b + c）	306,424	179,722	132,853	154,416	1,026,470
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	308	0	0	34
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	308	0	0	34
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	144	573	114	105	618
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	869	335	1,272	376	2,847
小計 (3)（= f + g）	1,013	908	1,386	481	3,465
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	307,437	180,938	134,239	154,897	1,029,969
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.26%**	**4.73%**	**5.63%**	**4.90%**	**3.13%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 23	0	▲ 9	▲ 61	▲ 535
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	13,077	8,552	7,555	7,532	31,705
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 11	0	▲ 9	▲ 3	▲ 360
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	307,426	180,938	134,230	154,894	1,029,609
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.25%**	**4.73%**	**5.63%**	**4.86%**	**3.08%**
（参考）自己資本比率	**9.03%**	**10.67%**	**10.84%**	**11.30%**	**7.38%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018年3月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-12】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(12/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 56	信用金庫 57	信用金庫 58	信用金庫 59	信用金庫 60
自己資本の額（注1）(X)	11,227	4,676	4,649	4,774	5,764
総資産の額（注2）(a)	310,985	278,132	211,644	113,379	119,703
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 275	▲ 202	▲ 789	▲ 35	▲ 31
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 37	▲ 73	▲ 68	▲ 78	▲ 126
小計 (1)（= a + b + c）	310,673	277,857	210,787	113,266	119,546
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	124	82	90	0	63
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	124	82	90	0	63
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	275	202	814	35	31
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,266	1,745	579	458	327
小計 (3)（= f + g）	1,541	1,947	1,393	493	358
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	312,338	279,886	212,271	113,759	119,967
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.59%**	**1.67%**	**2.19%**	**4.20%**	**4.80%**
(▲)経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 88	▲ 8	▲ 16	12	▲ 46
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	11,139	4,668	4,633	4,786	5,718
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 9	▲ 8	▲ 16	▲ 19	▲ 46
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	312,329	279,878	212,255	113,740	119,921
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.57%**	**1.67%**	**2.18%**	**4.21%**	**4.77%**
（参考）自己資本比率	**9.21%**	**5.72%**	**7.05%**	**10.51%**	**11.22%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-13】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(13/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 61	信用金庫 62	信用金庫 63	信用金庫 64	信用金庫 65
自己資本の額（注1）(X)	6,909	33,827	18,258	124,584	39,491
総資産の額（注2）(a)	191,676	1,202,393	383,023	2,972,250	881,895
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 607	▲ 2,104	▲ 173	▲ 1,220	▲ 213
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 77	▲ 1,268	▲ 113	▲ 968	▲ 320
小計 (1)（= a + b + c）	190,992	1,199,021	382,737	2,970,062	881,362
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	328	0	0	405	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	328	0	0	405	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	666	2,104	173	1,220	213
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	2,080	2,477	914	42,068	2,424
小計 (3)（= f + g）	2,746	4,581	1,087	43,288	2,637
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	194,066	1,203,602	383,824	3,013,755	883,999
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.56%**	**2.81%**	**4.76%**	**4.13%**	**4.47%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 169	▲ 317	▲ 28	▲ 241	▲ 79
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	6,740	33,510	18,230	124,343	39,412
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 19	▲ 317	▲ 28	▲ 241	▲ 79
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	194,047	1,203,285	383,796	3,013,514	883,920
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.47%**	**2.78%**	**4.75%**	**4.13%**	**4.46%**
（参考）自己資本比率	**10.44%**	**7.80%**	**12.58%**	**8.55%**	**10.88%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018年3月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-14】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(14/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 66	信用金庫 67	信用金庫 68	信用金庫 69	信用金庫 70
自己資本の額 (注1) (X)	24,276	78,467	37,375	21,136	22,385
総資産の額 (注2) (a)	773,640	1,341,055	1,099,075	516,988	540,961
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 270	▲ 1,813	▲ 642	▲ 311	▲ 172
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 190	▲ 289	▲ 242	▲ 139	▲ 164
小計 (1) (= a + b + c)	773,180	1,338,953	1,098,191	516,538	540,625
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0	521	990	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	8500	0
小計 (2) (= d + e)	0	0	521	9,490	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	204	1,813	642	883	172
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	1,729	1,247	1,481	994	1,390
小計 (3) (= f + g)	1,933	3,060	2,123	1,877	1,562
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	775,113	1,342,013	1,100,835	527,905	542,187
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**3.13%**	**5.85%**	**3.40%**	**4.00%**	**4.13%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 1,137	▲ 21	▲ 1,024	0	▲ 222
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	23,139	78,446	36,351	21,136	22,163
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 47	▲ 21	▲ 59	0	▲ 39
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	775,066	1,341,992	1,100,776	527,905	542,148
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**2.99%**	**5.85%**	**3.30%**	**4.00%**	**4.09%**
(参考) 自己資本比率	**7.41%**	**13.20%**	**8.17%**	**12.35%**	**8.29%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-15】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(15/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 71	信用金庫 72	信用金庫 73	信用金庫 74	信用金庫 75
自己資本の額（注1）(X)	9,984	7,605	87,554	32,405	31,505
総資産の額（注2）(a)	165,879	216,045	1,882,494	1,080,878	1,155,572
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 113	▲ 85	▲ 1,662	▲ 1,342	▲ 1,168
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 68	▲ 56	▲ 2,488	▲ 294	▲ 591
小計 (1)（= a + b + c）	165,698	215,904	1,878,344	1,079,242	1,153,813
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	75	519	0	50
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	75	519	0	50
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	113	85	1,662	1,342	1,168
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	975	920	3,099	4,060	719
小計 (3)（= f + g）	1,088	1,005	4,761	5,402	1,887
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	166,786	216,984	1,883,624	1,084,644	1,155,750
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.99%**	**3.50%**	**4.65%**	**2.99%**	**2.73%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 13	0	▲ 73	▲ 596
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	9,984	7,592	87,554	32,332	30,909
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 13	0	▲ 73	▲ 147
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	166,786	216,971	1,883,624	1,084,571	1,155,603
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.99%**	**3.50%**	**4.65%**	**2.98%**	**2.67%**
（参考）自己資本比率	**15.91%**	**12.09%**	**10.14%**	**7.34%**	**5.25%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-16】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(16/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 76	信用金庫 77	信用金庫 78	信用金庫 79	信用金庫 80
自己資本の額（注1）(X)	154,023	21,002	30,205	38,141	17,622
総資産の額（注2）(a)	2,169,624	534,136	729,806	465,786	319,247
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 149	▲ 1,135	▲ 273	▲ 192	▲ 323
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 4,113	▲ 220	▲ 196	▲ 25	▲ 668
小計 (1)（= a + b + c）	2,165,362	532,781	729,337	465,568	318,256
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	3	47	0	0	0
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	3	47	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	149	1,135	273	192	323
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	12,222	5,099	755	2,570	263
小計 (3)（= f + g）	12,371	6,234	1,028	2,762	586
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,177,736	539,062	730,365	468,330	318,842
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**7.07%**	**3.90%**	**4.14%**	**8.14%**	**5.53%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 366	0	▲ 6	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	154,023	20,636	30,205	38,134	17,622
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 55	0	▲ 6	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	2,177,736	539,007	730,365	468,323	318,842
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**7.07%**	**3.83%**	**4.14%**	**8.14%**	**5.53%**
（参考）自己資本比率	**13.12%**	**10.51%**	**10.73%**	**18.59%**	**14.10%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-17】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(17/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 81	信用金庫 82	信用金庫 83	信用金庫 84	信用金庫 85
自己資本の額（注１）(X)	79,070	15,949	59,925	31,438	58,542
総資産の額（注２）(a)	1,870,101	364,236	1,557,821	710,230	1,189,489
(▲) 債務保証見返（注２）(b)	▲ 2,780	▲ 5,687	▲ 6,942	▲ 867	▲ 546
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 2,829	▲ 448	▲ 830	▲ 327	▲ 155
小計 (1)（= a + b + c）	1,864,492	358,101	1,550,049	709,036	1,188,788
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	6,450	6	11	0	316
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	6,450	6	11	0	316
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	9,237	5,687	6,771	772	546
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	1,779	320	2,776	604	2,897
小計 (3)（= f + g）	11,016	6,007	9,547	1,376	3,443
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	1,881,958	364,114	1,559,607	710,412	1,192,547
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.20%**	**4.38%**	**3.84%**	**4.43%**	**4.91%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 706	▲ 370	▲ 662	▲ 2,065	▲ 3,695
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	78,364	15,579	59,263	29,373	54,847
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 706	▲ 111	▲ 207	▲ 81	▲ 38
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	1,881,252	364,003	1,559,400	710,331	1,192,509
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.17%**	**4.28%**	**3.80%**	**4.14%**	**4.60%**
（参考）自己資本比率	**9.07%**	**9.04%**	**7.83%**	**8.16%**	**11.00%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-18】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(18/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 86	信用金庫 87	信用金庫 88	信用金庫 89	信用金庫 90
自己資本の額（注1）(X)	112,557	9,152	43,677	7,692	21,619
総資産の額（注2）(a)	1,976,046	139,979	593,919	147,234	526,335
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 2,484	▲ 360	▲ 263	▲ 259	▲ 220
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 3,631	▲ 13	▲ 117	▲ 27	▲ 167
小計 (1)（= a + b + c）	1,969,931	139,606	593,539	146,948	525,948
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	17	242	862	0	43
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	17	242	862	0	43
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	2,484	360	2,769	259	258
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	950	71	3,942	146	317
小計 (3)（= f + g）	3,434	431	6,711	405	575
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	1,973,382	140,279	601,112	147,354	526,566
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.70%**	**6.52%**	**7.27%**	**5.22%**	**4.11%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 2,385	▲ 321	▲ 1,077	▲ 132	▲ 41
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	110,172	8,831	42,600	7,560	21,578
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 907	▲ 3	▲ 28	▲ 7	▲ 41
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	1,972,475	140,276	601,084	147,347	526,525
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.59%**	**6.30%**	**7.09%**	**5.13%**	**4.10%**
（参考）自己資本比率	**11.03%**	**12.21%**	**18.00%**	**10.14%**	**8.96%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-19】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(19/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 91	信用金庫 92	信用金庫 93	信用金庫 94	信用金庫 95
自己資本の額（注１）(X)	10,639	34,505	146,699	183,332	20,862
総資産の額（注２）(a)	169,414	727,570	2,258,518	3,855,827	439,303
(▲) 債務保証見返（注２）(b)	▲ 1,347	▲ 699	▲ 23,523	▲ 75	▲ 1,133
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 23	▲ 158	▲ 974	▲ 1,838	▲ 221
小計 (1)（= a + b + c）	168,044	726,713	2,234,021	3,853,914	437,949
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	3	0	1,395	1,203	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	946	0	0
小計 (2)（= d + e）	3	0	2,341	1,203	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	1,347	699	23,523	75	1,133
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	101	127	5,740	136	482
小計 (3)（= f + g）	1,448	826	29,263	211	1,615
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	169,495	727,539	2,265,625	3,855,328	439,564
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.28%**	**4.74%**	**6.47%**	**4.76%**	**4.75%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 952	▲ 1,408	▲ 2,445	▲ 6,768	▲ 871
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	9,687	33,097	144,254	176,564	19,991
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 5	▲ 39	▲ 243	▲ 459	▲ 55
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	169,490	727,500	2,265,382	3,854,869	439,509
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.72%**	**4.55%**	**6.37%**	**4.58%**	**4.55%**
（参考）自己資本比率	**8.98%**	**9.63%**	**9.34%**	**9.80%**	**9.92%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-20】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(20/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 96	信用金庫 97	信用金庫 98	信用金庫 99	信用金庫 100
自己資本の額（注1）(X)	10,092	8,347	48,636	97,576	40,937
総資産の額（注2）(a)	183,508	219,721	1,041,362	2,690,276	707,136
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 4,507	▲ 25	▲ 480	▲ 13,121	▲ 443
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 232	▲ 309	▲ 120	▲ 808	▲ 1,472
小計 (1)（= a + b + c）	178,769	219,388	1,040,762	2,676,347	705,221
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	7	1,802	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	7	1,802	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	4,507	25	480	13,121	443
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	85	385	571	876	303
小計 (3)（= f + g）	4,592	410	1,051	13,997	746
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	183,361	219,797	1,041,820	2,692,146	705,967
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.50%**	**3.80%**	**4.67%**	**3.62%**	**5.80%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 238	▲ 2,828	▲ 3,229	▲ 368
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	10,092	8,109	45,808	94,347	40,569
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 77	▲ 30	▲ 160	▲ 368
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	183,361	219,720	1,041,790	2,691,986	705,599
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.50%**	**3.69%**	**4.40%**	**3.50%**	**5.75%**
（参考）自己資本比率	**10.23%**	**7.96%**	**8.07%**	**7.82%**	**10.33%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-21】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(21/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 101	信用金庫 102	信用金庫 103	信用金庫 104	信用金庫 105
自己資本の額（注1）(X)	100,180	41,171	108,584	20,289	11,955
総資産の額（注2）(a)	1,908,181	811,288	3,001,187	321,212	216,716
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 171	▲ 163	▲ 2,413	▲ 377	▲ 148
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 7,476	▲ 98	▲ 1,134	▲ 27	▲ 10
小計 (1)（= a + b + c）	1,900,534	811,027	2,997,640	320,808	216,558
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	1,131	48	6,587	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	1,131	48	6,587	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	171	163	2,413	377	166
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,019	778	4,543	1,455	732
小計 (3)（= f + g）	1,190	941	6,956	1,832	898
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	1,902,855	812,016	3,011,183	322,640	217,456
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.26%**	**5.07%**	**3.61%**	**6.29%**	**5.50%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 3,878	▲ 1,320	▲ 1,551	0	▲ 2
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	96,302	39,851	107,033	20,289	11,953
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 1,868	▲ 24	▲ 283	0	▲ 2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	1,900,987	811,992	3,010,900	322,640	217,454
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.07%**	**4.91%**	**3.55%**	**6.29%**	**5.50%**
（参考）自己資本比率	**10.50%**	**9.74%**	**8.76%**	**15.80%**	**14.82%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-22】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(22/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 106	信用金庫 107	信用金庫 108	信用金庫 109	信用金庫 110
自己資本の額（注1）(X)	39,377	4,761	4,210	11,678	6,566
総資産の額（注2）(a)	446,032	84,769	95,051	227,451	111,827
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 168	▲ 22	▲ 232	▲ 618	▲ 67
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 183	▲ 10	▲ 72	▲ 112	▲ 10
小計 (1)（= a + b + c）	445,681	84,737	94,747	226,721	111,750
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	1	27	87	46	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	1	27	87	46	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	168	22	232	605	78
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	2,863	0	297	556	589
小計 (3)（= f + g）	3,031	22	529	1,161	667
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	448,713	84,786	95,363	227,928	112,418
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**8.78%**	**5.62%**	**4.41%**	**5.12%**	**5.84%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 119	0	▲ 18	▲ 35	▲ 2
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	39,258	4,761	4,192	11,643	6,564
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 45	0	▲ 18	▲ 26	▲ 2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	448,668	84,786	95,345	227,902	112,416
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**8.75%**	**5.62%**	**4.40%**	**5.11%**	**5.84%**
（参考）自己資本比率	**17.64%**	**17.33%**	**12.09%**	**14.71%**	**15.13%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-23】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(23/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 111	信用金庫 112	信用金庫 113	信用金庫 114	信用金庫 115
自己資本の額 (注1) (X)	7,831	4,680	24,764	16,634	71,530
総資産の額 (注2) (a)	89,655	81,591	456,819	449,465	867,688
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 410	▲ 34	▲ 806	▲ 1,120	▲ 1,079
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 48	▲ 15	▲ 401	▲ 267	▲ 1,053
小計 (1) (= a + b + c)	89,197	81,542	455,612	448,078	865,556
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	27	37	0	40
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	1341	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	27	1,378	0	40
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	326	34	806	1,120	1,180
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	282	0	932	691	3,889
小計 (3) (= f + g)	608	34	1,738	1,811	5,069
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	89,805	81,603	458,728	449,889	870,665
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**8.72%**	**5.74%**	**5.40%**	**3.70%**	**8.22%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 11	▲ 3	▲ 99	▲ 65	0
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	7,820	4,677	24,665	16,569	71,530
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 11	▲ 3	▲ 99	▲ 65	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	89,794	81,600	458,629	449,824	870,665
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**8.71%**	**5.73%**	**5.38%**	**3.68%**	**8.22%**
(参考) 自己資本比率	**26.86%**	**18.28%**	**15.60%**	**11.04%**	**25.07%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-24】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(24/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 116	信用金庫 117	信用金庫 118	信用金庫 119	信用金庫 120
自己資本の額（注1）(X)	21,567	16,985	36,012	54,180	12,317
総資産の額（注2）(a)	420,696	269,205	412,807	618,717	330,633
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1,285	▲ 146	▲ 78	▲ 2,783	▲ 602
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 115	▲ 157	▲ 70	▲ 313	▲ 190
小計 (1)（= a + b + c）	419,297	268,902	412,659	615,621	329,841
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	365	62	309	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	365	62	309	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,010	146	78	2,783	602
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	997	332	886	1,828	1,032
小計 (3)（= f + g）	2,007	478	964	4,611	1,634
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	421,668	269,442	413,932	620,232	331,475
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.11%**	**6.30%**	**8.70%**	**8.74%**	**3.72%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 28	▲ 38	▲ 17	0	▲ 46
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	21,539	16,947	35,995	54,180	12,271
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 28	▲ 38	▲ 17	0	▲ 46
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	421,640	269,404	413,915	620,232	331,429
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.11%**	**6.29%**	**8.70%**	**8.74%**	**3.70%**
（参考）自己資本比率	**16.16%**	**16.66%**	**22.15%**	**17.37%**	**11.32%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-25】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(25/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 121	信用金庫 122	信用金庫 123	信用金庫 124	信用金庫 125
自己資本の額（注1）(X)	24,788	19,444	5,696	5,466	8,267
総資産の額（注2）(a)	433,751	394,556	92,670	174,707	96,869
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 318	▲ 1,700	▲ 83	▲ 431	▲ 19
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 162	▲ 60	▲ 4	▲ 64	▲ 10
小計 (1)（= a + b + c）	433,271	392,796	92,583	174,212	96,840
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	3,762	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	3,762	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	318	1,700	83	431	19
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	3,614	1,661	252	732	102
小計 (3)（= f + g）	3,932	3,361	335	1,163	121
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	437,203	399,919	92,918	175,375	96,961
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.67%**	**4.86%**	**6.13%**	**3.12%**	**8.53%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 40	▲ 14	0	▲ 16	▲ 2
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	24,748	19,430	5,696	5,450	8,265
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 40	▲ 14	0	▲ 16	▲ 2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	437,163	399,905	92,918	175,359	96,959
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.66%**	**4.86%**	**6.13%**	**3.11%**	**8.52%**
（参考）自己資本比率	**17.21%**	**13.64%**	**16.78%**	**9.03%**	**21.26%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-26】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(26/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 126	信用金庫 127	信用金庫 128	信用金庫 129	信用金庫 130
自己資本の額（注1）(X)	5,494	5,539	22,934	19,048	4,131
総資産の額（注2）(a)	85,989	58,006	529,299	337,321	175,916
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 27	▲ 64	▲ 2,289	▲ 4,940	▲ 540
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 16	▲ 10	▲ 336	▲ 76	▲ 57
小計 (1)（= a + b + c）	85,946	57,932	526,674	332,305	175,319
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	302	0	78
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	302	0	78
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	27	64	2,289	4,944	540
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	321	198	4,492	2,507	1,116
小計 (3)（= f + g）	348	262	6,781	7,451	1,656
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	86,294	58,194	533,757	339,756	177,053
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.37%**	**9.52%**	**4.30%**	**5.61%**	**2.33%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 2	▲ 1,974	0	▲ 85
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	5,494	5,537	20,960	19,048	4,046
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 2	▲ 84	0	▲ 13
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	86,294	58,192	533,673	339,756	177,040
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**6.37%**	**9.52%**	**3.93%**	**5.61%**	**2.29%**
（参考）自己資本比率	**15.19%**	**19.02%**	**10.23%**	**13.32%**	**7.07%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-27】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(27/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 131	信用金庫 132	信用金庫 133	信用金庫 134	信用金庫 135
自己資本の額（注1）(X)	4,191	15,869	49,644	7,518	8,767
総資産の額（注2）(a)	125,545	261,207	847,734	136,975	108,148
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 120	▲ 25	▲ 1,455	▲ 274	▲ 15
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 15	▲ 18	▲ 355	▲ 42	▲ 113
小計 (1)（= a + b + c）	125,410	261,164	845,924	136,659	108,020
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	28	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	28	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	120	111	1,455	274	15
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,517	2,052	4,028	564	227
小計 (3)（= f + g）	1,637	2,163	5,483	838	242
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	127,075	263,327	851,407	137,497	108,262
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.30%**	**6.03%**	**5.83%**	**5.47%**	**8.10%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 109	▲ 4	0	▲ 10	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	4,082	15,865	49,644	7,508	8,767
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 3	▲ 4	0	▲ 10	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	127,072	263,323	851,407	137,487	108,262
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.21%**	**6.02%**	**5.83%**	**5.46%**	**8.10%**
（参考）自己資本比率	**8.35%**	**17.75%**	**16.08%**	**12.44%**	**24.82%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-28】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(28/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 136	信用金庫 137	信用金庫 138	信用金庫 139 (注 11)	信用金庫 140
自己資本の額 (注 1) (X)	15,471	52,805	62,017	128,767	34,919
総資産の額 (注 2) (a)	179,392	936,754	801,626	1,912,872	560,143
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)	▲ 570	▲ 3,753	▲ 2,398	▲ 24,974	▲ 3,648
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 14	▲ 120	▲ 93	▲ 130	▲ 628
小計 (1) (= a + b + c)	178,809	932,881	799,135	1,887,768	555,867
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	0	38	0	1,439	648
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	38	0	1,439	648
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	568	3,753	2,261	24,974	3,648
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%) (注 6) (注 7) (g)	381	3,391	2,982	12,051	861
小計 (3) (= f + g)	949	7,144	5,243	37,025	4,509
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	179,758	940,063	804,378	1,926,232	561,024
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**8.61%**	**5.62%**	**7.71%**	**6.68%**	**6.22%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	0	▲ 966	▲ 1,339	0	▲ 262
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)	15,471	51,839	60,678	128,767	34,657
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	0	▲ 30	▲ 23	0	▲ 156
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)	179,758	940,033	804,355	1,926,232	560,868
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**8.61%**	**5.51%**	**7.54%**	**6.68%**	**6.18%**
(参考) 自己資本比率	**21.04%**	**13.75%**	**17.47%**	**14.34%**	**15.71%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）2018 年度第４四半期発足のため、実績情報なし。合併前の一方金融機関の数値で代用。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-29】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(29/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 141	信用金庫 142	信用金庫 143	信用金庫 144	信用金庫 145
自己資本の額 (注1) (X)	87,155	34,139	22,671	36,881	37,746
総資産の額 (注2) (a)	976,203	353,169	521,082	660,021	440,352
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 4,010	▲ 1,699	▲ 645	▲ 3,248	▲ 1,312
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 1,350	▲ 40	▲ 30	▲ 12	▲ 52
小計 (1) (= a + b + c)	970,843	351,430	520,407	656,761	438,988
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	537	0	274	0	161
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	537	0	274	0	161
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	4,010	1,699	678	3,248	1,312
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%) (注6) (注7) (g)	1,317	834	2,050	2,660	590
小計 (3) (= f + g)	5,327	2,533	2,728	5,908	1,902
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	976,707	353,963	523,409	662,669	441,051
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**8.92%**	**9.64%**	**4.33%**	**5.57%**	**8.56%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	0	0	▲ 7	▲ 429	0
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	87,155	34,139	22,664	36,452	37,746
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	0	0	▲ 7	▲ 3	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	976,707	353,963	523,402	662,666	441,051
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**8.92%**	**9.64%**	**4.33%**	**5.50%**	**8.56%**
(参考) 自己資本比率	**21.74%**	**28.08%**	**12.72%**	**16.12%**	**32.74%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-30】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(30/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 146	信用金庫 147	信用金庫 148	信用金庫 149	信用金庫 150
自己資本の額（注1）(X)	19,467	25,478	105,445	45,659	9,964
総資産の額（注2）(a)	360,233	464,061	2,441,419	798,731	247,620
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 877	▲ 746	▲ 6,323	▲ 574	▲ 1,169
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 32	▲ 41	▲ 912	▲ 192	▲ 64
小計 (1)（= a + b + c）	359,324	463,274	2,434,184	797,965	246,387
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	38	97	520	479	33
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	38	97	520	479	33
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	820	746	6,323	574	1,169
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	3,937	3,172	3,896	3,258	1,090
小計 (3)（= f + g）	4,757	3,918	10,219	3,832	2,259
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	364,119	467,289	2,444,923	802,276	248,679
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.35%**	**5.45%**	**4.31%**	**5.69%**	**4.01%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 8	0	▲ 5,081	▲ 456	▲ 16
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	19,459	25,478	100,364	45,203	9,948
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 8	0	▲ 227	▲ 48	▲ 16
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	364,111	467,289	2,444,696	802,228	248,663
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.34%**	**5.45%**	**4.11%**	**5.63%**	**4.00%**
（参考）自己資本比率	**15.66%**	**13.99%**	**9.75%**	**13.84%**	**9.58%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-31】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(31/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 151	信用金庫 152	信用金庫 153	信用金庫 154	信用金庫 155
自己資本の額（注1）(X)	81,664	15,023	11,465	16,023	54,220
総資産の額（注2）(a)	1,215,449	253,098	121,559	270,953	940,100
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 284	▲ 171	▲ 180	▲ 285	▲ 1,352
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 224	▲ 50	▲ 196	▲ 98	▲ 90
小計 (1)（= a + b + c）	1,214,941	252,877	121,183	270,570	938,658
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	331	101	0	3	57
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	331	101	0	3	57
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	777	171	180	285	1,352
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	4,078	1,016	117	524	1,840
小計 (3)（= f + g）	4,855	1,187	297	809	3,192
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	1,220,127	254,165	121,480	271,382	941,907
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.69%**	**5.91%**	**9.44%**	**5.90%**	**5.76%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 12	▲ 48	▲ 24	▲ 22
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	81,664	15,011	11,417	15,999	54,198
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 12	▲ 48	▲ 24	▲ 22
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	1,220,127	254,153	121,432	271,358	941,885
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**6.69%**	**5.91%**	**9.40%**	**5.90%**	**5.75%**
（参考）自己資本比率	**16.66%**	**14.74%**	**40.04%**	**15.74%**	**16.35%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-32】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(32/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 156	信用金庫 157	信用金庫 158	信用金庫 159	信用金庫 160
自己資本の額（注1）(X)	205,765	40,537	114,781	12,462	36,592
総資産の額（注2）(a)	3,609,443	1,077,117	2,354,139	322,293	797,650
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 3,324	▲ 279	▲ 1,500	▲ 171	▲ 154
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 82	▲ 238	▲ 89	▲ 104	▲ 183
小計 (1)（= a + b + c）	3,606,037	1,076,600	2,352,550	322,018	797,313
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	12,743	0	830	0	305
クレジット･デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	10443	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	23,186	0	830	0	305
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	16,385	279	1,500	171	154
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	48,600	1,242	4,008	825	1,833
小計 (3)（= f + g）	64,985	1,521	5,508	996	1,987
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	3,694,208	1,078,121	2,358,888	323,014	799,605
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.57%**	**3.76%**	**4.87%**	**3.86%**	**4.58%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 2,272	▲ 103	▲ 613	0	▲ 45
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	203,493	40,434	114,168	12,462	36,547
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 20	▲ 58	▲ 22	0	▲ 45
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	3,694,188	1,078,063	2,358,866	323,014	799,560
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.51%**	**3.75%**	**4.84%**	**3.86%**	**4.57%**
（参考）自己資本比率	**12.81%**	**11.46%**	**14.14%**	**10.20%**	**11.17%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。

（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-33】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(33/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 161	信用金庫 162	信用金庫 163	信用金庫 164	信用金庫 165
自己資本の額（注1）(X)	34,096	68,935	170,545	101,028	78,608
総資産の額（注2）(a)	917,600	1,608,356	2,354,722	1,325,146	1,416,697
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 2,999	▲ 2,350	▲ 2,483	▲ 1,234	▲ 1,595
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 233	▲ 190	▲ 508	▲ 422	▲ 256
小計 (1)（= a + b + c）	914,368	1,605,816	2,351,731	1,323,490	1,414,846
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	330	0	1,190	105	71
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	330	0	1,190	105	71
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	2,999	2,257	4,012	1,234	1,595
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	612	5,512	10,294	2,916	2,594
小計 (3)（= f + g）	3,611	7,769	14,306	4,150	4,189
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	918,309	1,613,585	2,367,227	1,327,745	1,419,106
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.71%**	**4.27%**	**7.20%**	**7.61%**	**5.54%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 370	▲ 47	▲ 127	▲ 1,001	▲ 63
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	33,726	68,888	170,418	100,027	78,545
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 58	▲ 47	▲ 127	▲ 105	▲ 63
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	918,251	1,613,538	2,367,100	1,327,640	1,419,043
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.67%**	**4.27%**	**7.20%**	**7.53%**	**5.54%**
（参考）自己資本比率	**10.02%**	**12.89%**	**16.14%**	**19.80%**	**14.64%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。

（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-34】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(34/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 166	信用金庫 167	信用金庫 168	信用金庫 169	信用金庫 170
自己資本の額（注1）(X)	14,220	11,997	10,190	8,904	14,658
総資産の額（注2）(a)	472,347	315,443	303,916	119,941	440,502
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 475	▲ 110	▲ 101	▲ 2	▲ 1,291
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 34	▲ 25	▲ 75	▲ 2	▲ 154
小計 (1)（= a + b + c）	471,838	315,308	303,740	119,937	439,057
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	74	273	259	0	289
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	74	273	259	0	289
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	496	110	112	1	1,291
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,389	5,322	812	35	8,781
小計 (3)（= f + g）	1,885	5,432	924	36	10,072
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	473,797	321,013	304,923	119,973	449,418
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.00%**	**3.74%**	**3.34%**	**7.42%**	**3.26%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 8	▲ 6	▲ 253	0	▲ 488
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	14,212	11,991	9,937	8,904	14,170
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 8	▲ 6	▲ 18	0	▲ 37
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	473,789	321,007	304,905	119,973	449,381
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.00%**	**3.74%**	**3.26%**	**7.42%**	**3.15%**
（参考）自己資本比率	**9.32%**	**10.41%**	**10.06%**	**30.33%**	**8.23%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-35】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(35/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 171 (注 11)	信用金庫 172	信用金庫 173	信用金庫 174	信用金庫 175
自己資本の額 (注 1) (X)	37,771	10,054	21,678	28,750	11,140
総資産の額 (注 2) (a)	518,973	97,004	468,361	335,667	218,263
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)	▲ 479	▲ 40	▲ 729	▲ 856	▲ 358
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 56	▲ 4	▲ 48	▲ 58	▲ 95
小計 (1) (= a + b + c)	518,438	96,960	467,584	334,753	217,810
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	159	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	159	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	479	40	4,428	856	295
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)	1,873	105	375	1,419	428
小計 (3) (= f + g)	2,352	146	4,803	2,275	723
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	520,949	97,106	472,387	337,028	218,533
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**7.25%**	**10.35%**	**4.59%**	**8.53%**	**5.10%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	▲ 14	▲ 1	▲ 12	▲ 14	▲ 23
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)	37,757	10,053	21,666	28,736	11,117
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	▲ 14	▲ 1	▲ 12	▲ 14	▲ 23
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)	520,935	97,105	472,375	337,014	218,510
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**7.25%**	**10.35%**	**4.59%**	**8.53%**	**5.09%**
(参考) 自己資本比率	**19.91%**	**37.98%**	**9.86%**	**21.72%**	**14.03%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（注１１）2018 年度第４四半期発足のため、実績情報なし。合併前の一方金融機関の数値で代用。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-36】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(36/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 176	信用金庫 177	信用金庫 178	信用金庫 179	信用金庫 180
自己資本の額（注1）(X)	103,455	257,358	29,547	113,510	63,280
総資産の額（注2）(a)	2,722,354	5,284,411	798,351	3,053,607	1,222,178
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1,892	▲ 6,004	▲ 984	▲ 48,742	▲ 762
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 3,401	▲ 1,276	▲ 112	▲ 197	▲ 100
小計 (1)（= a + b + c）	2,717,061	5,277,131	797,255	3,004,668	1,221,316
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	394	6,022	0	4,307	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	24	0
小計 (2)（= d + e）	394	6,022	0	4,331	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,892	6,004	984	48,742	762
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	17,569	63,324	3,352	8,603	334
小計 (3)（= f + g）	19,461	69,328	4,336	57,345	1,096
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,736,916	5,352,481	801,591	3,066,344	1,222,412
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.78%**	**4.81%**	**3.69%**	**3.70%**	**5.18%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 3,941	▲ 3,833	▲ 165	▲ 1,553	▲ 334
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	99,514	253,525	29,382	111,957	62,946
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 850	▲ 319	▲ 28	▲ 49	▲ 25
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	2,736,066	5,352,162	801,563	3,066,295	1,222,387
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.64%**	**4.74%**	**3.67%**	**3.65%**	**5.15%**
（参考）自己資本比率	**8.63%**	**11.30%**	**10.28%**	**8.86%**	**9.87%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。

（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-37】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(37/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 181	信用金庫 182	信用金庫 183	信用金庫 184	信用金庫 185
自己資本の額（注1）(X)	90,013	33,822	30,946	68,443	21,409
総資産の額（注2）(a)	2,601,303	612,930	589,375	1,397,710	396,254
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 5,973	▲ 1,474	▲ 2,286	▲ 4,058	▲ 963
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 334	▲ 240	▲ 151	▲ 366	▲ 72
小計 (1)（= a + b + c）	2,594,996	611,216	586,938	1,393,286	395,219
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	1,200	0	627	75	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	1,200	0	627	75	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	6,656	2,378	2,286	4,058	869
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	4,547	309	776	3,094	1,100
小計 (3)（= f + g）	11,203	2,687	3,062	7,152	1,969
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,607,399	613,903	590,627	1,400,513	397,188
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.45%**	**5.51%**	**5.24%**	**4.89%**	**5.39%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 708	▲ 69	▲ 154	▲ 1,477	▲ 17
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	89,305	33,753	30,792	66,966	21,392
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 83	▲ 59	▲ 37	▲ 91	▲ 17
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	2,607,316	613,844	590,590	1,400,422	397,171
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.43%**	**5.50%**	**5.21%**	**4.78%**	**5.39%**
（参考）自己資本比率	**8.72%**	**8.86%**	**10.41%**	**10.66%**	**11.51%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-38】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(38/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 186	信用金庫 187 (注 11)	信用金庫 188	信用金庫 189	信用金庫 190
自己資本の額 (注 1) (X)	14,714		35,052	8,125	60,034
総資産の額 (注 2) (a)	379,661		518,550	115,493	1,137,433
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)	▲ 381		▲ 970	▲ 17	▲ 1,311
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 309		▲ 224	▲ 3	▲ 113
小計 (1) (= a + b + c)	378,971		517,356	115,473	1,136,009
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	0		1,769	0	1,187
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0		0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0		1,769	0	1,187
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	381		1,433	17	1,311
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)	355		1,095	0	6,351
小計 (3) (= f + g)	736		2,528	17	7,662
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	379,707		521,653	115,490	1,144,858
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**3.88%**		**6.72%**	**7.04%**	**5.24%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	0		▲ 55	0	▲ 364
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)	14,714		34,997	8,125	59,670
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	0		▲ 55	0	▲ 28
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)	379,707		521,598	115,490	1,144,830
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**3.88%**		**6.71%**	**7.04%**	**5.21%**
(参考) 自己資本比率	**9.10%**		**18.05%**	**23.68%**	**17.65%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）ディスクロージャー誌（ebook）判読困難のためデータ未収。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-39】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(39/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 191	信用金庫 192	信用金庫 193	信用金庫 194	信用金庫 195
自己資本の額（注1）(X)	29,536	33,554	63,880	28,892	162,131
総資産の額（注2）(a)	517,159	924,141	1,217,735	726,109	2,734,402
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 588	▲ 9,045	▲ 1,232	▲ 392	▲ 5,155
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 232	▲ 236	▲ 596	▲ 223	▲ 791
小計 (1)（= a + b + c）	516,339	914,860	1,215,907	725,494	2,728,456
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	215	165	116	1,851	1,593
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	215	165	116	1,851	1,593
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	588	8,440	1,232	1,055	5,155
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,011	263	3,171	1,223	3,129
小計 (3)（= f + g）	1,599	8,703	4,403	2,278	8,284
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	518,153	923,728	1,220,426	729,623	2,738,333
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.70%**	**3.63%**	**5.23%**	**3.96%**	**5.92%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 57	▲ 58	▲ 1,259	▲ 223	▲ 630
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	29,479	33,496	62,621	28,669	161,501
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 57	▲ 58	▲ 149	▲ 55	▲ 197
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	518,096	923,670	1,220,277	729,568	2,738,136
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.69%**	**3.63%**	**5.13%**	**3.93%**	**5.90%**
（参考）自己資本比率	**12.98%**	**8.26%**	**8.88%**	**9.07%**	**17.00%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-40】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(40/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 196	信用金庫 197	信用金庫 198	信用金庫 199	信用金庫 200
自己資本の額（注1）(X)	36,453	50,190	39,394	38,235	52,574
総資産の額（注2）(a)	805,682	621,899	487,916	497,027	591,441
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 700	▲ 599	▲ 194	▲ 2,634	▲ 2,046
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 371	▲ 24	▲ 230	▲ 77	▲ 100
小計 (1)（= a + b + c）	804,611	621,276	487,492	494,316	589,295
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	940	6	41	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	940	6	41	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	700	599	194	4,527	2,046
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	891	857	1,343	1,660	1,920
小計 (3)（= f + g）	1,591	1,456	1,537	6,187	3,966
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	807,142	622,738	489,070	500,503	593,261
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.52%**	**8.06%**	**8.05%**	**7.64%**	**8.86%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 92	▲ 24	0	▲ 56	▲ 25
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	36,361	50,166	39,394	38,179	52,549
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 92	▲ 6	0	▲ 56	▲ 25
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	807,050	622,732	489,070	500,447	593,236
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.51%**	**8.06%**	**8.05%**	**7.63%**	**8.86%**
（参考）自己資本比率	**10.42%**	**21.53%**	**25.42%**	**19.08%**	**24.83%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-41】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(41/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 201	信用金庫 202	信用金庫 203	信用金庫 204	信用金庫 205
自己資本の額（注1）(X)	45,737	6,118	6,450	3,922	6,544
総資産の額（注2）(a)	791,597	184,366	195,963	82,135	106,457
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1,506	▲ 1,464	▲ 655	▲ 1,307	▲ 242
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 152	▲ 23	▲ 90	▲ 41	▲ 7
小計 (1)（= a + b + c）	789,939	182,879	195,218	80,787	106,208
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	601	0	217	0	68
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	455	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	1,056	0	217	0	68
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,506	1,274	655	1,307	242
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,736	958	3,431	809	788
小計 (3)（= f + g）	3,242	2,232	4,086	2,116	1,030
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	794,237	185,111	199,521	82,903	107,306
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.76%**	**3.31%**	**3.23%**	**4.73%**	**6.10%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 37	▲ 180	▲ 1,425	▲ 77	▲ 107
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	45,700	5,938	5,025	3,845	6,437
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 37	0	▲ 21	▲ 9	▲ 1
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	794,200	185,111	199,500	82,894	107,305
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.75%**	**3.21%**	**2.52%**	**4.64%**	**6.00%**
（参考）自己資本比率	**17.37%**	**7.97%**	**7.23%**	**13.84%**	**12.43%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-42】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(42/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 206	信用金庫 207	信用金庫 208	信用金庫 209	信用金庫 210
自己資本の額（注1）(X)	5,159	8,178	28,093	10,152	6,113
総資産の額（注2）(a)	107,564	212,161	575,054	239,104	151,420
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 510	▲ 995	▲ 5,407	▲ 1,064	▲ 364
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 50	▲ 12	▲ 121	▲ 75	▲ 88
小計 (1)（= a + b + c）	107,004	211,154	569,526	237,965	150,968
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	153	745	0	12	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	153	745	0	12	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	505	932	5,407	1,064	364
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	477	1,057	1,713	732	573
小計 (3)（= f + g）	982	1,989	7,120	1,796	937
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	108,139	213,888	576,646	239,773	151,905
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.77%**	**3.82%**	**4.87%**	**4.23%**	**4.02%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 12	▲ 111	▲ 508	▲ 184	▲ 21
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	5,147	8,067	27,585	9,968	6,092
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 12	▲ 3	▲ 29	▲ 18	▲ 21
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	108,127	213,885	576,617	239,755	151,884
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.76%**	**3.77%**	**4.78%**	**4.16%**	**4.01%**
（参考）自己資本比率	**13.38%**	**9.04%**	**10.80%**	**11.22%**	**10.06%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-43】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(43/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 211	信用金庫 212	信用金庫 213	信用金庫 214	信用金庫 215
自己資本の額（注1）(X)	18,847	8,939	8,605	6,394	7,900
総資産の額（注2）(a)	383,175	116,821	178,000	106,141	140,943
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1,407	▲ 239	▲ 131	▲ 103	▲ 244
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 177	▲ 1	▲ 4	▲ 30	▲ 11
小計 (1)（= a + b + c）	381,591	116,581	177,865	106,008	140,688
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	272
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	272
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,407	239	131	103	244
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	158	478	882	0	271
小計 (3)（= f + g）	1,565	716	1,013	103	515
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	383,156	117,298	178,878	106,111	141,475
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.92%**	**7.62%**	**4.81%**	**6.03%**	**5.58%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	0	▲ 34	0	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	18,847	8,939	8,571	6,394	7,900
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	0	▲ 1	0	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	383,156	117,298	178,877	106,111	141,475
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.92%**	**7.62%**	**4.79%**	**6.03%**	**5.58%**
（参考）自己資本比率	**12.05%**	**18.27%**	**13.19%**	**10.10%**	**13.67%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-44】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(44/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 216	信用金庫 217	信用金庫 218	信用金庫 219	信用金庫 220
自己資本の額（注1）(X)	96,883	45,819	12,065	6,121	11,964
総資産の額（注2）(a)	1,554,999	800,646	366,774	96,458	214,866
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 2,372	▲ 587	▲ 598	▲ 469	▲ 268
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 1,853	▲ 425	▲ 120	▲ 7	▲ 23
小計 (1)（= a + b + c）	1,550,774	799,634	366,056	95,982	214,575
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	175	395	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	175	395	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	2,372	587	439	392	167
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	9,322	2,572	1,354	141	362
小計 (3)（= f + g）	11,694	3,159	1,793	533	529
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	1,562,643	803,188	367,849	96,515	215,104
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.20%**	**5.70%**	**3.28%**	**6.34%**	**5.56%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 3,694	▲ 1,111	▲ 1,321	0	▲ 165
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	93,189	44,708	10,744	6,121	11,799
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 462	▲ 106	▲ 39	0	▲ 5
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	1,562,181	803,082	367,810	96,515	215,099
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.97%**	**5.57%**	**2.92%**	**6.34%**	**5.49%**
（参考）自己資本比率	**12.23%**	**12.71%**	**10.04%**	**19.99%**	**12.28%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-45】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(45/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 221	信用金庫 222	信用金庫 223	信用金庫 224	信用金庫 225
自己資本の額 (注1) (X)	23,633	8,532	7,974	4,812	22,155
総資産の額 (注2) (a)	565,149	219,639	214,676	93,442	475,352
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 1,134	▲ 232	▲ 334	▲ 487	▲ 1,556
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 26	▲ 5	▲ 62	▲ 23	▲ 146
小計 (1) (= a + b + c)	563,989	219,402	214,280	92,932	473,650
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	187	0	340	0	403
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	187	0	340	0	403
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	1,134	469	334	484	1,556
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	1,595	369	1,105	353	2,594
小計 (3) (= f + g)	2,729	838	1,439	837	4,150
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	566,905	220,240	216,059	93,769	478,203
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**4.17%**	**3.87%**	**3.69%**	**5.13%**	**4.63%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 109	▲ 89	▲ 306	▲ 4	▲ 276
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	23,524	8,443	7,668	4,808	21,879
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 6	▲ 1	▲ 15	▲ 4	▲ 35
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	566,899	220,239	216,044	93,765	478,168
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**4.15%**	**3.83%**	**3.55%**	**5.13%**	**4.58%**
(参考) 自己資本比率	**9.81%**	**10.62%**	**8.67%**	**9.54%**	**10.66%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-46】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(46/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 226	信用金庫 227	信用金庫 228	信用金庫 229	信用金庫 230
自己資本の額（注1）(X)	37,313	56,927	7,159	6,911	12,678
総資産の額（注2）(a)	359,062	700,400	118,628	112,445	94,461
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 257	▲ 1,068	▲ 122	▲ 339	▲ 83
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 8	▲ 50	▲ 46	▲ 123	▲ 16
小計 (1)（= a + b + c）	358,797	699,282	118,460	111,983	94,362
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	257	1,068	83	339	83
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	2,272	2,869	1,211	0	381
小計 (3)（= f + g）	2,529	3,937	1,294	339	463
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	361,326	703,219	119,754	112,322	94,826
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**10.33%**	**8.10%**	**5.98%**	**6.15%**	**13.37%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 2	▲ 428	▲ 57	▲ 30	▲ 4
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	37,311	56,499	7,102	6,881	12,674
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 2	▲ 12	▲ 11	▲ 30	▲ 4
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	361,324	703,207	119,743	112,292	94,822
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**10.33%**	**8.03%**	**5.93%**	**6.13%**	**13.37%**
（参考）自己資本比率	**23.53%**	**21.37%**	**10.16%**	**13.61%**	**20.31%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-47】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(47/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 231	信用金庫 232	信用金庫 233	信用金庫 234	信用金庫 235
自己資本の額（注1）(X)	15,917	202,018	5,247	47,112	11,599
総資産の額（注2）(a)	166,279	1,004,255	122,471	726,674	202,789
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 329	▲ 35	▲ 119	▲ 748	▲ 236
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 165	▲ 13	▲ 7	▲ 83	▲ 88
小計 (1)（= a + b + c）	165,785	1,004,207	122,345	725,843	202,465
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	195	0	34	1,528	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	195	0	34	1,528	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	329	35	119	748	236
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	1,003	8,988	599	2,520	240
小計 (3)（= f + g）	1,332	9,023	718	3,268	476
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	167,312	1,013,230	123,097	730,639	202,941
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**9.51%**	**19.94%**	**4.26%**	**6.45%**	**5.72%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 41	▲ 881	▲ 976	▲ 323	▲ 21
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	15,876	201,137	4,271	46,789	11,578
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 41	▲ 3	▲ 1	▲ 20	▲ 21
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	167,271	1,013,227	123,096	730,619	202,920
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**9.49%**	**19.85%**	**3.47%**	**6.40%**	**5.71%**
（参考）自己資本比率	**21.82%**	**43.68%**	**8.35%**	**11.87%**	**15.35%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-48】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(48/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 236	信用金庫 237	信用金庫 238	信用金庫 239	信用金庫 240
自己資本の額（注1）(X)	14,676	25,810	2,522	10,712	19,970
総資産の額（注2）(a)	170,012	266,374	67,540	140,885	231,963
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1,022	▲ 253	▲ 25	▲ 950	▲ 337
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 45	0	▲ 23	▲ 65	▲ 163
小計 (1)（= a + b + c）	168,945	266,121	67,492	139,870	231,463
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	105	0	412	358
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	4	0
小計 (2)（= d + e）	0	105	0	416	358
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1,022	253	25	932	337
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	453	590	414	307	1,019
小計 (3)（= f + g）	1,475	843	439	1,239	1,356
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	170,420	267,069	67,931	141,525	233,177
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**8.61%**	**9.66%**	**3.71%**	**7.57%**	**8.56%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	0	▲ 5	▲ 15	▲ 5
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	14,676	25,810	2,517	10,697	19,965
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	0	▲ 5	▲ 15	▲ 5
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	170,420	267,069	67,926	141,510	233,172
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**8.61%**	**9.66%**	**3.71%**	**7.56%**	**8.56%**
（参考）自己資本比率	**18.40%**	**16.74%**	**8.65%**	**17.05%**	**13.72%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-49】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(49/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 241	信用金庫 242	信用金庫 243	信用金庫 244	信用金庫 245
自己資本の額（注1）(X)	2,621	7,495	5,339	6,717	4,977
総資産の額（注2）(a)	87,972	128,561	81,369	145,281	124,194
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 154	▲ 565	▲ 55	▲ 328	▲ 652
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 5	▲ 8	▲ 4	▲ 9	▲ 10
小計 (1)（= a + b + c）	87,813	127,988	81,310	144,944	123,532
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	151	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	151	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	154	565	55	328	652
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	455	780	411	532	740
小計 (3)（= f + g）	609	1,345	466	860	1,392
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	88,422	129,484	81,776	145,804	124,923
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**2.96%**	**5.79%**	**6.53%**	**4.61%**	**3.98%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	0	0	▲ 251	▲ 221
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	2,621	7,495	5,339	6,466	4,756
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	0	0	▲ 2	▲ 7
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	88,422	129,484	81,776	145,802	124,916
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**2.96%**	**5.79%**	**6.53%**	**4.43%**	**3.81%**
（参考）自己資本比率	**8.02%**	**12.21%**	**12.49%**	**9.56%**	**8.40%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-50】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(50/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 246	信用金庫 247	信用金庫 248	信用金庫 249	信用金庫 250
自己資本の額 (注1) (X)	7,341	10,908	7,193	10,263	20,062
総資産の額 (注2) (a)	178,597	305,045	204,204	148,756	237,204
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 1,713	▲ 452	▲ 1,108	▲ 67	▲ 2,161
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 136	▲ 237	▲ 17	▲ 16	▲ 122
小計 (1) (= a + b + c)	176,748	304,356	203,079	148,673	234,921
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	39	91	0	13
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	39	91	0	13
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	1,713	452	1,108	67	1,638
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	603	1,051	12,442	422	568
小計 (3) (= f + g)	2,316	1,503	13,550	489	2,206
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	179,064	305,898	216,720	149,162	237,140
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**4.10%**	**3.57%**	**3.32%**	**6.88%**	**8.46%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 434	▲ 956	▲ 469	0	▲ 315
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	6,907	9,952	6,724	10,263	19,747
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 33	▲ 59	▲ 4	0	▲ 30
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	179,031	305,839	216,716	149,162	237,110
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**3.86%**	**3.25%**	**3.10%**	**6.88%**	**8.33%**
(参考) 自己資本比率	**10.18%**	**8.81%**	**8.92%**	**17.39%**	**23.56%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-51】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(51/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 251	信用金庫 252	信用金庫 253	信用金庫 254	信用金庫 255
自己資本の額（注1）(X)	27,043	1,888	5,271	3,655	12,221
総資産の額（注2）(a)	418,570	44,343	143,000	67,490	257,217
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 7,629	▲ 78	▲ 458	▲ 2,064	▲ 454
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 68	▲ 26	▲ 93	▲ 49	▲ 752
小計 (1)（= a + b + c）	410,873	44,239	142,449	65,377	256,011
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	189	0	0	0	298
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	61
小計 (2)（= d + e）	189	0	0	0	359
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	7,629	61	458	1,605	454
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	711	0	663	212	978
小計 (3)（= f + g）	8,340	61	1,121	1,817	1,432
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	419,402	44,300	143,570	67,194	257,802
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.45%**	**4.26%**	**3.67%**	**5.44%**	**4.74%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 197	0	▲ 23	▲ 35	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	26,846	1,888	5,248	3,620	12,221
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 17	0	▲ 23	▲ 35	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	419,385	44,300	143,547	67,159	257,802
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**6.40%**	**4.26%**	**3.66%**	**5.39%**	**4.74%**
（参考）自己資本比率	**13.97%**	**9.28%**	**7.41%**	**11.42%**	**14.14%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 10-52】図表 K：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用金庫）　(52/52)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用金庫 256	信用金庫 257	信用金庫 258	信用金庫 259	信用金庫 260
自己資本の額（注1）(X)	5,334	13,832	26,091	5,214	9,263
総資産の額（注2）(a)	87,170	328,508	594,701	84,386	201,589
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 317	▲ 1,228	▲ 5,714	▲ 1,300	▲ 2,078
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 3	▲ 275	▲ 30	▲ 9	▲ 445
小計 (1)（= a + b + c）	86,850	327,005	588,957	83,077	199,066
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	475	68	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	475	68	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	282	1,228	5,714	1,067	2,078
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	304	2,246	3,093	190	979
小計 (3)（= f + g）	586	3,474	8,807	1,257	3,057
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	87,436	330,954	597,832	84,334	202,123
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**6.10%**	**4.18%**	**4.36%**	**6.18%**	**4.58%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 5	▲ 815	▲ 2,339	0	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	5,329	13,017	23,752	5,214	9,263
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 68	▲ 7	0	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	87,436	330,886	597,825	84,334	202,123
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	6.09%	3.93%	3.97%	6.18%	4.58%
(参考) 自己資本比率	14.84%	8.09%	7.27%	15.43%	8.67%

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-1】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(1/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 1	信用組合 2	信用組合 3	信用組合 4	信用組合 5
自己資本の額 (注1) (X)	191,259	7,747	3,777	7,117	1,417
総資産の額 (注2) (a)	10,026,202	230,222	111,999	97,946	28,977
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 133,712	▲ 189	▲ 348	▲ 58	▲ 4
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 41,859	▲ 19	▲ 4	▲ 7	▲ 3
小計 (1) (= a + b + c)	9,850,631	230,014	111,648	97,881	28,971
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	133,712	189	348	58	4
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	907	645	761	73	415
小計 (3) (= f + g)	134,619	835	1,109	131	419
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	9,985,250	230,849	112,756	98,012	29,389
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**1.92%**	**3.36%**	**3.35%**	**7.26%**	**4.82%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 23,751	▲ 157	▲ 262	0	▲ 25
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	167,508	7,590	3,515	7,117	1,392
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 2,696	▲ 4	▲ 1	0	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	9,982,554	230,845	112,755	98,012	29,389
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**1.68%**	**3.29%**	**3.12%**	**7.26%**	**4.74%**
（参考）自己資本比率	**14.51%**	**8.62%**	**7.80%**	**13.15%**	**8.94%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-2】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(2/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 6	信用組合 7	信用組合 8	信用組合 9	信用組合 10
自己資本の額（注1）(X)	3,586	3,153	10,317	6,623	2,438
総資産の額（注2）(a)	98,438	56,389	92,618	179,954	20,366
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 12	▲ 398	▲ 81	▲ 59	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 2	▲ 4	▲ 9	▲ 133	▲ 2
小計 (1)（= a + b + c）	98,424	55,986	92,528	179,762	20,364
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	1110	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	1,110	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	12	323	74	59	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	292	900	801	4,295	0
小計 (3)（= f + g）	304	1,224	875	4,354	0
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	99,838	57,210	93,403	184,116	20,364
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.59%**	**5.51%**	**11.05%**	**3.60%**	**11.97%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 1	▲ 25	▲ 2	▲ 32	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	3,586	3,128	10,315	6,591	2,437
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 1	▲ 1	▲ 2	▲ 32	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	99,837	57,209	93,401	184,084	20,363
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.59%**	**5.47%**	**11.04%**	**3.58%**	**11.97%**
（参考）自己資本比率	**8.08%**	**10.92%**	**26.04%**	**7.27%**	**26.54%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-3】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(3/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 11	信用組合 12	信用組合 13	信用組合 14	信用組合 15
自己資本の額（注1）(X)	4,173	19,593	6,617	2,582	1,749
総資産の額（注2）(a)	38,988	316,126	148,282	65,431	43,441
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	0	▲ 225	▲ 71	▲ 100	▲ 1
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	0	▲ 36	▲ 2	▲ 3	▲ 1
小計 (1)（= a + b + c）	38,988	315,865	148,209	65,327	43,439
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	0	0	71	100	3
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	0	0	749	722	815
小計 (3)（= f + g）	0	0	820	823	818
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	38,988	315,865	149,029	66,150	44,257
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**10.70%**	**6.20%**	**4.44%**	**3.90%**	**3.95%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 9	0	0	▲ 0.2
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	4,173	19,584	6,617	2,582	1,749
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 9	0	0	▲ 0.2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	38,988	315,856	149,029	66,150	44,257
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**10.70%**	**6.20%**	**4.44%**	**3.90%**	**3.95%**
（参考）自己資本比率	**29.92%**	**8.94%**	**15.40%**	**7.30%**	**7.68%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-4】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(4/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 16	信用組合 17	信用組合 18	信用組合 19	信用組合 20
自己資本の額（注1）(X)	4,233	5,315	1,592	3,084	963
総資産の額（注2）(a)	93,147	105,081	50,323	47,910	11,897
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 125	▲ 163	▲ 49	▲ 471	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 3	▲ 47	▲ 92	▲ 4	0
小計 (1)（= a + b + c）	93,018	104,870	50,182	47,435	11,897
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	125	163	49	471	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	272	1,004	313	199	0
小計 (3)（= f + g）	397	1,167	362	670	0
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	93,416	106,037	50,544	48,105	11,897
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.53%**	**5.01%**	**3.15%**	**6.41%**	**8.09%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 62	▲ 12	▲ 143	▲ 1	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	4,171	5,303	1,449	3,083	963
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 12	▲ 23	▲ 1	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	93,416	106,026	50,521	48,104	11,897
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.46%**	**5.00%**	**2.87%**	**6.41%**	**8.09%**
（参考）自己資本比率	**8.82%**	**12.43%**	**6.68%**	**11.79%**	**18.43%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-5】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(5/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 21 (注 11)	信用組合 22	信用組合 23	信用組合 24	信用組合 25
自己資本の額 (注 1) (X)		18,132	19,328	4,506	50,654
総資産の額 (注 2) (a)		228,653	107,402	96,106	1,252,199
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)		▲ 259	▲ 33	▲ 128	▲ 513
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)		▲ 862	▲ 1	▲ 8	▲ 219
小計 (1) (= a + b + c)		227,532	107,368	95,970	1,251,466
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)		0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)		0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)		0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)		235	33	104	513
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)		640	458	867	7,883
小計 (3) (= f + g)		875	491	971	8,396
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))		228,407	107,859	96,941	1,259,862
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)		**7.94%**	**17.92%**	**4.65%**	**4.02%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)		▲ 304	0	▲ 2	▲ 56
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)		17,828	19,328	4,504	50,598
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)		▲ 214	0	▲ 2	▲ 54
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)		228,193	107,859	96,939	1,259,808
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)		**7.81%**	**17.92%**	**4.65%**	**4.02%**
(参考) 自己資本比率		**16.01%**	**40.99%**	**9.65%**	**10.61%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-6】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(6/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 26	信用組合 27	信用組合 28	信用組合 29	信用組合 30
自己資本の額（注1）(X)	5,424	6,196	5,646	8,526	24,395
総資産の額（注2）(a)	109,177	94,244	139,372	225,539	348,637
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 10	▲ 35	▲ 64	▲ 101	▲ 14
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 2	▲ 4	▲ 69	▲ 214	▲ 31
小計 (1)（= a + b + c）	109,166	94,205	139,238	225,225	348,592
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	14	35	64	101	14
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	442	770	657	3,010	4,378
小計 (3)（= f + g）	457	805	721	3,110	4,392
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	109,622	95,010	139,960	228,335	352,984
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.95%**	**6.52%**	**4.03%**	**3.73%**	**6.91%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	0	▲ 92	▲ 69	▲ 276
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	5,423	6,196	5,555	8,457	24,119
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	0	▲ 17	▲ 52	▲ 7
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	109,622	95,010	139,942	228,283	352,977
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.95%**	**6.52%**	**3.97%**	**3.70%**	**6.83%**
（参考）自己資本比率	**11.47%**	**16.88%**	**8.05%**	**9.68%**	**16.53%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-7】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(7/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 31	信用組合 32	信用組合 33	信用組合 34	信用組合 35
自己資本の額（注1）(X)	1,786	4,424	3,561	3,388	4,434
総資産の額（注2）(a)	22,919	75,975	92,609	124,658	129,201
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	0	▲ 22	▲ 0.02	▲ 41	▲ 32
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	0	▲ 0.3	▲ 20	▲ 55	▲ 7
小計 (1)（= a + b + c）	22,918	75,952	92,589	124,563	129,163
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	0	22	66	41	9
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	0	0	296	265	0
小計 (3)（= f + g）	0	22	362	306	9
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	22,918	75,975	92,951	124,868	129,171
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**7.79%**	**5.82%**	**3.83%**	**2.71%**	**3.43%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	▲ 0.1	▲ 5	▲ 12	▲ 64
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	1,786	4,424	3,556	3,376	4,369
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 0.1	▲ 5	▲ 12	▲ 2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	22,918	75,975	92,946	124,856	129,170
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**7.79%**	**5.82%**	**3.83%**	**2.70%**	**3.38%**
（参考）自己資本比率	**23.81%**	**26.26%**	**8.68%**	**8.07%**	**8.04%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-8】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(8/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 36	信用組合 37	信用組合 38	信用組合 39	信用組合 40
自己資本の額（注1）(X)	11,736	5,711	3,670	12,569	1,641
総資産の額（注2）(a)	280,991	143,643	80,355	65,881	36,387
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 77	▲ 3	▲ 8	▲ 1,412	▲ 2
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 15	▲ 191	▲ 23	▲ 0.3	▲ 5
小計 (1)（= a + b + c）	280,898	143,449	80,324	64,469	36,380
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	213	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	6	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	219	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	77	3	6	1,412	2
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	4,773	2,394	3	108	230
小計 (3)（= f + g）	4,850	2,397	10	1,519	232
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	285,967	145,847	80,334	65,989	36,612
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.10%**	**3.92%**	**4.57%**	**19.05%**	**4.48%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 4	▲ 47	▲ 102	▲ 0.1	▲ 20
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	11,732	5,664	3,569	12,569	1,621
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 4	▲ 47	▲ 6	▲ 0.1	▲ 1
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	285,964	145,800	80,328	65,989	36,611
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.10%**	**3.88%**	**4.44%**	**19.05%**	**4.43%**
（参考）自己資本比率	**9.93%**	**8.76%**	**7.97%**	**27.16%**	**8.38%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-9】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(9/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 41	信用組合 42	信用組合 43	信用組合 44	信用組合 45
自己資本の額（注1）(X)	3,176	8,770	2,123	5,141	5,910
総資産の額（注2）(a)	93,317	61,067	36,319	81,053	151,123
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	0	▲ 1	▲ 40	▲ 17	▲ 4
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 0.4	▲ 14	▲ 1	▲ 7	▲ 4
小計 (1)（= a + b + c）	93,317	61,052	36,278	81,030	151,116
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	0	1	40	17	4
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	24	0	19	0	2,116
小計 (3)（= f + g）	24	1	59	17	2,119
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	93,341	61,053	36,337	81,047	153,235
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**3.40%**	**14.36%**	**5.84%**	**6.34%**	**3.86%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 0.1	▲ 24	▲ 157	▲ 2	▲ 107
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	3,176	8,746	1,966	5,139	5,803
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 0.1	▲ 3	▲ 0.3	▲ 2	▲ 1
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	93,341	61,050	36,337	81,045	153,234
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**3.40%**	**14.33%**	**5.41%**	**6.34%**	**3.79%**
（参考）自己資本比率	**10.64%**	**23.84%**	**10.23%**	**14.36%**	**7.55%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-10】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(10/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 46	信用組合 47	信用組合 48	信用組合 49	信用組合 50
自己資本の額（注1）(X)	15,382	10,210	7,458	30,342	16,464
総資産の額（注2）(a)	199,770	173,577	117,886	612,041	390,632
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 168	▲ 137	▲ 22	▲ 251	▲ 39
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 7	▲ 49	▲ 6	▲ 924	▲ 304
小計 (1)（= a + b + c）	199,595	173,391	117,859	610,865	390,289
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	67	0	21
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	67	0	21
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	168	105	22	251	39
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	879	201	0	2,343	1,101
小計 (3)（= f + g）	1,047	306	22	2,595	1,140
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	200,641	173,697	117,947	613,460	391,450
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**7.67%**	**5.88%**	**6.32%**	**4.95%**	**4.21%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 255	▲ 328	▲ 1	▲ 406	▲ 1,684
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	15,127	9,882	7,457	29,936	14,780
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 1	▲ 12	▲ 1	▲ 231	▲ 76
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	200,640	173,685	117,946	613,229	391,374
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**7.54%**	**5.69%**	**6.32%**	**4.88%**	**3.78%**
（参考）自己資本比率	**15.36%**	**10.03%**	**12.51%**	**9.36%**	**7.82%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-11】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(11/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 51	信用組合 52	信用組合 53	信用組合 54	信用組合 55
自己資本の額 (注1) (X)	34,255	4,731	7,219	8,342	9,514
総資産の額 (注2) (a)	551,511	82,183	82,890	172,877	126,827
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	0	0	0	▲ 2,426	▲ 14
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 20	▲ 0.4	▲ 46	▲ 13	0
小計 (1) (= a + b + c)	551,491	82,182	82,844	170,437	126,813
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	0	0	134	2,426	14
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	141	36	12	115	11
小計 (3) (= f + g)	141	36	145	2,541	25
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	551,631	82,219	82,989	172,978	126,838
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**6.21%**	**5.75%**	**8.70%**	**4.82%**	**7.50%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 5	▲ 0.1	▲ 11	▲ 3	▲ 9
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	34,250	4,731	7,208	8,339	9,505
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 5	▲ 0.1	▲ 11	▲ 3	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	551,626	82,218	82,978	172,975	126,838
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**6.21%**	**5.75%**	**8.69%**	**4.82%**	**7.49%**
(参考) 自己資本比率	**18.44%**	**14.04%**	**22.66%**	**7.45%**	**14.90%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-12】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　（12/30）

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 56	信用組合 57	信用組合 58 (注 11)	信用組合 59	信用組合 60
自己資本の額 (注 1) (X)	1,615	30,780		1,985	1,198
総資産の額 (注 2) (a)	43,630	472,698		38,040	45,907
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)	0	▲ 307		▲ 1	▲ 3
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 62	▲ 15		▲ 0.1	▲ 1
小計 (1) (= a + b + c)	43,568	472,376		38,039	45,903
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	0	0		0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0	0		0	0
小計 (2) (= d + e)	0	0		0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	0	307		1	2
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)	192	0		435	63
小計 (3) (= f + g)	192	307		436	65
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	43,760	472,683		38,475	45,968
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**3.69%**	**6.51%**		**5.16%**	**2.61%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	▲ 37	▲ 238		▲ 0.03	▲ 0.3
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)	1,578	30,542		1,985	1,198
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	▲ 15	0		▲ 0.03	▲ 0.3
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)	43,745	472,683		38,475	45,967
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**3.61%**	**6.46%**		**5.16%**	**2.61%**
（参考）自己資本比率	**6.67%**	**9.40%**		**11.06%**	**7.68%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-13】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(13/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 61	信用組合 62	信用組合 63	信用組合 64	信用組合 65
自己資本の額（注1）(X)	7,577	17,032	474	1,653	2,067
総資産の額（注2）(a)	77,508	414,855	8,952	25,314	59,299
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 160	▲ 157	0	▲ 40	▲ 13
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 5	▲ 359	▲ 11	0	▲ 11
小計 (1)（= a + b + c）	77,343	414,339	8,941	25,274	59,275
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	1,813	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	6600	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	8,413	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	160	157	0	40	12
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	0	2,342	0	382	0
小計 (3)（= f + g）	160	2,499	0	422	12
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	77,503	425,251	8,941	25,697	59,287
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**9.78%**	**4.01%**	**5.30%**	**6.43%**	**3.49%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 1	▲ 132	▲ 3	0	▲ 2
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	7,576	16,900	471	1,653	2,065
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 1	▲ 89	▲ 3	0	▲ 2
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	77,502	425,162	8,939	25,697	59,285
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**9.78%**	**3.97%**	**5.27%**	**6.43%**	**3.48%**
（参考）自己資本比率	**23.30%**	**9.06%**	**12.71%**	**15.31%**	**7.81%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-14】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(14/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 66	信用組合 67	信用組合 68	信用組合 69	信用組合 70
自己資本の額（注1）(X)	1,530	8,797	1,453	5,880	7,252
総資産の額（注2）(a)	54,046	161,476	48,684	65,772	60,596
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 2	▲ 128	▲ 7	▲ 1	▲ 7
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 3	▲ 80	▲ 4	▲ 1	▲ 92
小計 (1)（= a + b + c）	54,041	161,268	48,673	65,770	60,497
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1	1,816	6	1	5
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	0	0	290	86	165
小計 (3)（= f + g）	1	1,816	296	87	170
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	54,042	163,084	48,969	65,857	60,667
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**2.83%**	**5.39%**	**2.97%**	**8.93%**	**11.95%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 10	▲ 19	▲ 1	0	▲ 22
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	1,520	8,778	1,452	5,880	7,230
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	▲ 19	▲ 1	0	▲ 22
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	54,042	163,065	48,968	65,857	60,645
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**2.81%**	**5.38%**	**2.97%**	**8.93%**	**11.92%**
（参考）自己資本比率	**6.64%**	**12.85%**	**7.28%**	**17.76%**	**33.21%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値

が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-15】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(15/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 71	信用組合 72	信用組合 73	信用組合 74	信用組合 75
自己資本の額 (注1) (X)	2,110	3,237	31,295	12,665	64,687
総資産の額 (注2) (a)	37,756	63,220	429,757	303,978	1,024,272
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 39	▲ 42	▲ 812	▲ 132	▲ 830
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 2	▲ 15	▲ 66	▲ 128	▲ 496
小計 (1) (= a + b + c)	37,715	63,163	428,879	303,719	1,022,946
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0	0	0	0
クレジット･デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	39	42	554	112	891
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	251	297	2,224	1,492	7,492
小計 (3) (= f + g)	290	339	2,778	1,604	8,383
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	38,005	63,502	431,657	305,323	1,031,329
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**5.55%**	**5.10%**	**7.25%**	**4.15%**	**6.27%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	0	▲ 3	0	▲ 31	▲ 124
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	2,110	3,234	31,295	12,634	64,563
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	0	▲ 3	0	▲ 31	▲ 124
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	38,005	63,499	431,657	305,292	1,031,205
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**5.55%**	**5.09%**	**7.25%**	**4.14%**	**6.26%**
(参考) 自己資本比率	**11.89%**	**12.26%**	**13.31%**	**9.08%**	**17.91%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-16】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(16/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 76	信用組合 77	信用組合 78	信用組合 79	信用組合 80
自己資本の額（注１）(X)	4,292	3,843	1,317	2,399	6,707
総資産の額（注２）(a)	40,999	122,235	23,497	35,985	93,237
(▲) 債務保証見返（注２）(b)	▲ 59	▲ 83	▲ 216	▲ 90	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 0.2	▲ 6	▲ 5	0	▲ 7
小計 (1)（= a + b + c）	40,939	122,146	23,276	35,895	93,230
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	59	83	216	90	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	0	2,201	173	0	9
小計 (3)（= f + g）	59	2,284	389	90	9
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	40,998	124,429	23,665	35,985	93,239
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**10.47%**	**3.09%**	**5.57%**	**6.67%**	**7.19%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	0	▲ 1	▲ 13	0	0
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	4,292	3,842	1,304	2,399	6,707
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	0	▲ 1	▲ 1	0	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	40,998	124,428	23,664	35,985	93,239
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	10.47%	3.09%	5.51%	6.67%	7.19%
（参考）自己資本比率	32.58%	8.06%	10.59%	26.02%	17.13%

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-17】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(17/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 81	信用組合 82	信用組合 83	信用組合 84	信用組合 85 (注 11)
自己資本の額 (注 1) (X)	3,182	3,611	6,547	5,410	
総資産の額 (注 2) (a)	22,035	32,824	113,274	57,090	
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)	0	0	▲ 376	0	
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 0.01	▲ 8	▲ 223	▲ 9	
小計 (1) (= a + b + c)	22,035	32,816	112,675	57,081	
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	0	0	0	0	
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0	0	0	0	
小計 (2) (= d + e)	0	0	0	0	
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	0	0	376	0	
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)	7	0	1	16	
小計 (3) (= f + g)	7	0	377	16	
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	22,042	32,816	113,052	57,097	
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	14.44%	11.00%	5.79%	9.48%	
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	▲ 0.002	▲ 2	▲ 967	▲ 2	
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)	3,182	3,609	5,580	5,408	
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	▲ 0.002	▲ 2	▲ 56	▲ 2	
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)	22,042	32,814	112,997	57,095	
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	14.44%	11.00%	4.94%	9.47%	
(参考) 自己資本比率	39.97%	28.95%	8.40%	17.97%	

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-18】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(18/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 86	信用組合 87	信用組合 88	信用組合 89	信用組合 90
自己資本の額（注1）(X)	757	10,637	7,626	9,333	13,612
総資産の額（注2）(a)	10,153	87,922	174,976	188,177	287,920
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	0	▲ 12	▲ 608	▲ 988	▲ 17
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 1	▲ 3	▲ 36	▲ 111	▲ 19
小計 (1)（= a + b + c）	10,152	87,908	174,332	187,078	287,884
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	8	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	8	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	0	12	608	988	6
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	0	0	1,587	357	978
小計 (3)（= f + g）	0	12	2,195	1,345	984
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	10,160	87,919	176,527	188,423	288,868
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**7.45%**	**12.10%**	**4.32%**	**4.95%**	**4.71%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	0	0	▲ 72	▲ 27	▲ 185
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	757	10,637	7,554	9,306	13,427
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	0	0	▲ 8	▲ 27	▲ 4
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	10,160	87,919	176,519	188,396	288,864
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**7.45%**	**12.10%**	**4.28%**	**4.94%**	**4.65%**
（参考）自己資本比率	**15.90%**	**31.27%**	**9.23%**	**9.57%**	**9.24%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-19】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(19/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 91	信用組合 92	信用組合 93	信用組合 94 (注 11)	信用組合 95
自己資本の額 (注 1) (X)	4,882	4,339	24,705		2,155
総資産の額 (注 2) (a)	122,613	42,560	319,216		18,814
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)	▲ 464	▲ 40	▲ 281		0
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 372	▲ 4	▲ 61		▲ 2
小計 (1) (= a + b + c)	121,777	42,516	318,875		18,812
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	0	0	0		0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0	0	0		0
小計 (2) (= d + e)	0	0	0		0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	464	40	281		0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)	21	0	3,267		4
小計 (3) (= f + g)	485	40	3,548		4
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	122,262	42,556	322,423		18,816
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	3.99%	10.20%	7.66%		11.46%
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	▲ 373	▲ 1	▲ 15		▲ 1
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)	4,510	4,338	24,690		2,155
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	▲ 93	▲ 1	▲ 15		▲ 1
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)	122,169	42,555	322,408		18,815
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	3.69%	10.19%	7.66%		11.45%
(参考) 自己資本比率	4.82%	39.05%	16.32%		25.64%

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-20】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(20/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 96 (注 11)	信用組合 97	信用組合 98	信用組合 99	信用組合 100
自己資本の額 (注 1) (X)		9,603	3,072	37,097	16,215
総資産の額 (注 2) (a)		141,834	60,284	560,221	289,782
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)		▲ 189	▲ 325	▲ 222	▲ 96
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)		▲ 5	▲ 2	▲ 88	▲ 150
小計 (1) (= a + b + c)		141,640	59,957	559,911	289,536
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)		0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)		0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)		0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)		189	325	222	96
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)		592	261	68	984
小計 (3) (= f + g)		781	586	290	1,080
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))		142,421	60,543	560,201	290,615
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)		**6.74%**	**5.07%**	**6.62%**	**5.58%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)		▲ 1	0	▲ 21	▲ 74
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)		9,602	3,072	37,076	16,141
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)		▲ 1	0	▲ 21	▲ 37
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)		142,420	60,543	560,180	290,578
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)		**6.74%**	**5.07%**	**6.62%**	**5.55%**
(参考) 自己資本比率		**13.66%**	**7.76%**	**11.79%**	**8.15%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-21】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(21/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 101	信用組合 102	信用組合 103	信用組合 104	信用組合 105
自己資本の額 (注1) (X)	56,644	1,505	12,255	511	9,274
総資産の額 (注2) (a)	681,102	19,801	237,103	8,540	85,962
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	0	▲ 29	▲ 200	0	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 41	▲ 4	▲ 56	▲ 0.5	▲ 22
小計 (1) (= a + b + c)	681,061	19,769	236,846	8,539	85,940
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	0	29	200	0	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	0	588	2,793	0	0
小計 (3) (= f + g)	0	617	2,993	0	0
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	681,061	20,385	239,840	8,539	85,940
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**8.32%**	**7.38%**	**5.11%**	**5.99%**	**10.79%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 10	0	▲ 123	▲ 0.1	▲ 56
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	56,634	1,505	12,132	511	9,218
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 10	0	▲ 14	▲ 0.1	▲ 5
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	681,051	20,385	239,826	8,539	85,935
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**8.32%**	**7.38%**	**5.06%**	**5.99%**	**10.73%**
(参考) 自己資本比率	**10.26%**	**10.20%**	**8.65%**	**11.84%**	**17.03%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-22】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(22/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 106	信用組合 107	信用組合 108	信用組合 109	信用組合 110
自己資本の額 (注1) (X)	8,891	97,067	3,487	1,380	6,482
総資産の額 (注2) (a)	125,506	1,696,908	49,919	17,392	130,173
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	0	▲ 274	0	0	▲ 493
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 2	▲ 387	▲ 0.2	▲ 177	▲ 22
小計 (1) (= a + b + c)	125,503	1,696,247	49,919	17,215	129,659
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	0	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	0	274	0	0	361
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	2,609	828	143	102	75
小計 (3) (= f + g)	2,609	1,102	143	102	436
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	128,113	1,697,349	50,062	17,317	130,094
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**6.94%**	**5.72%**	**6.97%**	**7.97%**	**4.98%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 6	▲ 96	▲ 0.04	▲ 44	▲ 5
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	8,885	96,971	3,487	1,335	6,476
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 6	▲ 96	▲ 0.04	▲ 44	▲ 5
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	128,107	1,697,253	50,062	17,273	130,089
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**6.94%**	**5.71%**	**6.97%**	**7.73%**	**4.98%**
(参考) 自己資本比率	**15.90%**	**10.66%**	**16.44%**	**17.10%**	**7.63%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-23】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(23/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 111	信用組合 112	信用組合 113	信用組合 114	信用組合 115
自己資本の額 (注1) (X)	3,992	6,828	27,200	8,813	12,242
総資産の額 (注2) (a)	64,747	78,252	456,179	88,052	259,077
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	0	0	▲ 242	0	▲ 802
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 11	▲ 27	▲ 35	▲ 5	▲ 12
小計 (1) (= a + b + c)	64,736	78,225	455,902	88,047	258,263
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0	1,679	0	321
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0	178	0	54
小計 (2) (= d + e)	0	0	1,857	0	375
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	0	0	242	0	802
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	179	0	3,332	0	222
小計 (3) (= f + g)	179	0	3,574	0	1,024
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	64,916	78,225	461,333	88,047	259,661
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**6.15%**	**8.73%**	**5.90%**	**10.01%**	**4.71%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 7	▲ 6	▲ 8	▲ 1	▲ 48
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	3,985	6,822	27,192	8,811	12,193
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 7	▲ 6	▲ 8	▲ 1	▲ 3
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	64,909	78,219	461,325	88,045	259,658
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**6.14%**	**8.72%**	**5.89%**	**10.01%**	**4.70%**
(参考) 自己資本比率	**16.14%**	**20.98%**	**15.74%**	**24.51%**	**10.69%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-24】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(24/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 116	信用組合 117	信用組合 118	信用組合 119	信用組合 120
自己資本の額（注1）(X)	3,566	1,824	1,990	7,364	19,083
総資産の額（注2）(a)	76,715	25,766	27,847	190,040	485,328
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 513	▲ 1	▲ 0.4	▲ 640	▲ 171
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 2	▲ 0.1	▲ 2	▲ 425	▲ 2
小計 (1)（= a + b + c）	76,199	25,765	27,845	188,975	485,156
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	285	1	0	640	158
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	33	0	0	57	4,949
小計 (3)（= f + g）	317	1	0	698	5,107
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	76,517	25,766	27,845	189,672	490,262
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.66%**	**7.08%**	**7.15%**	**3.88%**	**3.89%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 0.4	▲ 0.03	0	▲ 105	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	3,565	1,824	1,990	7,259	19,083
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 0.4	▲ 0.03	0	▲ 105	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	76,516	25,766	27,845	189,567	490,262
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.66%**	**7.08%**	**7.15%**	**3.83%**	**3.89%**
（参考）自己資本比率	**7.74%**	**15.66%**	**12.53%**	**6.10%**	**11.39%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-25】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(25/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 121	信用組合 122	信用組合 123	信用組合 124 (注 11)	信用組合 125
自己資本の額 (注 1) (X)	48,394	15,973	8,691		8,245
総資産の額 (注 2) (a)	812,570	342,940	178,049		157,327
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)	▲ 1,273	▲ 293	▲ 160		▲ 6
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)	▲ 19	▲ 28	▲ 19		▲ 15
小計 (1)（= a + b + c)	811,278	342,619	177,871		157,305
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)	0	0	0		14
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)	0	0	0		14
小計 (2)（= d + e)	0	0	0		28
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)	1,078	293	156		8
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%) (注 6) (注 7) (g)	3,596	1,968	118		1,464
小計 (3)（= f + g)	4,674	2,261	274		1,472
総エクスポージャー額 (注 8) (Y)（= (1) + (2) + (3))	815,952	344,880	178,145		158,805
簡易レバレッジ比率（= X/Y)	**5.93%**	**4.63%**	**4.88%**		**5.19%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)	▲ 765	▲ 332	▲ 121		▲ 3
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX)（= X + h)	47,629	15,641	8,570		8,242
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)	▲ 4	▲ 7	▲ 4		▲ 3
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY)（= Y + i)	815,948	344,873	178,141		158,802
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY)	**5.84%**	**4.54%**	**4.81%**		**5.19%**
（参考）自己資本比率	**10.09%**	**8.22%**	**7.12%**		**10.68%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-26】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(26/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 126	信用組合 127	信用組合 128	信用組合 129	信用組合 130
自己資本の額（注1）(X)	6,078	1,956	6,266	3,015	1,310
総資産の額（注2）(a)	76,273	29,373	126,860	34,261	22,066
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 1	▲ 42	▲ 81	▲ 6	▲ 5
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 6	▲ 5	▲ 6	▲ 0.01	0
小計 (1)（= a + b + c）	76,266	29,325	126,773	34,255	22,062
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	1	35	81	6,439	4
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	717	234	2,143	961	0
小計 (3)（= f + g）	718	269	2,224	7,400	4
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	76,984	29,594	128,997	41,655	22,066
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**7.90%**	**6.61%**	**4.86%**	**7.24%**	**5.94%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 49	▲ 210	▲ 299	▲ 0.001	0
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	6,029	1,746	5,967	3,015	1,310
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 1	0	▲ 1	▲ 0.001	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	76,983	29,594	128,996	41,655	22,066
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**7.83%**	**5.90%**	**4.63%**	**7.24%**	**5.94%**
（参考）自己資本比率	**15.76%**	**10.12%**	**9.20%**	**14.98%**	**8.93%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-27】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(27/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 131 (注 11)	信用組合 132 (注 11)	信用組合 133 (注 12)	信用組合 134	信用組合 135
自己資本の額 (注 1) (X)			7,200	2,602	2,524
総資産の額 (注 2) (a)			158,961	35,072	62,626
(▲) 債務保証見返 (注 2) (b)			▲ 38	▲ 60	▲ 39
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注 1) (c)			▲ 5	0	▲ 3
小計 (1) (= a + b + c)			158,918	35,012	62,584
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注 1) (注 3) (d)			0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注 1) (注 4) (e)			0	0	0
小計 (2) (= d + e)			0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注 1) (注 5) (f)			38	60	39
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注 6) (注 7) (g)			3,427	6	427
小計 (3) (= f + g)			3,464	66	466
総エクスポージャー額 (注 8) (Y) (= (1) + (2) + (3))			162,382	35,078	63,050
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)			**4.43%**	**7.42%**	**4.00%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注 1) (注 9) (h)			▲ 151	0	0
経過措置終了後の自己資本の額 (注 1) (XX) (= X + h)			7,049	2,602	2,524
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注 1) (注 10) (i)			▲ 1	0	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注 8) (YY) (= Y + i)			162,381	35,078	63,050
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)			**4.34%**	**7.42%**	**4.00%**
(参考) 自己資本比率			**7.10%**	**18.93%**	**9.64%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」

の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。

（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。

（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。

（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。

（注１１）ディスクロージャー誌未公開のためデータ未収。

（注１２）2018 年度第３四半期発足のため、実績情報なし。合併前の一方金融機関の数値で代用。

（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-28】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(28/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 136	信用組合 137	信用組合 138	信用組合 139	信用組合 140
自己資本の額（注1）(X)	6,378	4,668	2,941	2,199	876
総資産の額（注2）(a)	66,125	132,175	49,236	36,043	15,546
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 59	▲ 4	▲ 145	▲ 4	▲ 1
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 1	▲ 4	0	▲ 21	0
小計 (1)（= a + b + c）	66,065	132,167	49,090	36,017	15,545
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	39	4	145	3	1
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	372	0	0	1,117	0
小計 (3)（= f + g）	411	4	145	1,121	1
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	66,476	132,171	49,236	37,138	15,546
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	9.59%	3.53%	5.97%	5.92%	5.64%
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 0.3	▲ 1	0	▲ 7	▲ 6
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	6,378	4,667	2,941	2,193	870
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 0.3	▲ 1	0	▲ 5	0
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	66,476	132,170	49,236	37,133	15,546
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	9.59%	3.53%	5.97%	5.90%	5.60%
(参考) 自己資本比率	22.10%	7.37%	18.70%	11.87%	9.66%

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-29】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(29/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 141	信用組合 142	信用組合 143	信用組合 144	信用組合 145
自己資本の額（注1）(X)	1,141	5,674	18,728	372	7,115
総資産の額（注2）(a)	19,140	122,647	444,074	9,878	151,870
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 0.2	▲ 91	▲ 1,029	▲ 7	▲ 79
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 0.1	▲ 14	▲ 21	0	▲ 164
小計 (1)（= a + b + c）	19,140	122,543	443,024	9,871	151,627
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	0	0	0	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	0	91	853	7	79
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	0	1,065	1,875	0	1,313
小計 (3)（= f + g）	0	1,155	2,728	7	1,392
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	19,140	123,698	445,752	9,878	153,019
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**5.96%**	**4.59%**	**4.20%**	**3.77%**	**4.65%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 0.03	▲ 66	▲ 431	0	▲ 288
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	1,141	5,608	18,297	372	6,827
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 0.03	▲ 3	▲ 5	0	▲ 40
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	19,140	123,695	445,747	9,878	152,979
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**5.96%**	**4.53%**	**4.10%**	**3.77%**	**4.46%**
（参考）自己資本比率	**19.15%**	**9.53%**	**10.18%**	**7.36%**	**9.03%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 11-30】図表 L：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（信用組合）　(30/30)

（単位：百万円、%）

金融機関	信用組合 146	信用組合 147
自己資本の額 (注1) (X)	3,032	3,513
総資産の額 (注2) (a)	34,994	79,551
(▲) 債務保証見返 (注2) (b)	▲ 31	▲ 109
(▲) コア資本に係る調整項目の額 (注1) (c)	▲ 0.3	▲ 5
小計 (1) (= a + b + c)	34,963	79,436
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額 (注1) (注3) (d)	0	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額 (注1) (注4) (e)	0	0
小計 (2) (= d + e)	0	0
オフ・バランス取引の与信相当額 (注1) (注5) (f)	31	109
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額 (*10%) (注6) (注7) (g)	0	786
小計 (3) (= f + g)	31	895
総エクスポージャー額 (注8) (Y) (= (1) + (2) + (3))	34,994	80,332
簡易レバレッジ比率 (= X/Y)	**8.67%**	**4.37%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額 (注1) (注9) (h)	▲ 0.1	▲ 1
経過措置終了後の自己資本の額 (注1) (XX) (= X + h)	3,032	3,512
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額 (注1) (注10) (i)	▲ 0.1	▲ 1
経過措置終了後の総エクスポージャー額 (注8) (YY) (= Y + i)	34,994	80,331
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率 (= XX/YY)	**8.67%**	**4.37%**
(参考) 自己資本比率	**20.80%**	**8.55%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 12-1】図表 M：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（労働金庫）　（1/3）

（単位：百万円、%）

金融機関	労働金庫 1	労働金庫 2	労働金庫 3	労働金庫 4	労働金庫 5
自己資本の額（注１）(X)	276,375	48,297	97,284	286,741	35,625
総資産の額（注２）(a)	9,986,015	1,039,668	2,211,129	6,905,950	793,318
(▲) 債務保証見返（注２）(b)	0	▲ 40	▲ 267	▲ 1,125	▲ 222
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 5,606	▲ 20	▲ 228	▲ 1,178	▲ 118
小計 (1)（= a + b + c）	9,980,409	1,039,608	2,210,634	6,903,647	792,978
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	922	104	0	283	0
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	187	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	1,109	104	0	283	0
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	0	40	267	1,359	222
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	21,547	3,090	5,745	33,282	3,613
小計 (3)（= f + g）	21,547	3,130	6,012	34,641	3,835
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	10,003,065	1,042,842	2,216,646	6,938,571	796,813
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**2.76%**	**4.63%**	**4.39%**	**4.13%**	**4.47%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 1,190	▲ 527	▲ 529	▲ 1,440	▲ 142
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	275,185	47,770	96,755	285,301	35,483
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注 10）(i)	▲ 1,401	▲ 5	▲ 56	▲ 294	▲ 29
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	10,001,664	1,042,837	2,216,590	6,938,277	796,784
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**2.75%**	**4.58%**	**4.37%**	**4.11%**	**4.45%**
（参考）自己資本比率	**25.76%**	**9.30%**	**10.04%**	**9.47%**	**10.57%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 12-2】図表 M：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（労働金庫）　(2/3)

（単位：百万円、%）

金融機関	労働金庫 6	労働金庫 7	労働金庫 8	労働金庫 9	労働金庫 10
自己資本の額（注1）(X)	94,544	122,016	53,480	35,089	91,971
総資産の額（注2）(a)	2,052,872	2,281,803	1,205,861	646,584	2,101,938
(▲) 債務保証見返（注2）(b)	▲ 455	▲ 618	▲ 33	▲ 69	▲ 421
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注1）(c)	▲ 359	▲ 369	▲ 200	▲ 133	▲ 335
小計 (1)（= a + b + c）	2,052,058	2,280,816	1,205,628	646,382	2,101,182
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注1）（注3）(d)	123	0	0	42	615
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注1）（注4）(e)	0	0	0	0	302
小計 (2)（= d + e）	123	0	0	42	917
オフ・バランス取引の与信相当額（注1）（注5）(f)	455	618	33	83	421
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注6）（注7）(g)	4,667	13,230	8,241	4,354	11,874
小計 (3)（= f + g）	5,122	13,848	8,274	4,437	12,295
総エクスポージャー額（注8）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	2,057,303	2,294,664	1,213,902	650,861	2,114,394
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**4.60%**	**5.32%**	**4.41%**	**5.39%**	**4.35%**
(▲) 経過措置による自己資本調整額（注1）（注9）(h)	▲ 66	▲ 92	▲ 50	▲ 155	▲ 83
経過措置終了後の自己資本の額（注1）(XX)（= X + h）	94,478	121,924	53,430	34,934	91,888
(▲) 経過措置によるエクスポージャー調整額（注1）（注10）(i)	▲ 66	▲ 92	▲ 50	▲ 33	▲ 83
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注8）(YY)（= Y + i）	2,057,237	2,294,572	1,213,852	650,828	2,114,311
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**4.59%**	**5.31%**	**4.40%**	**5.37%**	**4.35%**
（参考）自己資本比率	**10.04%**	**12.57%**	**9.60%**	**11.03%**	**9.22%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット・デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実

効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

【別紙 12-3】図表 M：国内基準行；簡易レバレッジ比率一覧（労働金庫）　(3/3)

（単位：百万円、%）

金融機関	労働金庫 11	労働金庫 12	労働金庫 13	労働金庫 14
自己資本の額（注１）(X)	65,982	47,659	78,285	14,548
総資産の額（注２）(a)	869,706	753,354	1,253,759	281,749
(▲) 債務保証見返（注２）(b)	▲ 6	▲ 96	▲ 1,910	0
(▲) コア資本に係る調整項目の額（注１）(c)	▲ 60	▲ 48	▲ 32	▲ 44
小計 (1)（= a + b + c）	869,640	753,210	1,251,817	281,705
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額（注１）（注３）(d)	4	418	120	18
クレジット・デリバティブの想定元本の額（注１）（注４）(e)	0	0	0	0
小計 (2)（= d + e）	4	418	120	18
オフ・バランス取引の与信相当額（注１）（注５）(f)	6	96	1,910	0
任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントの想定元本額（*10%）（注６）（注７）(g)	3,440	2,845	3,465	1,666
小計 (3)（= f + g）	3,446	2,941	5,375	1,666
総エクスポージャー額（注８）(Y)（= (1) + (2) + (3)）	873,090	756,569	1,257,312	283,389
簡易レバレッジ比率（= X/Y）	**7.56%**	**6.30%**	**6.23%**	**5.13%**
（▲）経過措置による自己資本調整額（注１）（注９）(h)	▲ 15	▲ 11	▲ 8	▲ 11
経過措置終了後の自己資本の額（注１）(XX)（= X + h）	65,967	47,648	78,277	14,537
（▲）経過措置によるエクスポージャー調整額（注１）（注10）(i)	▲ 15	▲ 11	▲ 8	▲ 11
経過措置終了後の総エクスポージャー額（注８）(YY)（= Y + i）	873,075	756,558	1,257,304	283,378
経過措置終了後の簡易レバレッジ比率（= XX/YY）	**7.56%**	**6.30%**	**6.23%**	**5.13%**
（参考）自己資本比率	**18.48%**	**11.87%**	**12.94%**	**12.31%**

（注１）　バーゼル規制関連開示資料より引用。連結ベースを優先し、ない場合は単体ベースとする。
（注２）　連結貸借対照表（貸借対照表）の「資産の部」より引用。
（注３）　レバレッジ比率の「ノン・リスクベース」性を確保すべく、グロスの与信相当額（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）を用いる。
（注４）　クレジット・デリバティブのプロテクション提供（売却）部分のみの想定元本の額を用いる。それが抽出不能な場合、「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」又は「信用リスク削減手法が勘案されたエクスポージャーの額」におけるクレジット･デリバティブの額で代用する。それらも抽出不能な場合は、クレジット・デリバティブの「与信相当額」（ネッティング効果及び信用リスク削減効果の勘案前）で代用する。
（注５）　内部格付手法採用行の場合、EAD の数値で代用する。標準的手法採用行の場合は、信用リスク・アセットの額で代用する。いずれも抽出不能な場合は、「支払承諾見返」の数値で代用する。
（注６）　連結貸借対照表（貸借対照表）注記より引用。
（注７）　コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高のうち、「任意の時期に無条件で取消可能なもの」が抽出不能な場合は、「原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）」の数値で代用する。それも抽出不能な場合は、コミットメントライン契約（及び/又は当座貸越契約）の融資未実効残高そのものの数値で代用する。
（注８）　レバレッジ比率のエクスポージャーのうち、「レポ取引等に関する額」については、簡易計算のための数値が各金融機関公表資料からは抽出不能なため、算出していない。
（注９）　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」、「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」（以上、「コア資本に係る基礎項目」の経過措置算入額）の合計額、及び「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不

算入額」の合計額を合算した数値を用いる。
（注１０）「コア資本に係る調整項目」のうち「経過措置による不算入額」の合計額を用いる。
（出所）各金融機関公表のディスクロージャー誌（2018 年 3 月末時点）を参考に筆者作成。

金融庁金融研究センター

〒100-8967　東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1
中央合同庁舎 7 号館　金融庁 15 階

TEL：03-3506-6000（内線 3552）
FAX：03-3506-6716
URL：http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html